総行公第 127 号
総行安第 59 号
令和７年 12 月 25 日

各都道府県総務部長
（人事担当課、安全衛生担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課、安全衛生担当課扱い）
各人事委員会事務局長
殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
安全厚生推進室長
（公印省略）

「令和６年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果等を踏まえた
地方公共団体における勤務環境の整備・改善等について（通知）

各地方公共団体の協力により実施した「令和６年度勤務条件等に関する調査」について、結果を取りまとめましたので通知します。

今回調査した項目の中には、時間外勤務や休暇取得の状況、多様で柔軟な勤務時間の設定、男性職員の育児休業の取得状況、メンタルヘルス不調による休務者の状況が含まれており、いずれも地方公務員の働き方改革の推進に深く関わる統計となっております。これらの調査結果は、職員が心身の健康を維持し、ワークライフバランスを保ちながら職務に従事できる環境を任命権者及び各職場の管理監督者が整えることの重要性を示唆するものです。このような環境を整えることは、各団体の組織がその力をいかんなく発揮し、住民に対する質の高い行政サービスを提供することにもつながるものと考えられます。

また、職務環境や業務上の人間関係における問題は、職員の心身を損ない、各種ハラスメント事案や近年増加の一途であるメンタルヘルス不調による長期間の休務にもつながり、不調に陥った職員のみならず、他の職員、ひいては各団体の組織全体の職務遂行にも著しい支障が生じ得るところです。加えて、このような活力が低下した組織の状況では、人口減少・少子化の折、自治体運営の将来を担う有為な人材の採用にも影響が及ぶことが懸念されます。

各団体におかれましては、働き方改革がそれぞれの組織にもたらす意義及び効果を十分認識の上、調査結果を踏まえた勤務環境の整備・改善を進めるべく、下記の事項

にも留意の上、対応いただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村等に対しても、本件について情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４（技術的な助言）に基づくものです。

記

第１　地方公共団体における働き方改革に向けた勤務環境の整備・改善

１　勤務時間・休暇に関する事項

(1) 勤務時間、休暇等については、地方公務員法第24条第４項により、国及び他の地方公共団体との権衡を失しないよう求められているとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）等地方公務員に適用される労働関係法令の定めに反しないよう配慮し、各種制度を整備していただきたい。

とりわけ、国家公務員について措置されている特別休暇であって、労働関係法令にも同様の定めのある休暇について措置していない団体においては、特に留意されたい。

(2) ワークライフバランス推進の観点から、柔軟な勤務時間制度として、「時差出勤制度」、各種「早出・遅出勤務」及び「フレックスタイム制」等の制度について、積極的に活用していただき、多様で柔軟な働き方を可能とする勤務環境の整備を進めていただきたい。

特に、フレックスタイム制は、個々の職員の健康確保や希望・事情に応じた働き方を実現する上で重要な制度であり、導入済の団体が大きく増加しているところ、未だに導入していない団体においては、条例により制度を設けていただくよう検討をお願いしたい。また、フレックスタイム制を導入している団体の約６割が、週休日のほか、勤務時間を割り振らない日を設けており、既にフレックスタイム制を導入している団体においても、国家公務員に係る制度を踏まえ、更なる柔軟化を検討していただきたい。

(3) 時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進については、時間外勤務命令の上限規制制度の実効的な運用や、計画表の活用等による職員が年次有給休暇を取得しやすい環境づくりなどにより、積極的に取り組んでいただきたい。また、民間においては、年次有給休暇の年５日の確実な取得が罰則付きで定められている

ことも鑑み、各団体におかれては、職員の年次有給休暇の使用について配慮いただきたい。

なお、時間外勤務の関係については、別途通知する。

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育休法」という。）に基づく「育児休業」、「部分休業」及び「育児短時間勤務」について、条例が未整備である団体は、各制度の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて所要の措置を講じていただきたい。

(5) 男性職員の育児休業並びに配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇については、その取得向上について、積極的に取り組んでいただきたい。

なお、これらの休業等の取扱いについては別途通知する。

(6) 本年度は、仕事と生活の両立支援の拡充を目的として、令和７年４月１日施行の制度改正（子の看護等休暇に関する見直し、超過勤務の免除の見直し及び介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化）及び令和７年10月１日施行の制度改正（部分休業の取得パターンの多様化及び仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等）が行われたところである。「地方公共団体の勤務条件等に関する調査ヒアリングの実施について（通知）」（令和７年６月５日総行公第66号・総行安第38号）及び「勤務条件等に関する調査の附帯調査について（照会）」（令和７年10月８日総行公第108号。以下「附帯調査」という。）により調査した、各団体における制度改正への対応状況は別紙１のとおりであり、対応ができていない団体においては、所要の措置を速やかに講じていただきたい。

(7) 会計年度任用職員の休暇等については、当該休暇等を有給とするか否かも含め、国の非常勤職員との間の権衡を失しないように適当な考慮が払われるべきものである。

また、育休法に基づく「育児休業」及び「部分休業」について、会計年度任用職員が取得するための条例が未整備である団体は、各制度の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて所要の措置を講じるとともに、整備済の団体を含め、取得しやすい環境づくりに取り組んでいただきたい。

なお、「人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について（令和７年４月１日施行の子の看護休暇等の見直し関係）」（令和６年12月２日総行公第102号・総行安第45号）においてお示ししたとおり、国の非常勤職員においては、仕事と生活の両立支援の拡充を目的として、令和７年４月１日施行の制度改正（子の看護等休暇、出生サポート休暇配偶者出産休暇、育児参加

のための休暇及び短期介護休暇の取得要件の緩和等）が実施されたところである。各団体における制度改正への対応状況は別紙１のとおりであり、地方公務員法の趣旨に沿い、対応ができていない団体においては、所要の措置を速やかに講じていただきたい。

２　安全衛生に関する事項

職員の健康確保措置については、安衛法に基づき、長時間勤務者に対する医師による面接指導や、ストレスチェック等によるメンタルヘルス対策に取り組んでいただいているところであり、引き続き積極的に取り組んでいただきたい。

なお、職員の健康確保措置に関する詳細は、別途通知する。

第２　地方公共団体における人材確保に関する事項

(1) 地方公共団体における人材確保は、複雑化・多様化する行政課題に的確に対応しつつ、効率的で質の高い行政の実現を図る上で大変重要である。しかしながら、地方公務員の競争試験の受験者数・競争率については、人口減少・少子化が進展する中、民間企業との競合や就業意識の多様化等により、長らく減少傾向が続いている。

こうした状況を踏まえ、各団体においては、人材確保に向けた様々な取組が進められており、中途採用試験については約７割の団体が実施しているほか、民間企業の採用選考の時期や国家公務員の試験日程を踏まえた試験日程の早期化についても、一部の団体で取組が進んでいる（別紙２のとおり）。

一方、公務の魅力の発信（ＳＮＳや動画配信等を利用した広報、インターンシップや職員との意見交換の実施等）や多様な試験方式の工夫（採用手続のデジタル化、年齢上限の引上げ・撤廃等）、多様な人材の採用（複数の採用ルートの設定、民間経験者の採用枠の設置等）については、団体区分や項目により取組状況に差が見られるほか、都道府県による専門人材の確保に係る支援については、約４割の団体において取組が実施されていない（別紙２のとおり）。

こうした全国的な取組状況やそれぞれの地域の実情を踏まえ、人事担当課及び人事委員会におかれては、緊密に連携し、必要な人材の確保に向けて引き続き取り組むとともに、都道府県においては、市区町村の専門人材の確保に係る支援について積極的に検討いただきたい。

その際、「人材育成基本方針策定指針の改正について」（令和５年12月22日総行給第71号ほか）や令和７年３月に公表した「地方公共団体における人材育成・確保推進のための参考事例集」を踏まえ、人材育成・確保基本方針策定指針において示された人材確保に係る取組について、各団体の実情に即して積極的に検討いただきたい。

(2) 中途採用について、「地方公共団体における就職氷河期世代支援に係る中途採用の一層の推進について」（令和７年６月20日総行公第76号）により要請しているとおり、国家公務員に係る方針も踏まえ、引き続き、各団体においては、就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験や就職氷河期世代に限定した採用試験等の実施に加え、受験資格の上限年齢の引上げなどの応募機会の拡大、採用情報等の一層の周知などを含め、就職氷河期世代の積極的な採用に向けて取り組んでいただきたい。

（連絡先）総務省自治行政局公務員部
【下記以外の事項】
公務員課　　藤井、加藤、池上
TEL:03-5253-5544
【安全衛生に関する事項】
安全厚生推進室　出口、神長、赤嶺
TEL:03-5253-5560

地方公務員における働き方改革に係る状況
―令和6年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要―

○　地方公務員の勤務時間・休暇等の勤務条件や競争試験の令和6年度（一部、令和7年4月1日現在）の状況について調査

【対象団体】　都道府県（47団体）、指定都市（20団体）及び
その他の市区町村（1721団体。以下「市区町村」という。）
※安全衛生に関する事項については、一部事務組合等を含む。

【対象職員】　一般職に属する地方公務員（会計年度任用職員を除く）
※安全衛生に関する事項については、
特別職に属する地方公務員及び臨時・非常勤職員を含む。

【主な調査項目】　・競争試験等に関する事項
・勤務時間及び休暇等に関する事項
・安全衛生に関する事項

＜＜目次＞＞

1．競争試験の状況
（1）競争試験全体の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
（2）中途採用の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
2．勤務時間・休暇等
（1）時間外勤務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
（2）柔軟な勤務時間制度の導入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
（3）年次有給休暇・育児休業等の取得状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
①年次有給休暇の取得状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
②育児休業の取得状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
③配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況・・ P7
3．メンタルヘルス対策の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
4．メンタルヘルス不調による休務者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
5．長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況・・・・・・・ P9
6．安全衛生管理体制の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11

修正履歴・令和8年1月9日　本資料の別紙1に掲載する内容のとおり、P8の数値を一部訂正。
・令和8年1月19日　本資料の別紙2に掲載する内容のとおり、P7の数値を一部訂正。

1. 競争試験の状況

（1）競争試験全体の状況

○ 受験者数は388,996人で、前年度から10,203人減少。合格者数は94,999人で、前年度から8,246人増加。
また、競争率は4.1倍で、前年度から0.5ポイント減少。
○ 受験者数は長らく減少傾向が続いている一方で、合格者数は増加傾向となっている。
これに伴い、競争率についても減少傾向が続いている。

過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数及び競争率の推移

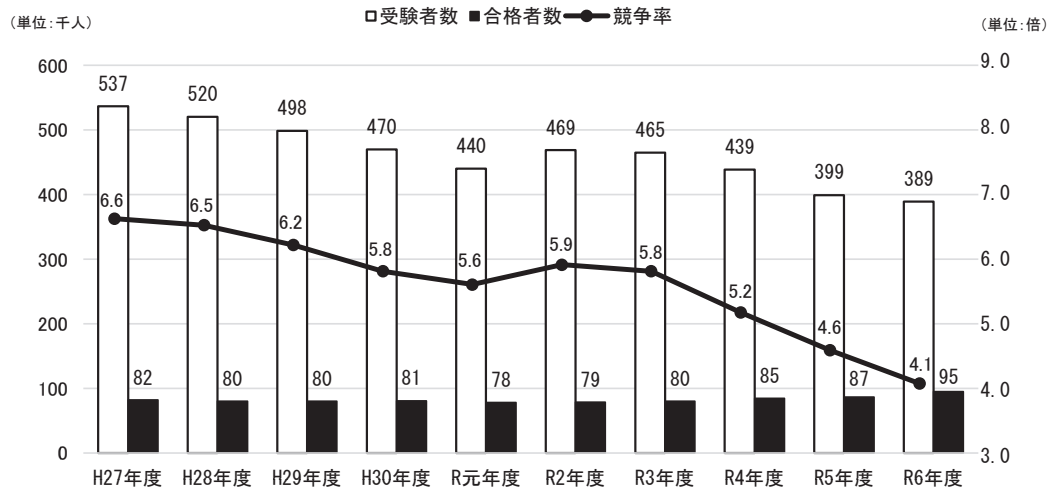

（注１）人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。）又は任命権者が実施した職員採用競争試験を調査。
なお、試験の名称が「選考」となっていても、公募・公告、能力実証判定、採用候補者名簿作成の4つの要件を満たす実質的な競争試験的選考は含む。
（注２）本表における「競争率」は、受験者数／合格者数　により算出している。

（2）中途採用の状況

○ 令和6年度に実施した中途採用試験について、受験者数は83,634人で、前年度から7,163人増加。
採用者数は13,586人で、前年度から2,455人増加。採用倍率は6.2倍で、前年度から0.7ポイント減少。
○ 受験者数は近年減少傾向だったが増加に転じ、また、実施団体数の増加による影響もあり、採用者も増加している。

過去5年間の中途採用試験における受験者数及び採用倍率の推移

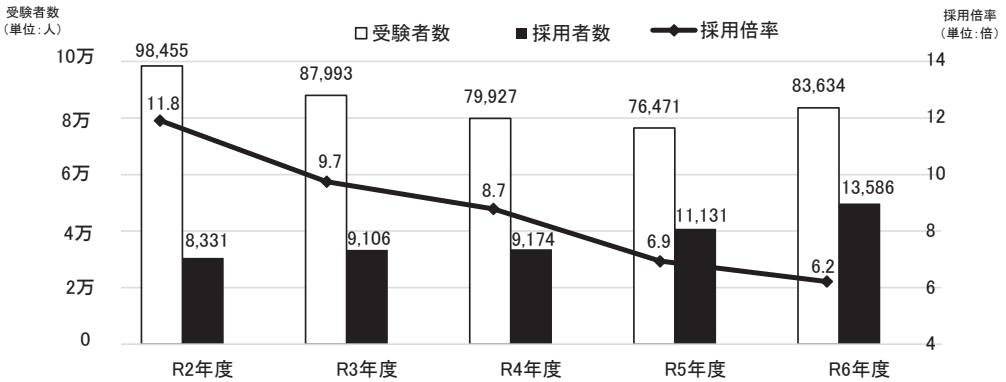

過去5年間の中途採用試験の実施団体数の推移　（単位：団体）

	団体数	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R5→R6 増減
都道府県	47	47	47	47	47	47	－
指定都市	20	20	20	20	20	20	－
市区町村	1,722	839	898	935	1,036	1,134	98
合計	1,789	906	965	1,002	1,103	1,201	98

（注１）本表は、各年度に実施された、主に新卒者を対象に行う採用試験以外の試験の実施状況を記載している。
（注２）本表における「採用倍率」は、受験者数／採用者数　により算出している。
（注３）市区町村の「団体数」には、市区町村（1,721団体）に加えて、特別区人事委員会が含まれている。

2. 勤務時間・休暇等

（1）時間外勤務の状況

○ 職員1人当たりの時間外勤務時間は、全団体平均で月間11.7時間、年間140.0時間となっており、いずれも前年度と比較して横ばいとなった。

○ 時間外勤務の時間数が月45時間を超える職員の割合は全体で4.7%、うち月100時間以上の職員の割合は全体で0.3%であり、いずれも前年度と比較して横ばいとなった。

ア）地方公務員の平均時間外勤務時間数（直近3年分）

○ 時間外勤務時間（年間）

（単位：時間）

	令和4年度 時間(年)	令和5年度 時間(年)	令和6年度 時間(年)	R5→R6 増減 (時間(年))
全体	149.6	141.1	140.0	▲ 1.1
都道府県	176.6	162.3	161.2	▲ 1.0
指定都市	156.4	151.5	152.3	0.9
市区町村	137.0	130.0	128.4	▲ 1.6

○ 時間外勤務時間（月間）

（単位：時間）

	令和4年度 時間(月)	令和5年度 時間(月)	令和6年度 時間(月)	R5→R6 増減 (時間(月))
全体	12.5	11.8	11.7	▲ 0.1
都道府県	14.7	13.5	13.4	▲ 0.1
指定都市	13.0	12.6	12.7	0.1
市区町村	11.4	10.8	10.7	▲ 0.1

（注1） 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員（管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員）を除いた職員である。
（注2） 「時間(年)」は、対象団体における時間外勤務の年間総時間数を、「平均職員数（対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除したもの）」で除したもの（小数点第2位を四捨五入）。

イ）時間外勤務の時間数が月45時間を超える職員数及び職員割合（直近2年分）

（単位：人）

	令和5年度				令和6年度				R5→R6 増減		
	調査対象延べ人数（年間）	45時間超	45時間超100時間未満	100時間以上	調査対象延べ人数（年間）	45時間超	45時間超100時間未満	100時間以上	45時間超	45時間超100時間未満	100時間以上
全体	12,760,997	614,699	579,004	35,695	12,825,499	596,795	561,706	35,089	▲ 17,904	▲ 17,298	▲ 606
	(100.0%)	(4.8%)	(4.5%)	(0.3%)	(100.0%)	(4.7%)	(4.4%)	(0.3%)	▲ 0.1%	▲ 0.1%	0.0
都道府県	3,091,504	188,867	177,102	11,765	3,094,752	183,655	173,012	10,643	▲ 5,212	▲ 4,090	▲ 1,122
	(100.0%)	(6.1%)	(5.7%)	(0.4%)	(100.0%)	(5.9%)	(5.6%)	(0.3%)	▲ 0.2%	▲ 0.1%	▲ 0.1%
指定都市	1,945,037	98,850	94,860	3,990	1,956,833	97,899	93,487	4,412	▲ 951	▲ 1,373	422
	(100.0%)	(5.1%)	(4.9%)	(0.2%)	(100.0%)	(5.0%)	(4.8%)	(0.2%)	▲ 0.1%	▲ 0.1%	0.0
市区町村	7,724,456	326,982	307,042	19,940	7,773,914	315,241	295,207	20,034	▲ 11,741	▲ 11,835	94
	(100.0%)	(4.2%)	(4.0%)	(0.3%)	(100.0%)	(4.1%)	(3.8%)	(0.3%)	▲ 0.1%	▲ 0.2%	0.0

（注1） 「調査対象延べ人数（年間）」は、各月の職員数を12ヶ月分合算したものである。
（注2） 「45時間超」、「45時間超100時間未満」及び「100時間以上」欄の上段は、それぞれの区分に該当する職員数である。
（注3） 「45時間超」、「45時間超100時間未満」及び「100時間以上」欄の下段は、「調査対象延べ人数（年間）」に占めるそれぞれの区分に該当する職員の割合である。

（2）柔軟な勤務時間制度の導入状況

○育児・介護のための早出・遅出制度の導入状況は、引き続き高水準にあり、その他の目的の早出・遅出制度では、特に市区町村において低水準の傾向にある。
○フレックスタイム制は、導入済の団体が昨年から大きく増加したが、全体では131団体（7.3%）と低水準にある(昨年度：99団体（5.5%））。
○今年度の調査では、フレックスタイム制を導入している団体について、「週休日のほか、勤務日を割り振らない日を設ける」こととしている団体を新たに調査。フレックスタイム制を導入している団体のうち、約6割の団体が勤務日を割り振らない日を設定していることが分かった。

時差出勤制度、早出・遅出及びフレックスタイム制の導入状況（令和7年4月1日現在）

※下段括弧内は団体区分中の割合　　（単位：団体）

	全体 （1，788）	都道府県 （47）	指定都市 （20）	市区町村 （1，721）
時差出勤制度	581 （32.5%）	40 （85.1%）	18 （90.0%）	523 （30.4%）
業務上の早出・遅出	863 （48.3%）	34 （72.3%）	15 （75.0%）	814 （47.3%）
通勤混雑緩和のための時差通勤	252 （14.1%）	32 （68.1%）	9 （45.0%）	211 （12.3%）
疲労蓄積防止のための早出・遅出	187 （10.5%）	28 （59.6%）	6 （30.0%）	153 （8.9%）
修学等のための早出・遅出	126 （7.0%）	23 （48.9%）	3 （15.0%）	100 （5.8%）
障害の特性等に応じた早出・遅出	196 （11.0%）	28 （59.6%）	5 （25.0%）	163 （9.5%）
育児・介護のための早出・遅出	1，270 （71.0%）	41 （87.2%）	11 （55.0%）	1，218 （70.8%）
フレックスタイム制	131 （7.3%）	27 （57.4%）	6 （30.0%）	98 （5.7%）
（フレックス制を導入している団体のうち）週休日のほか、勤務日を割り振らない日を設ける	77 （58.8%）	21 （77.8%）	2 （33.3%）	54 （55.1%）

（注１）　「時差出勤制度」とは、基本の勤務時間（例：８時30分から17時15分の時間帯）に加えて複数の勤務時間パターンを設定し、公務に支障がない範囲内で、職員の申告により勤務時間を割り振る制度を想定。申告に際して理由を問わない点で、各種早出・遅出制度とは異なる。
（注２）　早出・遅出制度及びフレックスタイム制については、国家公務員に準じた措置を実施している団体を計上。
（注３）　「（フレックスタイム制を導入している団体のうち）週休日のほか、勤務日を割り振らない日を設ける」欄の下段は、フレックスタイム制を導入している団体中の割合を示している。

（3）年次有給休暇・育児休業等の取得状況

① 年次有給休暇の取得状況

○ 年次有給休暇の平均取得日数は、全団体平均で14.0日/年と、前年度と比較して同じだった。
近年は増加傾向にあるものの、依然として国家公務員（16.3日/年）と比較して少ない水準。

○ 団体区分別にみると、平均取得日数は指定都市が最も多く、次いで都道府県、市区町村の順となっており、特に市区町村では規模が小さいほど取得日数が少ない傾向にある。

ア）年次有給休暇の平均取得日数　※括弧内は令和5年

【令和6年1月1日～令和6年12月31日※】

区　　分		団体数	平均取得日数（日）	
都道府県		47団体	14.3	(14.3)
指定都市		20団体	15.7	(16.0)
市区町村		1721団体	13.5	(13.4)
	301名以上	(530団体)	14.0	(13.9)
	101名以上 300名以下	(697団体)	12.5	(12.3)
	100名以下	(494団体)	12.1	(12.0)
全　体		1788団体	14.0	(14.0)

〔参考〕平均取得日数（日）

国	16.3	(16.2)
民間	12.1	(11.0)

※年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和６年４月１日～令和７年３月31日」
（注１）調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間在職した者。
（注２）民間の括弧内の数値は、令和５年又は令和４会計年度。
（注３）市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。
（注４）国の出典は「令和７年国家公務員給与等実態調査」（人事院）。
民間の出典は「令和７年就労条件総合調査」（厚生労働省）。

イ）年次有給休暇の平均取得日数の推移（令和2年～令和6年）

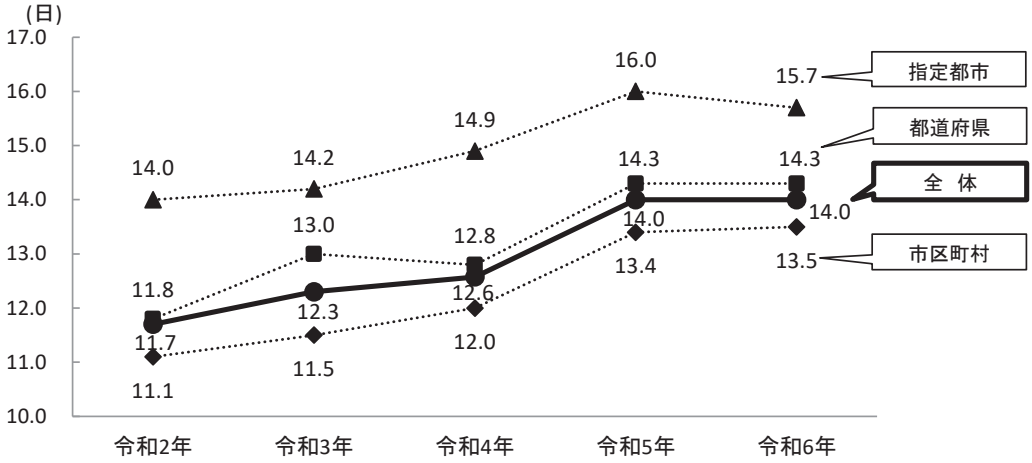

②育児休業の取得状況

※参考：男性の育児休業取得率（最新公表値）
国家公務員（全体）　57.8%　（令和６年度）
民間企業　40.5%　（令和６年度）

- ○ 令和6年度に新たに育児休業を取得した男性職員は33,863人で取得率58.5%、女性職員は45,516人で取得率100.6%。
- ○ 男性職員の育児休業取得率は、前年度から10.9ポイント増加となり、過去最高を更新した。
- ○ 一般行政部門の男性職員の育児休業取得率は75.0%、このうち1週間以上の取得率は73.4%となっている。前年度よりも大きく伸びているが、政府目標（令和7年までに1週間以上の取得率：85%）と比べ、依然として低い数値となっている。
- ○ 団体区分別・部門別にみると、団体区分別では都道府県（56.2%）で、部門別では消防部門（47.1%）と教育委員会（40.4%）で、他と比較して低い水準となっているが、いずれの団体区分・部門においても、取得率は前年度より増加している。
- ○ 育児休業期間の分布状況について、男性は2週間以上1月以下が36.4%と最も多く、次いで1月超3月以下が26.0%となっている。女性は12月超24月以下が35.0%と最も多くなっている。

ア）男性職員の育児休業取得率（令和6年度）　※括弧内は令和5年度

	全合計	一般行政部門	公営企業等	警察部門	消防部門	教育委員会	（参考）女性職員全合計
都道府県	56.2% (43.9%)	86.3% (76.3%)	70.5% (62.4%)	64.0% (46.5%)	68.4% (60.1%)	38.1% (28.7%)	101.1% (101.1%)
指定都市	62.2% (54.1%)	85.4% (80.0%)	81.1% (73.1%)	－	53.7% (41.9%)	44.1% (35.8%)	99.7% (99.1%)
市区町村	61.0% (51.6%)	68.1% (59.6%)	56.0% (49.9%)	－	40.4% (25.2%)	59.8% (51.0%)	100.2% (100.1%)
合　計	58.5% (47.6%)	75.0% (66.4%)	64.2% (57.4%)	64.0% (46.5%)	47.1% (34.0%)	40.4% (31.2%)	100.6% (100.4%)

（注1）取得率は、調査年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数に対する調査年度中の新規取得者数（調査年度以前に取得可能となって、調査年度中に新たに育児休業を取得した者を含む）の割合である。このため、取得率が100%を超えることがある。
（注2）消防部門について、上記結果に一部事務組合（消防部門）を合算した場合の令和6年度の男性育児休業取得率は、「**43.3%**」

男性職員の育児休業取得率

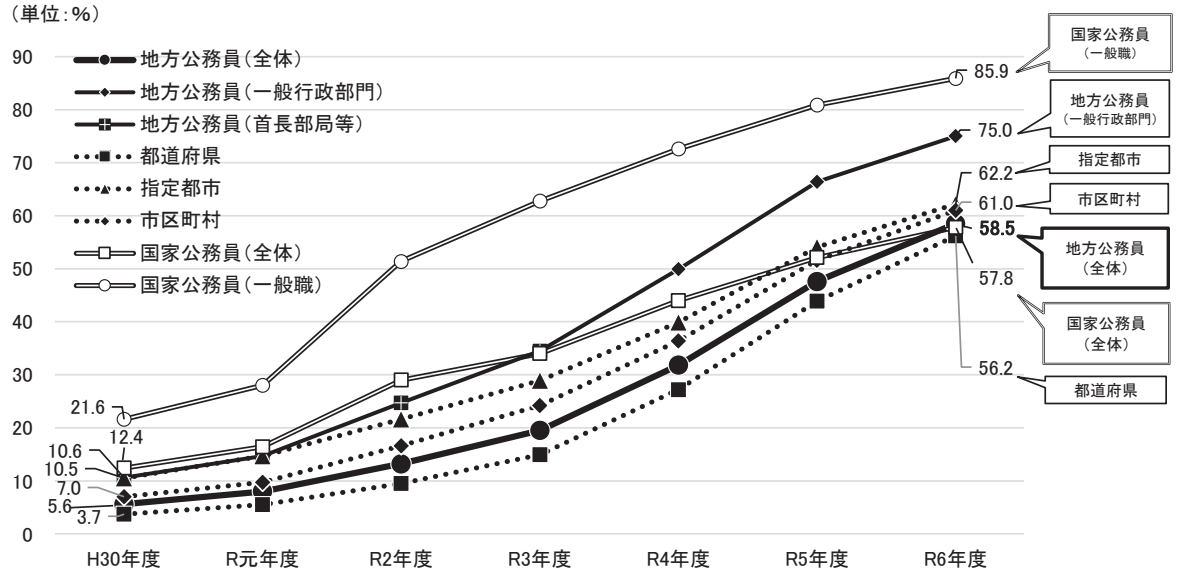

（注）R4年度から従来の「地方公務員（首長部局等）」を「地方公務員（一般行政部門）」と「地方公務員（公営企業等）」に区分して調査を実施。
そのため、グラフ上はR4年度から、「地方公務員（首長部局等）」を「地方公務員（一般行政部門）」に移行。

イ）男性職員の育児休業取得率の上位団体

【全部門合計（都道府県）】

		団体名	R6年度取得率	R5年度取得率
都道府県	1	山口県	73.6%	46.9%
	2	福井県	73.4%	66.2%
	3	高知県	73.0%	55.8%
	4	福島県	71.8%	62.5%
	5	長崎県	71.4%	47.4%
	6	鳥取県	69.5%	64.9%
	7	石川県	69.2%	51.3%

【全部門合計（指定都市）】

		団体名	R6年度取得率	R5年度取得率
指定都市	1	福岡市	103.0%	97.4%
	2	岡山市	79.9%	65.2%
	3	堺市	76.4%	56.6%
	4	札幌市	75.2%	61.8%
	5	川崎市	71.8%	56.1%
	6	神戸市	68.0%	51.7%
	7	さいたま市	63.5%	56.0%

【警察部門（都道府県）】

		団体名	R6年度取得率	R5年度取得率
都道府県	1	福島県	105.1%	132.2%
	2	山口県	97.3%	73.5%
	3	高知県	96.3%	54.9%

【消防部門（指定都市）】

		団体名	R6年度取得率	R5年度取得率
指定都市	1	福岡市	107.4%	104.6%
	2	岡山市	90.5%	77.3%
	3	神戸市	80.9%	47.1%

【教育委員会部門（都道府県）】

		団体名	R6年度取得率	R5年度取得率
都道府県	1	東京都	75.5%	67.2%
	2	滋賀県	61.4%	47.3%
	3	福井県	60.0%	35.6%

【教育委員会部門（指定都市）】

		団体名	R6年度取得率	R5年度取得率
指定都市	1	福岡市	101.0%	85.4%
	2	堺市	71.4%	47.5%
	3	岡山市	60.0%	42.6%

ウ）育児休業期間の状況（令和6年度）

【男性職員】

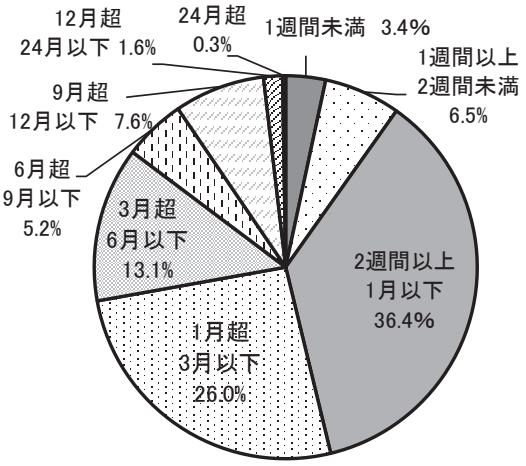

【女性職員】

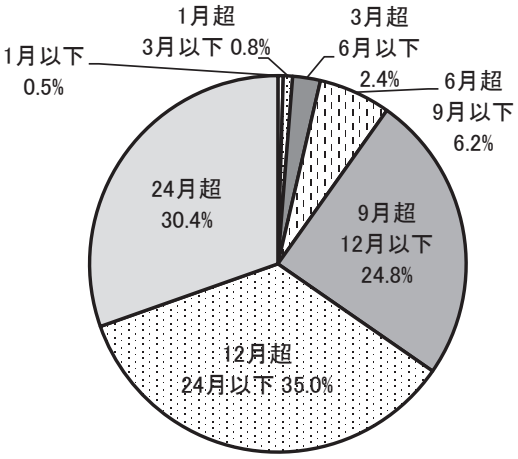

③配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況

○ 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇については、いずれか又は両方の休暇を取得した職員の割合が86.5%（対前年度比＋1.8%）、両休暇を合わせて5日以上取得した職員の割合が51.0%（対前年比＋1.5%）となっており、増加傾向にある。

ア）配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況（令和6年度）

（単位：人）

令和６年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数	配偶者出産休暇を取得した職員数	育児参加のための休暇を取得した職員数	いずれか又は両方の休暇を取得した職員数	両休暇を合わせて５日以上取得した職員数
57,864 (100.0%)	47,150 (81.5%)	39,017 (67.4%)	50,037 (86.5%)	29,511 (51.0%)

（注1）「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」には、いずれか又は両方の休暇制度を設けていない団体における「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」を含む。
（注2）「配偶者出産休暇」は、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために、妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間において、2日の範囲内で与えられる特別休暇。
（注3）「育児参加のための休暇」は、妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間において、子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇。
（注4）各男性職員数は全部門（一般行政部門、公営企業等、警察部門、消防部門、教育委員会）の合計。

配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況の推移

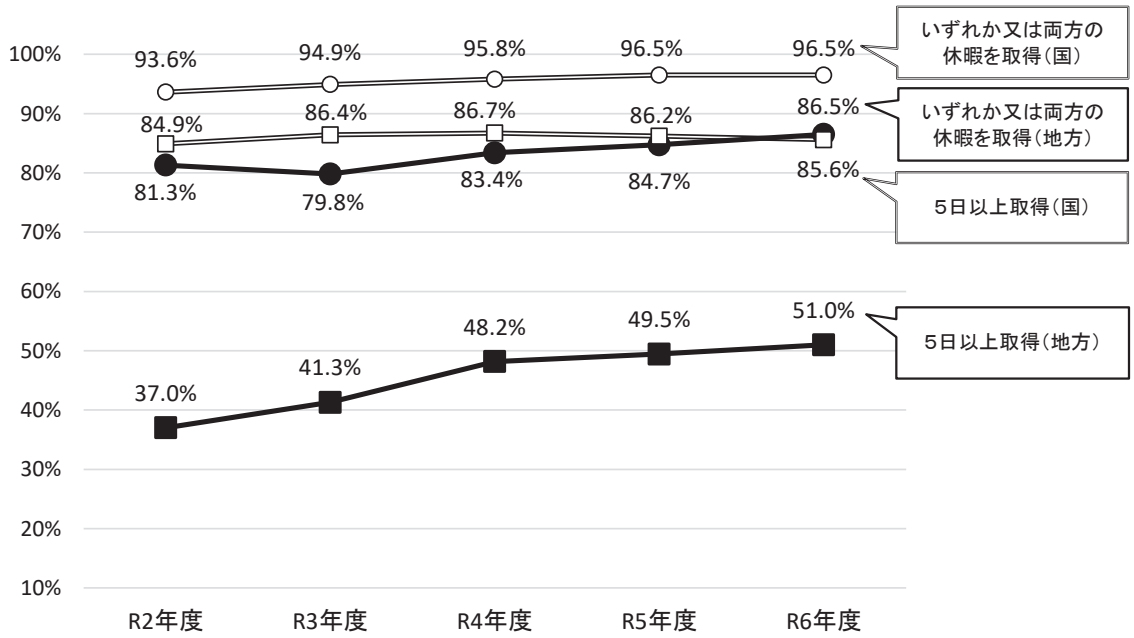

イ）両休暇を5日以上取得した職員の割合（都道府県・指定都市）の上位団体

		団体名	R6年度取得率	R5年度取得率
都道府県	1	茨城県	78.4%	65.4%
	2	熊本県	73.3%	70.5%
	3	福岡県	69.7%	71.2%
	4	京都府	66.2%	70.6%
	5	福島県	65.3%	54.9%
	6	北海道	65.1%	64.1%
	7	山梨県	64.7%	63.6%

		団体名	R6年度取得率	R5年度取得率
指定都市	1	岡山市	81.3%	75.1%
	2	堺市	65.9%	59.0%
	3	広島市	65.1%	60.1%
	4	札幌市	63.2%	59.6%
	5	さいたま市	62.6%	45.2%
	6	新潟市	61.4%	60.8%
	7	名古屋市	61.0%	57.4%

（注）取得率は、調査年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数に対する調査年度中の両休暇を合わせて5日以上取得した職員数の割合である。なお、各職員数は当該団体における全部門の合計。

3. メンタルヘルス対策の取組状況

- ➢ メンタルヘルス対策については、都道府県及び指定都市にあっては全部局で、市区及び町村にあってはほぼ全部局で何らかの取組が実施されている。
- ➢ メンタルヘルス対策の主な取組は、団体区分別・部局別ともに「セルフケアを実施するための教育研修・情報提供」、「事業場内での相談体制の整備」が多い。
- ➢ 「メンタルヘルス対策に関する計画の策定」、「実務を行う担当者の選任」、「ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供」などといった取組は、都道府県・指定都市と市区・町村では取り組んでいる状況に差がある。

ア）メンタルヘルス対策の取組状況（令和6年度）

	合計	都道府県	指定都市	市区	町村	（参考）一部事務組合等
取り組んでいる部局数の割合	98.9% (98.6%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	99.96% (99.96%)	97.6% (97.1%)	73.7% (71.6%)

（注）（　）内の数字は前年度の数字を示す。

イ）メンタルヘルス対策の主な取組内容（複数回答）

＜団体区分別＞

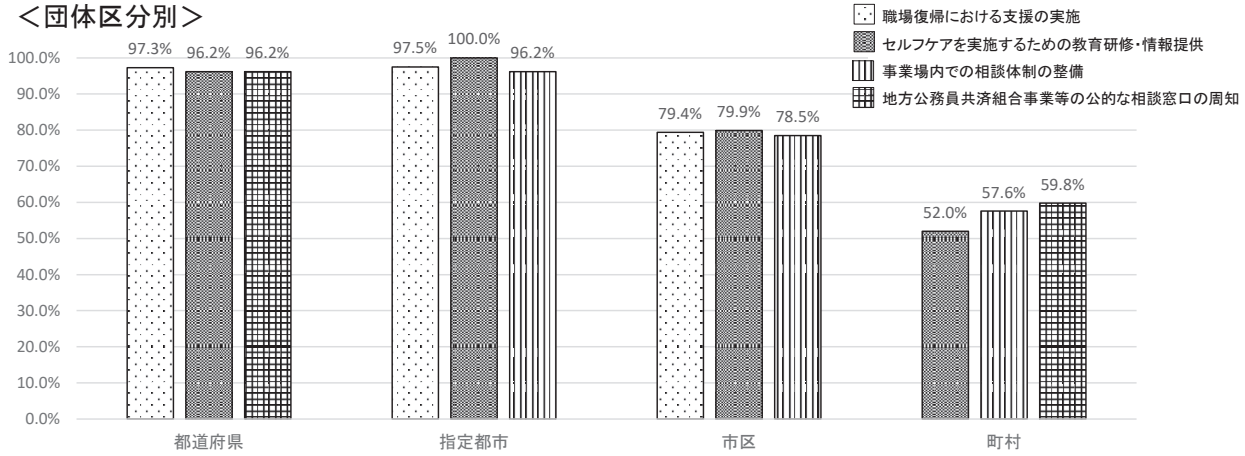

＜部局別＞

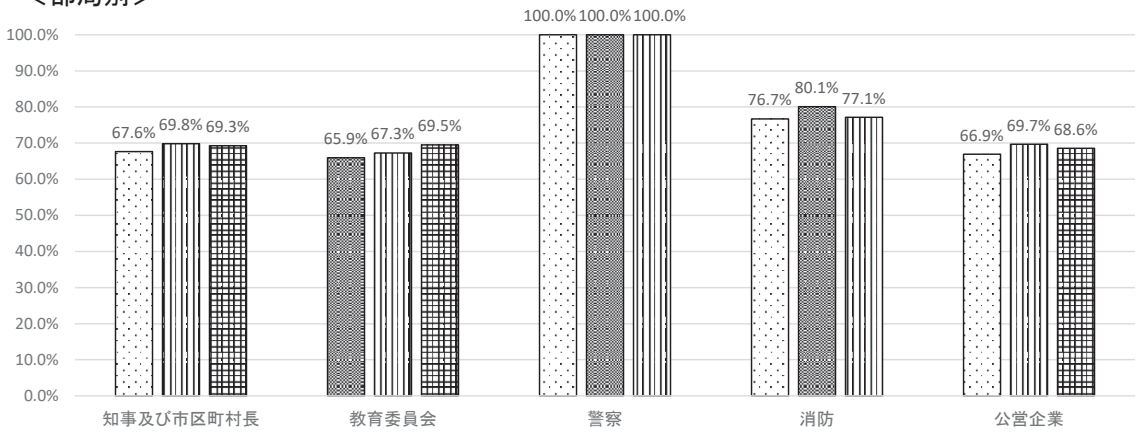

（注1）団体区分別、部局別（一部事務組合等を除く）ともに、実施されている割合の高い上位3つの取組を基にグラフを作成している。
（注2）メンタルヘルス対策の主な取組内容における割合は、メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数に占める割合である。
（　ウ）についても同じ。）

ウ）団体区分により取組状況に差がある主な取組内容（全部局合計ベース）

団体区分	メンタルヘルス対策に関する計画の策定	実務を行う担当者の選任	ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供	職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策（相談・カウンセリングを含む）の実施
都道府県	76.4%（72.0%）	89.6%（86.8%）	94.0%（94.0%）	82.4%（81.3%）
指定都市	78.5%（77.2%）	89.9%（89.9%）	93.7%（93.7%）	72.2%（69.6%）
市　　区	31.4%（29.1%）	48.0%（46.5%）	60.5%（57.9%）	60.5%（58.1%）
町　　村	17.5%（15.9%）	21.6%（21.0%）	29.1%（28.0%）	40.1%（39.2%）
合　　計	27.3%（25.4%）	38.1%（37.1%）	47.9%（46.3%）	52.1%（50.6%）
（参考）				
一部事務組合等	15.2%（13.5%）	30.2%（30.2%）	22.8%（23.5%）	32.7%（31.9%）

（注）（　）内の数字は前年度の数字を示している。

4. メンタルヘルス不調による休務者の状況

➢ 令和6年度の地方公務員のメンタルヘルス不調による休務者は、48,971人であり、在籍職員数に占める割合は、指定都市が1.7%と最も高く、次いで都道府県及び市区が1.5%、町村が1.4%となっている。

団体区分	令和5年度		令和6年度		R5→R6 増減
	休務者数	(参考)在籍職員数	休務者数	(参考)在籍職員数	休務者数
都道府県	15,014人 (1.5%)	1,002,180人	15,501人 (1.5%)	1,006,008人	487人 0.0%
指定都市	7,560人 (1.8%)	424,499人	7,480人 (1.7%)	453,328人	▲ 80人 ▲ 0.1%
市区	21,933人 (1.5%)	1,461,204人	22,572人 (1.5%)	1,472,279人	639人 0.0%
町村	3,268人 (1.3%)	250,927人	3,418人 (1.4%)	250,918人	150人 0.1%
合計	47,775人 (1.5%)	3,138,810人	48,971人 (1.5%)	3,182,533人	1,196人 0.0%
(参考) 一部事務組合等	1,177人 (1.0%)	120,902人	1,205人 (1.0%)	121,408人	28人 0.0%

(注1)原則として、令和6年度中にメンタルヘルス不調により引き続いて1か月以上の期間、病気休暇取得又は休職した職員を休務者として計上している。
(注2)一部の団体においては、年度ではなく暦年(令和6年1月～令和6年12月まで)の休務者数を計上している。
(注3)令和5年度から引き続いて休務した者及び令和6年度中に退職した者も含んでいる。
(注4)在籍職員数については参考値として、ストレスチェックの実施状況等で調査した在籍職員数(表18-3)を引用している。
(注5)( )内の%については参考値として、「在籍職員数」に占める「休務者数」の割合を示している。

5. 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

➢ 面接指導の強化に係る例規・指針等の整備状況については、令和7年4月1日時点で整備済みの団体の割合は73.5%となっている。(昨年度調査 72.4%)

➢ 団体区分別にみると、都道府県・指定都市にあっては概ね整備済みとなっているが、市区・町村にあっては、未整備の部局を有する地方公共団体が一定数あり、特に町村では整備済みの割合が60.0%となっている。(昨年度調査 58.6%)

➢ 医師による面接指導の実施状況については、要件に該当した職員に対して、全団体を通じて概ね3～4割程度実施されている。

➢ 医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員で、面接指導が行われなかった職員の主な理由のうち、「職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した」が38.9%、「職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった」が6.7%となっている。

ア) 面接指導の強化に係る例規・指針等の団体区分別(部局ごと)整備状況の割合(令和7年4月1日現在)

団体区分	令和7年4月1日時点で整備済み	令和7年度中に整備予定(①)	整備時期未定(②)	参考1 令和7年4月1日時点で未整備(①+②)の団体数及び割合(※)	
都道府県	99.5% (99.5%)	0.0% (0.0%)	0.5% (0.5%)	1団体 (1団体)	2.1% (2.1%)
指定都市	97.5% (97.5%)	1.3% (1.3%)	1.3% (1.3%)	2団体 (2団体)	10.0% (10.0%)
市区	83.6% (82.4%)	3.1% (4.1%)	13.3% (13.5%)	161団体 (179団体)	20.3% (22.5%)
町村	60.0% (58.6%)	4.2% (6.5%)	35.7% (34.9%)	401団体 (416団体)	43.3% (44.9%)
合計	73.5% (72.4%)	3.5% (5.0%)	23.0% (22.6%)	565団体 (598団体)	31.6% (33.4%)
(参考2) 一部事務組合等	29.2% (28.9%)	2.5% (3.6%)	68.3% (67.5%)	905団体 (926団体)	71.8% (73.4%)

(注1)端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。(イ)及びウ)についても同じ。)
(注2)同一部局内で整備ができていない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。
(注3)「参考1」については、例規・指針等を未整備である部局を有する地方公共団体数を計上しており、(※)割合については、団体区分ごとにおける団体数の合計(都道府県:47、指定都市:20、市区:795、町村:926、合計:1,788、一部事務組合等:1,261(1,262)に占める割合である。
(注4)( )内の数字は前年度の数字を示している。

イ）医師による面接指導の実施状況（令和6年度）

団体区分	令和5年度		令和6年度		R5→R6 増減	
	医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員	うち実際に医師による面接指導が行われた職員	医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員	うち実際に医師による面接指導が行われた職員	医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員	うち実際に医師による面接指導が行われた職員
都道府県	106,291人	37,440人 (35.2%)	93,068人	36,482人 (39.2%)	▲ 13,223人	▲ 958人 4.0%
指定都市	41,027人	8,837人 (21.5%)	34,851人	9,118人 (26.2%)	▲ 6,176人	281人 4.7%
市区	63,232人	22,425人 (35.5%)	58,775人	23,095人 (39.3%)	▲ 4,457人	670人 3.8%
町村	5,276人	1,125人 (21.3%)	4,294人	1,032人 (24.0%)	▲ 982人	▲ 93人 2.7%
合計	215,826人	69,827人 (32.4%)	190,988人	69,727人 (36.5%)	▲ 24,838人	▲ 100人 4.1%
（参考） 一部事務組合等	1,443人	374人 (25.9%)	2,348人	1,129人 (48.1%)	905人	755人 22.2%

（注1）職員数は令和6年度の延べ人数である。（ ウ）についても同じ。）
（注2）（ ）内の%については、「医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員」に占める割合である。

ウ）医師による面接指導が行われなかった職員のうちその主な理由（令和6年度）

団体区分	医師による面接指導が行われなかった職員	面接指導を受ける必要がないと医師が判断した（※）	職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した	職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった
都道府県	56,586人	13,387人 (23.7%)	16,287人 (28.8%)	3,941人 (7.0%)
指定都市	25,733人	13,282人 (51.6%)	6,777人 (26.3%)	100人 (0.4%)
市区	35,680人	5,294人 (14.8%)	21,642人 (60.7%)	3,809人 (10.7%)
町村	3,262人	82人 (2.5%)	2,425人 (74.3%)	321人 (9.8%)
合計	121,261人	32,045人 (26.4%)	47,131人 (38.9%)	8,171人 (6.7%)
（参考） 一部事務組合等	1,219人	20人 (1.6%)	1,124人 (92.2%)	24人 (2.0%)

（注1）（※）労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないとして医師が判断した場合は、面接指導を行わないことが認められている。
（注2）（ ）内の%については、「医師による面接指導が行われなかった職員」に占める割合を示している。

6. 安全衛生管理体制の整備状況

- ➢ 管理者等の選任及び委員会の設置については、概ね整備済となっているが、団体区分別にみると、都道府県及び指定都市にあっては概ね整備済みである一方、市区及び町村にあっては未整備の事業場を有する地方公共団体が一定数ある。
- ➢ 管理者等による職場巡視等の実施及び委員会の開催については、全団体区分において実施できていない傾向にあり、特に産業医による職場巡視実施率は46.3%、衛生委員会の開催率は60.4%となっている。

ア）総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等及び産業医の整備状況（令和6年度）

団体区分	総括安全衛生管理者		安全管理者				衛生管理者			
	選任率		選任率		職場巡視実施率		選任率		職場巡視実施率	
都道府県	100.0%	(100.0%)	99.6%	(99.6%)	90.6%	(93.4%)	99.5%	(99.5%)	84.0%	(81.5%)
指定都市	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	97.8%	(97.7%)	99.9%	(99.7%)	82.7%	(86.8%)
市区	99.5%	(99.9%)	88.1%	(86.0%)	79.7%	(78.6%)	96.3%	(96.5%)	55.6%	(55.3%)
町村	－	(－)	－	(－)	－	(－)	93.6%	(93.4%)	40.8%	(46.5%)
合計	99.6%	(99.9%)	93.3%	(91.9%)	86.3%	(86.3%)	97.8%	(97.9%)	69.6%	(70.0%)
（参考）										
一部事務組合等	100.0%	(96.0%)	95.4%	(93.5%)	87.1%	(87.9%)	97.4%	(98.0%)	66.7%	(66.0%)

団体区分	安全衛生推進者等		産業医					
	選任率		選任率		職場巡視実施率		情報提供実施率	
都道府県	99.1%	(98.3%)	99.5%	(99.4%)	56.6%	(59.4%)	88.7%	(84.8%)
指定都市	99.8%	(99.3%)	99.5%	(99.5%)	63.1%	(57.7%)	93.6%	(92.3%)
市区	94.4%	(92.4%)	96.4%	(97.0%)	33.4%	(33.3%)	84.1%	(84.3%)
町村	82.0%	(79.2%)	95.3%	(94.5%)	26.7%	(28.4%)	73.3%	(76.5%)
合計	94.8%	(93.0%)	98.0%	(98.1%)	46.3%	(47.6%)	85.9%	(84.6%)
（参考）								
一部事務組合等	91.8%	(90.5%)	98.4%	(98.6%)	45.1%	(44.9%)	81.6%	(83.4%)

（注）（ ）内の数字は前年度の数字を示している。

イ）安全委員会及び衛生委員会の整備状況（令和6年度）

団体区分	安全委員会				衛生委員会			
	設置率		委員会開催率		設置率		委員会開催率	
都道府県	99.8%	(99.5%)	65.7%	(62.5%)	99.97%	(99.8%)	72.2%	(67.9%)
指定都市	100.0%	(100.0%)	92.8%	(91.6%)	99.5%	(99.5%)	63.2%	(60.4%)
市区	92.3%	(94.1%)	50.6%	(53.7%)	95.0%	(96.1%)	54.0%	(53.7%)
町村	－	(－)	－	(－)	93.5%	(94.0%)	30.8%	(27.5%)
合計	95.7%	(96.5%)	63.1%	(62.8%)	97.5%	(97.9%)	60.4%	(58.1%)
（参考）								
一部事務組合等	100.0%	(97.9%)	86.3%	(85.1%)	93.9%	(96.6%)	57.7%	(59.6%)

（注）（ ）内の数字は前年度の数字を示している。

３. メンタルヘルス対策の取組状況

- ➢ メンタルヘルス対策については、都道府県及び指定都市にあっては全部局で、市区及び町村にあってはほぼ全部局で何らかの取組が実施されている。
- ➢ メンタルヘルス対策の主な取組は、団体区分別・部局別ともに「セルフケアを実施するための教育研修・情報提供」、「事業場内での相談体制の整備」が多い。
- ➢「メンタルヘルス対策に関する計画の策定」、「実務を行う担当者の選任」、「ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供」などといった取組は、都道府県・指定都市と市区・町村では取り組んでいる状況に差がある。

ア）メンタルヘルス対策の取組状況（令和6年度）

	合計	都道府県	指定都市	市区	町村	（参考）一部事務組合等
取り組んでいる部局数の割合	98.9% (98.6%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	99.96% (99.96%)	97.6% (97.1%)	73.7% (71.6%)

（注）（　）内の数字は前年度の数字を示す。

イ）メンタルヘルス対策の主な取組内容（複数回答）

＜団体区分別＞

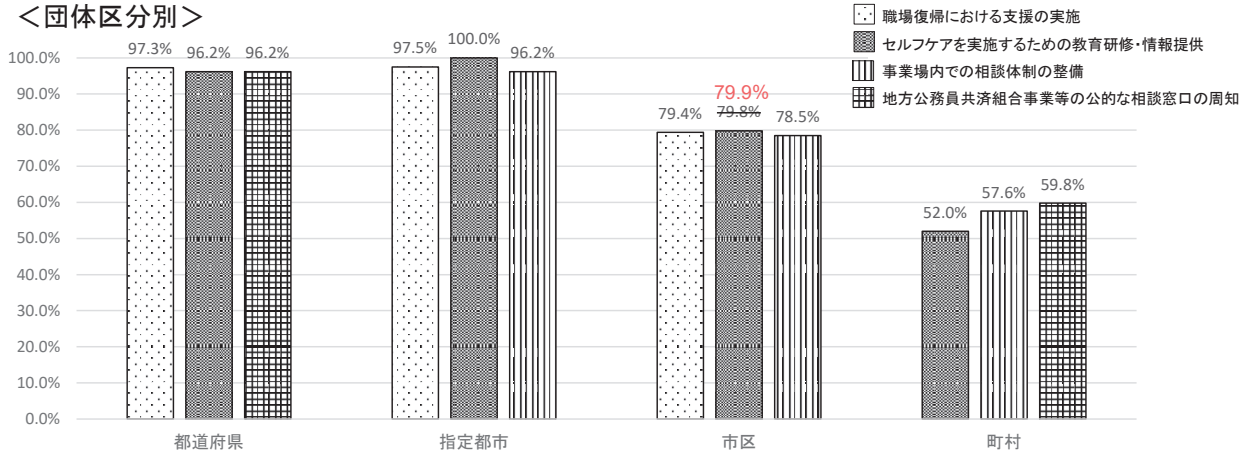

＜部局別＞

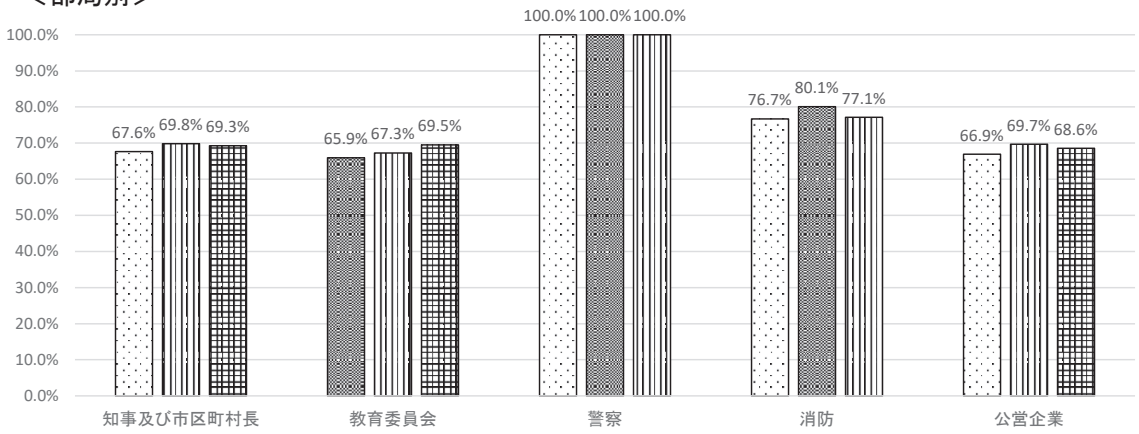

（注1）団体区分別、部局別（一部事務組合等を除く）ともに、実施されている割合の高い上位3つの取組を基にグラフを作成している。
（注2）メンタルヘルス対策の主な取組内容における割合は、メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数に占める割合である。
（　ウ）についても同じ。）

ウ）団体区分により取組状況に差がある主な取組内容（全部局合計ベース）

団体区分	メンタルヘルス対策に関する計画の策定	実務を行う担当者の選任	ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供	職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策（相談・カウンセリングを含む）の実施
都道府県	76.4%（72.0%）	89.6%（86.8%）	94.0%（94.0%）	82.4%（81.3%）
指定都市	78.5%（77.2%）	89.9%（89.9%）	93.7%（93.7%）	72.2%（69.6%）
市　　区	31.4%（29.1%）	48.0%（46.5%）	60.5%（57.9%）	60.5 ~~60.4~~%（58.1%）
町　　村	17.5%（15.9%）	21.6%（21.0%）	29.1%（28.0%）	40.1%（39.2%）
合　　計	27.3%（25.4%）	38.1%（37.1%）	47.9%（46.3%）	52.1%（50.6%）
（参考）				
一部事務組合等	15.2%（13.5%）	30.2%（30.2%）	22.8%（23.5%）	32.7%（31.9%）

（注）（　）内の数字は前年度の数字を示している。

③配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況

○ 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇については、いずれか又は両方の休暇を取得した職員の割合が86.5%（対前年度比＋1.8%）、両休暇を合わせて5日以上取得した職員の割合が51.0%（対前年比＋1.5%）となっており、増加傾向にある。

ア）配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況（令和6年度）

（単位：人）

令和６年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数	配偶者出産休暇を取得した職員数	育児参加のための休暇を取得した職員数	いずれか又は両方の休暇を取得した職員数	両休暇を合わせて５日以上取得した職員数
57, 864 ~~57, 863~~ (100. 0%)	47, 150 (81. 5%)	39, 017 (67. 4%)	50, 037 (86. 5%)	29, 511 (51. 0%)

（注1） 「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」には、いずれか又は両方の休暇制度を設けていない団体における「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」を含む。
（注2） 「配偶者出産休暇」は、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために、妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間において、2日の範囲内で与えられる特別休暇。
（注3） 「育児参加のための休暇」は、妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間において、子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇。
（注4） 各男性職員数は全部門（一般行政部門、公営企業等、警察部門、消防部門、教育委員会）の合計。

配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況の推移

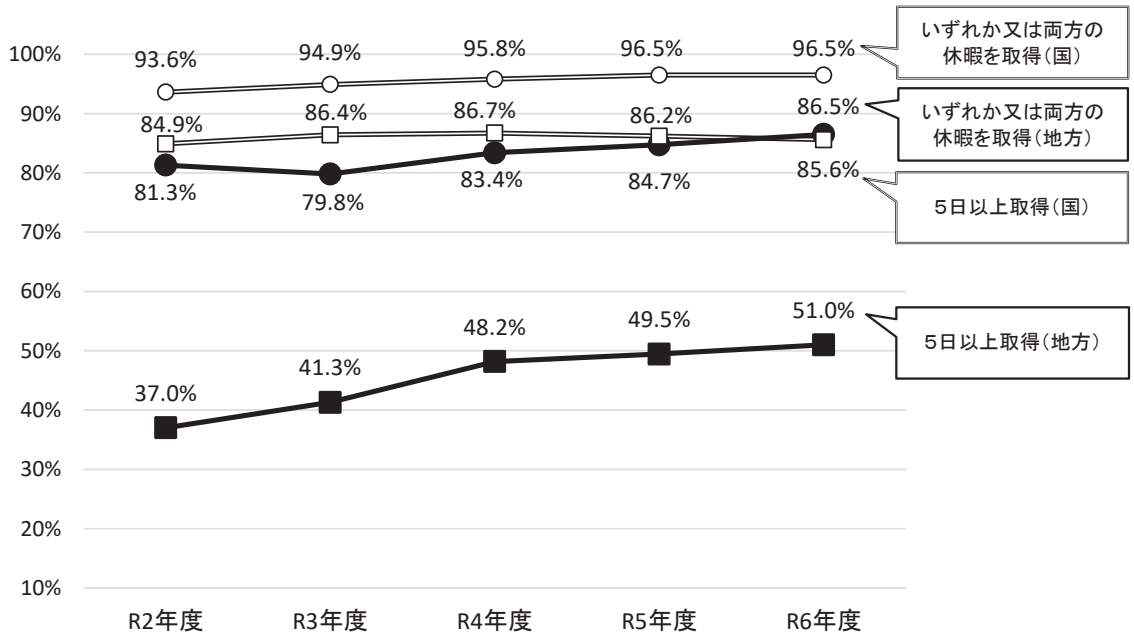

イ）両休暇を5日以上取得した職員の割合（都道府県・指定都市）の上位団体

		団体名	R6年度取得率	R5年度取得率
都道府県	1	茨城県	78.4%	65.4%
	2	熊本県	73.3%	70.5%
	3	福岡県	69.7%	71.2%
	4	京都府	66.2%	70.6%
	5	福島県	65.3%	54.9%
	6	北海道	65.1%	64.1%
	7	山梨県	64.7%	63.6%

		団体名	R6年度取得率	R5年度取得率
指定都市	1	岡山市	81.3%	75.1%
	2	堺市	65.9%	59.0%
	3	広島市	65.1%	60.1%
	4	札幌市	63.2%	59.6%
	5	さいたま市	62.6%	45.2%
	6	新潟市	61.4%	60.8%
	7	名古屋市	61.0%	57.4%

（注） 取得率は、調査年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数に対する調査年度中の両休暇を合わせて5日以上取得した職員数の割合である。なお、各職員数は当該団体における全部門の合計。

令和６年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果

【　目　次　】

表１　時差出勤制度、早出遅出制度及びフレックスタイム制の導入状況……Ｐ１
　表１－１　早出遅出制度及びフレックスタイム制の導入状況（年度比較）……Ｐ２
表２　年次有給休暇の取得状況……Ｐ３
表３　介護休暇の状況……Ｐ４
表４　介護時間の状況……Ｐ５
表５　育児休業等の制度制定状況……Ｐ６
表６　育児休業の取得状況……Ｐ７
　表６－１　育児休業の取得状況【一般行政部門】……Ｐ10
　表６－２　育児休業の取得状況【公営企業等】……Ｐ11
　表６－３　育児休業の取得状況【警察部門】……Ｐ12
　表６－４　育児休業の取得状況【消防部門】……Ｐ13
　表６－５　育児休業の取得状況【教育委員会】……Ｐ14
　表６－６　育児休業の取得状況【都道府県団体別】……Ｐ15
　表６－７　育児休業の取得状況【指定都市団体別】……Ｐ16
　表６－８　育児休業の取得状況【市区町村団体別】……Ｐ17
表７　育児短時間勤務の取得状況……Ｐ18
表８　部分休業の取得状況……Ｐ19
表９　配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況……Ｐ20
　表９－１　配偶者出産休暇等の取得状況【都道府県団体別】……Ｐ21
　表９－２　配偶者出産休暇等の取得状況【指定都市団体別】……Ｐ22
　表９－３　配偶者出産休暇等の取得状況【市区町村団体別】……Ｐ23
表 10　会計年度任用職員の育児休業・介護休暇の制度制定状況……Ｐ24
表 11　会計年度任用職員の育児休業の取得状況……Ｐ25
　表 11－１　会計年度任用職員の育児休業の取得状況【一般行政部門】……Ｐ28
　表 11－２　会計年度任用職員の育児休業の取得状況【公営企業等】……Ｐ29
　表 11－３　会計年度任用職員の育児休業の取得状況【警察部門】……Ｐ30
　表 11－４　会計年度任用職員の育児休業の取得状況【消防部門】……Ｐ31
　表 11－５　会計年度任用職員の育児休業の取得状況【教育委員会】……Ｐ32
　表 11－６　会計年度任用職員の育児休業の取得状況【都道府県団体別】……Ｐ33
　表 11－７　会計年度任用職員の育児休業の取得状況【指定都市団体別】……Ｐ34
　表 11－８　会計年度任用職員の育児休業の取得状況【市区町村団体別】……Ｐ35
表 12　時間外勤務命令の上限規制制度の状況……Ｐ36
表 13　時間外勤務の状況（時間外勤務時間数）……Ｐ37
　表 13－１　時間外勤務の状況（時間外勤務時間数）【都道府県】……Ｐ38
　表 13－２　時間外勤務の状況（時間外勤務時間数）【指定都市】……Ｐ39
　表 13－３　時間外勤務の状況（時間外勤務時間数）【市区町村】……Ｐ40
表 14　勤務時間管理の実施方法の状況……Ｐ41
表 15　競争試験における受験者数、合格者数、採用者数、競争率の推移……Ｐ42
　図１　過去 10 年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移……Ｐ43
表 16　競争試験における男女別の受験者数、合格者数、採用者数の推移……Ｐ44
表 17　中途採用試験の実施状況……Ｐ45
表 18　ストレスチェックの実施状況等……Ｐ46
　表 18－１　ストレスチェック・集団分析の団体区分別実施状況……Ｐ46
　表 18－２　ストレスチェック・集団分析の部局別実施状況……Ｐ47
　表 18－３　ストレスチェック・面接指導の団体区分別受診職員数……Ｐ48
　表 18－４　ストレスチェック・面接指導の部局別受診職員数……Ｐ49
　表 18－５　集団分析結果の団体区分別活用状況……Ｐ50
　表 18－６　集団分析結果の部局別活用状況……Ｐ51
表 19　メンタルヘルス対策の取組状況……Ｐ52
　表 19－１　メンタルヘルス対策の団体区分別取組状況……Ｐ52
　表 19－２－１　部局別取組状況【部局名：知事及び市区町村長】……Ｐ53
　表 19－２－２　部局別取組状況【部局名：教育委員会】……Ｐ54
　表 19－２－３　部局別取組状況【部局名：警察】……Ｐ55
　表 19－２－４　部局別取組状況【部局名：消防】……Ｐ56
　表 19－２－５　部局別取組状況【部局名：公営企業】……Ｐ57
表 20　メンタルヘルス不調による休務者の状況……Ｐ58
表 21　長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況……Ｐ59
　表 21－１　面接指導の強化に係る例規・指針等の団体区分別整備状況……Ｐ59
　表 21－２　面接指導の強化に係る例規・指針等の部局別整備状況……Ｐ60
　表 21－３　面接指導の対象となる要件（団体区分別）……Ｐ61
　表 21－４　面接指導の対象となる要件（部局別）……Ｐ62
　表 21－５　面接指導の団体区分別実施状況……Ｐ63
　表 21－６　面接指導の部局別実施状況……Ｐ64
表 22　安全衛生管理体制の整備状況……Ｐ65
　表 22－１　安全衛生管理体制の団体区分別整備状況……Ｐ65
　表 22－２　安全衛生管理体制の部局別整備状況……Ｐ66

修正履歴

・令和8年1月9日　本資料の別紙1に掲載する内容のとおり、P52(表 19－1)、P57（表 19－2－5)を一部訂正。

・令和8年1月19日　本資料の別紙2に掲載する内容のとおり、P20（表9）、P22（表9－2）を一部訂正。

表1　時差出勤制度、早出遅出制度及びフレックスタイム制の導入状況(令和7年4月1日現在)

区　分	団体数	時差出勤制度		
		導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	40 (85.1%)	1 (2.1%)	6 (12.8%)
指定都市	20 (100%)	18 (90.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)
市区町村	1,721 (100%)	523 (30.4%)	195 (11.3%)	1,003 (58.3%)
合　計	1,788 (100%)	581 (32.5%)	196 (11.0%)	1,011 (56.5%)

区　分	団体数	業務上の早出・遅出			育児・介護のための早出・遅出			通勤混雑緩和のための早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	34 (72.3%)	1 (2.1%)	12 (25.5%)	41 (87.2%)	0 (0.0%)	6 (12.8%)	32 (68.1%)	2 (4.3%)	13 (27.7%)
指定都市	20 (100%)	15 (75.0%)	0 (0.0%)	5 (25.0%)	11 (55.0%)	1 (5.0%)	8 (40.0%)	9 (45.0%)	1 (5.0%)	10 (50.0%)
市区町村	1,721 (100%)	814 (47.3%)	148 (8.6%)	759 (44.1%)	1,218 (70.8%)	140 (8.1%)	363 (21.1%)	211 (12.3%)	117 (6.8%)	1,393 (80.9%)
合　計	1,788 (100%)	863 (48.3%)	149 (8.3%)	776 (43.4%)	1,270 (71.0%)	141 (7.9%)	377 (21.1%)	252 (14.1%)	120 (6.7%)	1,416 (79.2%)

区　分	団体数	疲労蓄積防止のための早出・遅出			修学等のための早出・遅出			障害の特性等に応じた早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	28 (59.6%)	4 (8.5%)	15 (31.9%)	23 (48.9%)	2 (4.3%)	22 (46.8%)	28 (59.6%)	3 (6.4%)	16 (34.0%)
指定都市	20 (100%)	6 (30.0%)	0 (0.0%)	14 (70.0%)	3 (15.0%)	0 (0.0%)	17 (85.0%)	5 (25.0%)	1 (5.0%)	14 (70.0%)
市区町村	1,721 (100%)	153 (8.9%)	140 (8.1%)	1,428 (83.0%)	100 (5.8%)	125 (7.3%)	1,496 (86.9%)	163 (9.5%)	181 (10.5%)	1,377 (80.0%)
合　計	1,788 (100%)	187 (10.5%)	144 (8.1%)	1,457 (81.5%)	126 (7.0%)	127 (7.1%)	1,535 (85.9%)	196 (11.0%)	185 (10.3%)	1,407 (78.7%)

区　分	団体数	フレックスタイム制					
		導入状況			(フレックスタイム制を導入している団体のうち)週休日のほか、勤務日を割り振らない日を設ける		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	27 (57.4%)	14 (29.8%)	6 (12.8%)	21 (77.8%)	3 (11.1%)	3 (11.1%)
指定都市	20 (100%)	6 (30.0%)	9 (45.0%)	5 (25.0%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	3 (50.0%)
市区町村	1,721 (100%)	98 (5.7%)	292 (17.0%)	1,331 (77.3%)	54 (55.1%)	9 (9.2%)	35 (35.7%)
合　計	1,788 (100%)	131 (7.3%)	315 (17.6%)	1,342 (75.1%)	77 (58.8%)	13 (9.9%)	41 (31.3%)

(注1) 調査対象は、非現業の一般職に属する職員(会計年度任用職員を除く。)のうち、首長部局に勤務する職員で一般的には月曜日から金曜日に勤務し、午前8時30分から午後5時15分の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割り振られている者(交替制等勤務職員は除く。)に適用される制度。

(注2)「1　時差出勤制度」とは、基本の勤務時間(例:8時30分から17時15分の時間帯)に加えて複数の勤務時間パターンを設定し、公務に支障がない範囲内で、職員の申告により勤務時間を割り振る制度を想定。申告に際して理由を問わない点で、各種早出遅出制度とは異なる。令和6年度実施の調査から本項目を導入。

(注3)「1　時差出勤制度」を導入している団体において、「2 各種早出遅出制度」について、時差出勤制度よりも広範な勤務時間パターンの設定を行っている場合等、制度を存続させている団体については、「導入済」となっている。

(注4)(　)内の数字は団体区分中の割合を示す(端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。)。
ただし、フレックスタイム制の「週休日のほか、勤務日を割り振らない日を設ける」については、導入状況で「導入済」を選択した団体中の割合を示す。

表1-1　早出遅出制度及びフレックスタイム制の導入状況（年度比較）

区　分	団体数	育児・介護のための早出・遅出の導入済み団体数					増減 （R6.4.1→R7.4.1）
		令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在	令和6年4月1日現在	令和7年4月1日現在	
都道府県	47 (100%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	40 (85.1%)	41 (87.2%)	1
指定都市	20 (100%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	13 (65.0%)	11 (55.0%)	△ 2
市区町村	1,721 (100%)	1,157 (67.2%)	1,186 (68.9%)	1,218 (70.8%)	1,195 (69.4%)	1,218 (70.8%)	23
合　計	1,788 (100%)	1,219 (68.2%)	1,248 (69.8%)	1,280 (71.6%)	1,248 (69.8%)	1,270 (71.0%)	22

区　分	団体数	フレックスタイム制の導入済み団体数					増減 （R6.4.1→R7.4.1）
		令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在	令和6年4月1日現在	令和7年4月1日現在	
都道府県	47 (100%)	12 (25.5%)	15 (31.9%)	17 (36.2%)	18 (38.3%)	27 (57.4%)	9
指定都市	20 (100%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	3 (15.0%)	5 (25.0%)	6 (30.0%)	1
市区町村	1,721 (100%)	70 (4.1%)	75 (4.4%)	76 (4.4%)	76 (4.4%)	98 (5.7%)	22
合　計	1,788 (100%)	84 (4.7%)	92 (5.1%)	96 (5.4%)	99 (5.5%)	131 (7.3%)	32

（注1）（　）内の数字は団体区分中の割合を示す。

（注2）昨年度の調査時点で「1　時差出勤制度」を導入していた団体において、同制度が早出遅出制度を包含することを理由に昨年度の調査で「育児・介護のための早出・遅出」を導入済みとしていた団体が、今年度は「時差出勤制度」を導入済みとし、「育児・介護のための早出・遅出」を未導入としたため、昨年度の数字から差が生じている。

表2　年次有給休暇の取得状況(令和6年)

【令和6年1月1日～令和6年12月31日※】

区　　分		平均取得日数（日）
都道府県		14.3　(14.3)
指定都市		15.7　(16.0)
市区町村		13.5　(13.4)
	301名以上（530団体）	14.0　(13.9)
	101名以上300名以下（697団体）	12.5　(12.3)
	100名以下（494団体）	12.1　(12.0)
全　体		14.0　(14.0)

〔参考〕平均取得日数（日）

国	16.3　(16.2)
民 間	12.1　(11.0)

出典　「令和７年国家公務員給与等実態調査」（人事院）
「令和７年就労条件総合調査」（厚生労働省）

※年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和６年４月１日～令和７年３月31日」
（注１）調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間在職した者。
（注２）（　　）は、令和５年の平均取得日数。（民間の数値は、令和５年（又は令和４会計年度））
（注３）市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。

（参考）

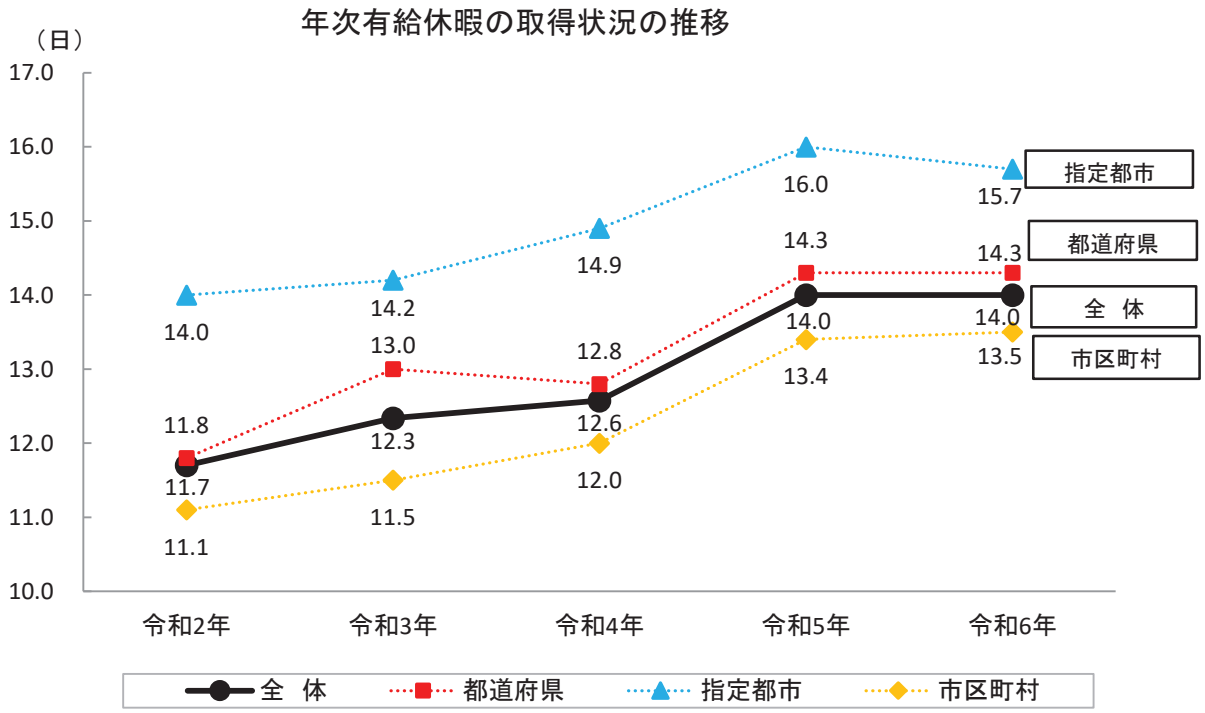

表3　介護休暇の状況

1　介護休暇制度の導入状況（令和7年4月1日現在）

団体区分	団体数	導入済	未導入
都道府県	47	47	0
指定都市	20	20	0
市区町村	1,721	1,721	0
合計	1,788	1,788	0

2　介護休暇の取得状況（令和6年度）

（単位：人）

団体区分	区　分	介護休暇取得者数	要介護者別の取得者数（職員との続柄別）							
			配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
都道府県	男性職員	483 (31.4%)	117 (24.2%)	269 (55.7%)	63 (13.0%)	17 (3.5%)	10 (2.1%)	6 (1.2%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)
	女性職員	1,054 (68.6%)	84 (8.0%)	617 (58.5%)	274 (26.0%)	41 (3.9%)	15 (1.4%)	17 (1.6%)	2 (0.2%)	4 (0.4%)
指定都市	男性職員	207 (36.2%)	50 (24.2%)	114 (55.1%)	30 (14.5%)	9 (4.3%)	0 (0.0%)	3 (1.4%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)
	女性職員	365 (63.8%)	31 (8.5%)	206 (56.4%)	111 (30.4%)	9 (2.5%)	3 (0.8%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	377 (32.2%)	74 (19.6%)	209 (55.4%)	72 (19.1%)	9 (2.4%)	10 (2.7%)	3 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	792 (67.8%)	61 (7.7%)	430 (54.3%)	254 (32.1%)	20 (2.5%)	14 (1.8%)	10 (1.3%)	1 (0.1%)	2 (0.3%)
合計	男性職員	1,067 (32.6%)	241 (22.6%)	592 (55.5%)	165 (15.5%)	35 (3.3%)	20 (1.9%)	12 (1.1%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)
	女性職員	2,211 (67.4%)	176 (8.0%)	1,253 (56.7%)	639 (28.9%)	70 (3.2%)	32 (1.4%)	32 (1.4%)	3 (0.1%)	6 (0.3%)
	計	3,278 (100.0%)	417 (12.7%)	1,845 (56.3%)	804 (24.5%)	105 (3.2%)	52 (1.6%)	44 (1.3%)	3 (0.1%)	8 (0.2%)

（単位：人）

団体区分	区　分	介護休暇取得者数	介護休暇の期間別の取得者数					
			1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
都道府県	男性職員	483 (31.4%)	236 (48.9%)	69 (14.3%)	47 (9.7%)	25 (5.2%)	17 (3.5%)	89 (18.4%)
	女性職員	1,054 (68.6%)	425 (40.3%)	180 (17.1%)	96 (9.1%)	68 (6.5%)	43 (4.1%)	242 (23.0%)
指定都市	男性職員	207 (36.2%)	83 (40.1%)	41 (19.8%)	22 (10.6%)	11 (5.3%)	8 (3.9%)	42 (20.3%)
	女性職員	365 (63.8%)	109 (29.9%)	77 (21.1%)	55 (15.1%)	27 (7.4%)	16 (4.4%)	81 (22.2%)
市区町村	男性職員	377 (32.2%)	211 (56.0%)	56 (14.9%)	35 (9.3%)	16 (4.2%)	14 (3.7%)	45 (11.9%)
	女性職員	792 (67.8%)	388 (49.0%)	140 (17.7%)	86 (10.9%)	31 (3.9%)	26 (3.3%)	121 (15.3%)
合計	男性職員	1,067 (32.6%)	530 (49.7%)	166 (15.6%)	104 (9.7%)	52 (4.9%)	39 (3.7%)	176 (16.5%)
	女性職員	2,211 (67.4%)	922 (41.7%)	397 (18.0%)	237 (10.7%)	126 (5.7%)	85 (3.8%)	444 (20.1%)
	計	3,278 (100.0%)	1,452 (44.3%)	563 (17.2%)	341 (10.4%)	178 (5.4%)	124 (3.8%)	620 (18.9%)

（注１）　介護休暇取得者数は、令和６年度中に介護休暇を取得開始した職員数である。

（注２）　「要介護者別の取得者数」及び「介護休暇の期間別の取得者数」の（　）は、「介護休暇取得者数」に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

（注３）　「介護休暇取得者数」の団体区分ごとの（　）は、団体区分ごとの計に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

（注４）　「介護休暇取得者数」の合計欄の（　）は、「計」に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

表4　介護時間の状況

1　介護時間制度の導入状況（令和7年4月1日現在）

団体区分	団体数	導入済	未導入
都道府県	47	47	0
指定都市	20	20	0
市区町村	1,721	1,713	8
合計	1,788	1,780	8

2　介護時間の取得状況（令和6年度）

（単位：人）

団体区分	区　分	介護時間取得者数	要介護者別の取得者数（職員との続柄別）							
			配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
都道府県	男性職員	189 (31.3%)	25 (13.2%)	129 (68.3%)	26 (13.8%)	6 (3.2%)	2 (1.1%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	415 (68.7%)	21 (5.1%)	247 (59.5%)	113 (27.2%)	26 (6.3%)	4 (1.0%)	4 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市	男性職員	32 (23.7%)	5 (15.6%)	14 (43.8%)	12 (37.5%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	103 (76.3%)	13 (12.6%)	49 (47.6%)	39 (37.9%)	2 (1.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	84 (23.6%)	10 (11.9%)	56 (66.7%)	16 (19.0%)	2 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	272 (76.4%)	15 (5.5%)	137 (50.4%)	97 (35.7%)	10 (3.7%)	7 (2.6%)	5 (1.8%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)
合計	男性職員	305 (27.9%)	40 (13.1%)	199 (65.2%)	54 (17.7%)	9 (3.0%)	2 (0.7%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	790 (72.1%)	49 (6.2%)	433 (54.8%)	249 (31.5%)	38 (4.8%)	11 (1.4%)	9 (1.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
	計	1,095 (100.0%)	89 (8.1%)	632 (57.7%)	303 (27.7%)	47 (4.3%)	13 (1.2%)	10 (0.9%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)

（単位：人）

団体区分	区　分	介護時間取得者数	介護時間の期間別の取得者数					
			６月以下	６月超 １年以下	１年超 １年６月以下	１年６月超 ２年以下	２年超 ２年６月以下	２年６月超
都道府県	男性職員	189 (31.3%)	105 (55.6%)	38 (20.1%)	9 (4.8%)	25 (13.2%)	1 (0.5%)	11 (5.8%)
	女性職員	415 (68.7%)	241 (58.1%)	119 (28.7%)	11 (2.7%)	6 (1.4%)	2 (0.5%)	36 (8.7%)
指定都市	男性職員	32 (23.7%)	20 (62.5%)	9 (28.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.1%)	2 (6.3%)
	女性職員	103 (76.3%)	54 (52.4%)	27 (26.2%)	3 (2.9%)	2 (1.9%)	3 (2.9%)	14 (13.6%)
市区町村	男性職員	84 (23.6%)	60 (71.4%)	14 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.4%)	8 (9.5%)
	女性職員	272 (76.4%)	119 (43.8%)	85 (31.3%)	7 (2.6%)	3 (1.1%)	5 (1.8%)	53 (19.5%)
合計	男性職員	305 (27.9%)	185 (60.7%)	61 (20.0%)	9 (3.0%)	25 (8.2%)	4 (1.3%)	21 (6.9%)
	女性職員	790 (72.1%)	414 (52.4%)	231 (29.2%)	21 (2.7%)	11 (1.4%)	10 (1.3%)	103 (13.0%)
	計	1,095 (100.0%)	599 (54.7%)	292 (26.7%)	30 (2.7%)	36 (3.3%)	14 (1.3%)	124 (11.3%)

（注１）　介護時間取得者数は、令和６年度中に介護時間を取得開始した職員数である。

（注２）　「要介護者別の取得者数」及び「介護時間の期間別の取得者数」の（　）は、「介護時間取得者数」に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

（注３）　「介護時間取得者数」の団体区分ごとの（　）は、団体区分ごとの計に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

（注４）　「介護時間取得者数」の合計欄の（　）は、「計」に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

表5　育児休業等の制度制定状況

1　育児休業制度の条例制定状況（令和７年４月１日現在）

（単位：団体）

区　分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	－ －	－ －	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,721 (100.0%)	0 (0.0%)	1,606 (99.8%)	4 (0.2%)	－ －	－ －	423 (100.0%)	0 (0.0%)	1,702 (99.8%)	3 (0.2%)
合　計	1,788 (100%)	1,788 (100.0%)	0 (0.0%)	1,672 (99.8%)	4 (0.2%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	444 (100.0%)	0 (0.0%)	1,769 (99.8%)	3 (0.2%)

2　部分休業制度の制定状況（令和７年４月１日現在）

（単位：団体）

区　分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	－ －	－ －	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,721 (100.0%)	0 (0.0%)	1,606 (99.8%)	4 (0.2%)	－ －	－ －	423 (100.0%)	0 (0.0%)	1,702 (99.8%)	3 (0.2%)
合　計	1,788 (100%)	1,788 (100.0%)	0 (0.0%)	1,672 (99.8%)	4 (0.2%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	444 (100.0%)	0 (0.0%)	1,769 (99.8%)	3 (0.2%)

3　育児短時間勤務制度の制定状況（令和７年４月１日現在）

（単位：団体）

区　分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	18 (90.0%)	2 (10.0%)	18 (90.0%)	2 (10.0%)	－ －	－ －	18 (90.0%)	2 (10.0%)	19 (95.0%)	1 (5.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,615 (93.8%)	106 (6.2%)	1,505 (93.5%)	105 (6.5%)	－ －	－ －	391 (92.4%)	32 (7.6%)	1,596 (93.6%)	109 (6.4%)
合　計	1,788 (100%)	1,680 (94.0%)	108 (6.0%)	1,569 (93.6%)	107 (6.4%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	410 (92.3%)	34 (7.7%)	1,662 (93.8%)	110 (6.2%)

（注）（　）内の数字は団体区分中の割合を示す。また、該当部局が無い団体は除いている。

（端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。）

表6　育児休業の取得状況（令和6年度）

1　育児休業の取得者数等（全部門合計）

（1）令和6年度に新たに取得した育児休業

（単位：人）

		令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
					１月以下	１月超 ３月以下	３月超 ６月以下	６月超 ９月以下	９月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	31,535	17,707	56.2%	8,490 (47.9%)	4,300 (24.3%)	2,178 (12.3%)	969 (5.5%)	1,483 (8.4%)	246 (1.4%)	41 (0.2%)
	女性職員	22,362	22,604	101.1%	131 (0.6%)	203 (0.9%)	547 (2.4%)	1,448 (6.4%)	4,791 (21.2%)	8,344 (36.9%)	7,140 (31.6%)
指定都市	男性職員	7,862	4,888	62.2%	1,952 (39.9%)	1,276 (26.1%)	735 (15.0%)	330 (6.8%)	458 (9.4%)	125 (2.6%)	12 (0.2%)
	女性職員	6,937	6,919	99.7%	26 (0.4%)	20 (0.3%)	164 (2.4%)	484 (7.0%)	1,514 (21.9%)	2,748 (39.7%)	1,963 (28.4%)
市区町村	男性職員	18,467	11,268	61.0%	5,210 (46.2%)	3,213 (28.5%)	1,517 (13.5%)	475 (4.2%)	648 (5.8%)	169 (1.5%)	36 (0.3%)
	女性職員	15,966	15,993	100.2%	52 (0.3%)	141 (0.9%)	372 (2.3%)	886 (5.5%)	4,992 (31.2%)	4,819 (30.1%)	4,731 (29.6%)
合　計	男性職員	57,864	33,863	58.5%	15,652 (46.2%)	8,789 (26.0%)	4,430 (13.1%)	1,774 (5.2%)	2,589 (7.6%)	540 (1.6%)	89 (0.3%)
	女性職員	45,265	45,516	100.6%	209 (0.5%)	364 (0.8%)	1,083 (2.4%)	2,818 (6.2%)	11,297 (24.8%)	15,911 (35.0%)	13,834 (30.4%)

【参考】 １月以下の育児休業 承認期間の内訳 （男性職員）	１週間未満	１週間以上２週間未満	２週間以上１月以下
	1,136 (3.4%)	2,185 (6.5%)	12,331 (36.4%)

（注１）　「育児休業取得者数」には、令和５年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和６年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
（注２）　「育児休業取得率」は、「令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
（注３）　「育児休業承認期間」の（　）は、「育児休業取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。
（注４）　「【参考】１月以下の育児休業承認期間の内訳（男性職員）」の（　）は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表6　育児休業の取得状況（令和6年度）

（2）令和6年度に新たに取得した育児休業の内訳

（単位：人）

		育児休業取得者数	令和６年度に新たに取得した育児休業（１回目の育児休業のうち、出生後57日以内に終了するもの。）					令和６年度に新たに取得した育児休業（１回目の育児休業のうち、出生後57日以内に終了しないもの。）				
			育児休業承認期間					育児休業承認期間				
			合計	１週間未満	１週間以上２週間未満	２週間以上１月以下	１月超57日以下	合計	１週間未満	１週間以上２週間未満	２週間以上１月以下	１月超
都道府県	男性職員	17,707	6,812 (38.5%)	369 (5.4%)	871 (12.8%)	4,401 (64.6%)	1,171 (17.2%)	10,895 (61.5%)	229 (2.1%)	399 (3.7%)	2,221 (20.4%)	8,046 (73.9%)
	女性職員	22,604	9 (0.04%)	1 (11.1%)	4 (44.4%)	2 (22.2%)	2 (22.2%)	22,595 (99.96%)	15 (0.1%)	41 (0.2%)	68 (0.3%)	22,471 (99.5%)
指定都市	男性職員	4,888	1,603 (32.8%)	109 (6.8%)	210 (13.1%)	990 (61.8%)	294 (18.3%)	3,285 (67.2%)	51 (1.6%)	95 (2.9%)	497 (15.1%)	2,642 (80.4%)
	女性職員	6,919	10 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (10.0%)	5 (50.0%)	4 (40.0%)	6,909 (99.9%)	0 (0.0%)	5 (0.1%)	15 (0.2%)	6,889 (99.7%)
市区町村	男性職員	11,268	4,331 (38.4%)	271 (6.3%)	417 (9.6%)	2,850 (65.8%)	793 (18.3%)	6,937 (61.6%)	107 (1.5%)	193 (2.8%)	1,372 (19.8%)	5,265 (75.9%)
	女性職員	15,993	5 (0.03%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	1 (20.0%)	4 (80.0%)	15,988 (100.0%)	8 (0.05%)	9 (0.06%)	34 (0.2%)	15,937 (99.7%)
合　計	男性職員	33,863	12,746 (37.6%)	749 (5.9%)	1,498 (11.8%)	8,241 (64.7%)	2,258 (17.7%)	21,117 (62.4%)	387 (1.8%)	687 (3.3%)	4,090 (19.4%)	15,953 (75.5%)
	女性職員	45,516	24 (0.1%)	1 (4.2%)	5 (20.8%)	8 (33.3%)	10 (41.7%)	45,492 (99.9%)	23 (0.1%)	55 (0.1%)	117 (0.3%)	45,297 (99.6%)

（注１）　「育児休業取得者数」には、令和５年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和６年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。

（注２）　「育児休業承認期間」「合計」の（　）は、「育児休業取得者数」に占める各区分の割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。

（注３）　「育児休業承認期間」各期間の（　）は、各区分の「合計」に占める各期間の割合である。

表6　育児休業の取得状況（令和6年度）

（3）令和6年度に再度取得した育児休業

（単位：人）

		再び育児休業を取得したもの（条例で定める特別の事情による再度の取得を除く）								条例で定める特別の事情による再度の取得
			育児休業承認期間							
		合計	1月以下	1月超3月以下	3月超6月以下	6月超9月以下	9月超12月以下	12月超24月以下	24月超	
都道府県	男性職員	1,263	828 (65.6%)	210 (16.6%)	110 (8.7%)	50 (4.0%)	48 (3.8%)	11 (0.9%)	6 (0.5%)	58
	女性職員	320	66 (20.6%)	33 (10.3%)	52 (16.3%)	44 (13.8%)	81 (25.3%)	41 (12.8%)	3 (0.9%)	132
指定都市	男性職員	549	330 (60.1%)	107 (19.5%)	61 (11.1%)	18 (3.3%)	25 (4.6%)	6 (1.1%)	2 (0.4%)	12
	女性職員	123	20 (16.3%)	12 (9.8%)	24 (19.5%)	19 (15.4%)	35 (28.5%)	13 (10.6%)	0 (0.0%)	49
市区町村	男性職員	1,500	950 (63.3%)	288 (19.2%)	153 (10.2%)	42 (2.8%)	52 (3.5%)	10 (0.7%)	5 (0.3%)	69
	女性職員	176	29 (16.5%)	21 (11.9%)	43 (24.4%)	23 (13.1%)	30 (17.0%)	28 (15.9%)	2 (1.1%)	181
合　計	男性職員	3,312	2,108 (63.6%)	605 (18.3%)	324 (9.8%)	110 (3.3%)	125 (3.8%)	27 (0.8%)	13 (0.4%)	139
	女性職員	619	115 (18.6%)	66 (10.7%)	119 (19.2%)	86 (13.9%)	146 (23.6%)	82 (13.2%)	5 (0.8%)	362

（注）　「育児休業承認期間」の（　）は、「合計」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）である。

表6－1　育児休業の取得状況（令和6年度・一般行政部門）

○　令和6年度中に新たに取得した育児休業（一般行政部門）　（単位：人）

		令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
					１月以下	１月超３月以下	３月超６月以下	６月超９月以下	９月超12月以下	12月超24月以下	24月超
都道府県	男性職員	4,847	4,185	86.3%	1,774 (42.4%)	1,065 (25.4%)	654 (15.6%)	235 (5.6%)	373 (8.9%)	72 (1.7%)	12 (0.3%)
	女性職員	2,823	2,874	101.8%	32 (1.1%)	27 (0.9%)	76 (2.6%)	269 (9.4%)	953 (33.2%)	1,048 (36.5%)	469 (16.3%)
指定都市	男性職員	2,416	2,064	85.4%	775 (37.5%)	559 (27.1%)	329 (15.9%)	137 (6.6%)	191 (9.3%)	68 (3.3%)	5 (0.2%)
	女性職員	2,580	2,565	99.4%	7 (0.3%)	5 (0.2%)	51 (2.0%)	194 (7.6%)	657 (25.6%)	978 (38.1%)	673 (26.2%)
市区町村	男性職員	11,649	7,936	68.1%	3,407 (42.9%)	2,259 (28.5%)	1,196 (15.1%)	379 (4.8%)	523 (6.6%)	138 (1.7%)	34 (0.4%)
	女性職員	11,308	11,330	100.2%	27 (0.2%)	88 (0.8%)	249 (2.2%)	608 (5.4%)	3,421 (30.2%)	3,554 (31.4%)	3,383 (29.9%)
合　計	男性職員	18,912	14,185	75.0%	5,956 (42.0%)	3,883 (27.4%)	2,179 (15.4%)	751 (5.3%)	1,087 (7.7%)	278 (2.0%)	51 (0.4%)
	女性職員	16,711	16,769	100.3%	66 (0.4%)	120 (0.7%)	376 (2.2%)	1,071 (6.4%)	5,031 (30.0%)	5,580 (33.3%)	4,525 (27.0%)

【参考】 １月以下の育児休業承認期間の内訳 （男性職員）	１週間未満	１週間以上２週間未満	２週間以上１月以下
	296 (2.1%)	626 (4.4%)	4,395 (31.0%)

（注１）　「育児休業取得者数」には、令和５年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和６年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
（注２）　「育児休業取得率」は、「令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
（注３）　「育児休業承認期間」の（　）は、「育児休業取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。
（注４）　「【参考】１月以下の育児休業承認期間の内訳（男性職員）」の（　）は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。
（注５）　「【参考】１月以下の育児休業承認期間の内訳（男性職員）」については、令和６年度中に新たに育児休業を取得した職員で年度中に同一の子について２回以上育児休業をした期間がある場合は、当該期間を合算した上で計上（月数計算は育児休業取得日数を30で除し小数点第２位で四捨五入した値で計上）。
そのため、上段表の育児休業の承認期間（１月以下）の人数とは一致しない。

表6－2　育児休業の取得状況（令和6年度・公営企業等）

○　令和6年度中に新たに取得した育児休業（公営企業等）　（単位：人）

		令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
					１月以下	１月超 ３月以下	３月超 ６月以下	６月超 ９月以下	９月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	1,097	773	70.5%	294 (38.0%)	231 (29.9%)	129 (16.7%)	42 (5.4%)	66 (8.5%)	8 (1.0%)	3 (0.4%)
	女性職員	1,755	1,750	99.7%	3 (0.2%)	9 (0.5%)	40 (2.3%)	79 (4.5%)	448 (25.6%)	468 (26.7%)	703 (40.2%)
指定都市	男性職員	721	585	81.1%	263 (45.0%)	146 (25.0%)	99 (16.9%)	35 (6.0%)	34 (5.8%)	6 (1.0%)	2 (0.3%)
	女性職員	478	482	100.8%	15 (3.1%)	8 (1.7%)	31 (6.4%)	41 (8.5%)	123 (25.5%)	94 (19.5%)	170 (35.3%)
市区町村	男性職員	2,319	1,299	56.0%	604 (46.5%)	416 (32.0%)	155 (11.9%)	47 (3.6%)	66 (5.1%)	11 (0.8%)	0 (0.0%)
	女性職員	3,100	3,102	100.1%	20 (0.6%)	35 (1.1%)	87 (2.8%)	194 (6.3%)	1,130 (36.4%)	743 (24.0%)	893 (28.8%)
合　計	男性職員	4,137	2,657	64.2%	1,161 (43.7%)	793 (29.8%)	383 (14.4%)	124 (4.7%)	166 (6.2%)	25 (0.9%)	5 (0.2%)
	女性職員	5,333	5,334	100.0%	38 (0.7%)	52 (1.0%)	158 (3.0%)	314 (5.9%)	1,701 (31.9%)	1,305 (24.5%)	1,766 (33.1%)

【参考】 １月以下の育児休業承認期間の内訳 （男性職員）	１週間未満	１週間以上２週間未満	２週間以上１月以下
	84 (3.2%)	134 (5.0%)	943 (35.5%)

（注１）　「育児休業取得者数」には、令和５年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和６年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
（注２）　「育児休業取得率」は、「令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
（注３）　「育児休業承認期間」の（　）は、「育児休業取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。
（注４）　「【参考】１月以下の育児休業承認期間の内訳（男性職員）」の（　）は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表6－3　育児休業の取得状況（令和6年度・警察部門）

○　令和6年度中に新たに取得した育児休業（警察部門）

（単位：人）

		令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
					１月以下	１月超 ３月以下	３月超 ６月以下	６月超 ９月以下	９月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	10,920	6,990	64.0%	4,832 (69.1%)	1,706 (24.4%)	285 (4.1%)	63 (0.9%)	73 (1.0%)	20 (0.3%)	11 (0.2%)
	女性職員	2,131	2,152	101.0%	3 (0.1%)	7 (0.3%)	44 (2.0%)	113 (5.3%)	361 (16.8%)	441 (20.5%)	1,183 (55.0%)
指定都市	男性職員										
	女性職員										
市区町村	男性職員										
	女性職員										
合　計	男性職員	10,920	6,990	64.0%	4,832 (69.1%)	1,706 (24.4%)	285 (4.1%)	63 (0.9%)	73 (1.0%)	20 (0.3%)	11 (0.2%)
	女性職員	2,131	2,152	101.0%	3 (0.1%)	7 (0.3%)	44 (2.0%)	113 (5.3%)	361 (16.8%)	441 (20.5%)	1,183 (55.0%)

【参考】 １月以下の育児休業承認期間の内訳 （男性職員）	１週間未満	１週間以上２週間未満	２週間以上１月以下
	290 (4.1%)	754 (10.8%)	3,788 (54.2%)

（注１）　「育児休業取得者数」には、令和５年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和６年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
（注２）　「育児休業取得率」は、「令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
（注３）　「育児休業承認期間」の（　）は、「育児休業取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。
（注４）　「【参考】１月以下の育児休業承認期間の内訳（男性職員）」の（　）は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表6－4　育児休業の取得状況（令和6年度・消防部門）

○　令和6年度中に新たに取得した育児休業（消防部門）　（単位：人）

		令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
					１月以下	１月超 ３月以下	３月超 ６月以下	６月超 ９月以下	９月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	567	388	68.4%	118 (30.4%)	126 (32.5%)	81 (20.9%)	30 (7.7%)	28 (7.2%)	3 (0.8%)	2 (0.5%)
	女性職員	56	63	112.5%	1 (1.6%)	1 (1.6%)	4 (6.3%)	5 (7.9%)	4 (6.3%)	10 (15.9%)	38 (60.3%)
指定都市	男性職員	1,627	873	53.7%	505 (57.8%)	267 (30.6%)	67 (7.7%)	10 (1.1%)	19 (2.2%)	5 (0.6%)	0 (0.0%)
	女性職員	54	54	100.0%	0 (0.0%)	1 (1.9%)	3 (5.6%)	2 (3.7%)	22 (40.7%)	15 (27.8%)	11 (20.4%)
市区町村	男性職員	3,383	1,366	40.4%	906 (66.3%)	342 (25.0%)	78 (5.7%)	16 (1.2%)	17 (1.2%)	7 (0.5%)	0 (0.0%)
	女性職員	112	112	100.0%	1 (0.9%)	3 (2.7%)	5 (4.5%)	10 (8.9%)	44 (39.3%)	31 (27.7%)	18 (16.1%)
合　計	男性職員	5,577	2,627	47.1%	1,529 (58.2%)	735 (28.0%)	226 (8.6%)	56 (2.1%)	64 (2.4%)	15 (0.6%)	2 (0.1%)
	女性職員	222	229	103.2%	2 (0.9%)	5 (2.2%)	12 (5.2%)	17 (7.4%)	70 (30.6%)	56 (24.5%)	67 (29.3%)

【参考】 １月以下の育児休業承認期間の内訳 （男性職員）	１週間未満	１週間以上２週間未満	２週間以上１月以下
	105 (4.0%)	170 (6.5%)	1,254 (47.7%)

（注１）　「育児休業取得者数」には、令和５年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和６年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
（注２）　「育児休業取得率」は、「令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
（注３）　「育児休業承認期間」の（　）は、「育児休業取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。
（注４）　「【参考】１月以下の育児休業承認期間の内訳（男性職員）」の（　）は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表6－5　育児休業の取得状況（令和6年度・教育委員会）

○　令和6年度中に新たに取得した育児休業（教育委員会）　（単位：人）

		令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
					１月以下	１月超 ３月以下	３月超 ６月以下	６月超 ９月以下	９月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	14,102	5,371	38.1%	1,472 (27.4%)	1,172 (21.8%)	1,029 (19.2%)	599 (11.2%)	943 (17.6%)	143 (2.7%)	13 (0.2%)
	女性職員	15,597	15,765	101.1%	92 (0.6%)	159 (1.0%)	383 (2.4%)	982 (6.2%)	3,025 (19.2%)	6,377 (40.5%)	4,747 (30.1%)
指定都市	男性職員	3,098	1,366	44.1%	409 (29.9%)	304 (22.3%)	240 (17.6%)	148 (10.8%)	214 (15.7%)	46 (3.4%)	5 (0.4%)
	女性職員	3,825	3,818	99.8%	4 (0.1%)	6 (0.2%)	79 (2.1%)	247 (6.5%)	712 (18.6%)	1,661 (43.5%)	1,109 (29.0%)
市区町村	男性職員	1,116	667	59.8%	293 (43.9%)	196 (29.4%)	88 (13.2%)	33 (4.9%)	42 (6.3%)	13 (1.9%)	2 (0.3%)
	女性職員	1,446	1,449	100.2%	4 (0.3%)	15 (1.0%)	31 (2.1%)	74 (5.1%)	397 (27.4%)	491 (33.9%)	437 (30.2%)
合　計	男性職員	18,316	7,404	40.4%	2,174 (29.4%)	1,672 (22.6%)	1,357 (18.3%)	780 (10.5%)	1,199 (16.2%)	202 (2.7%)	20 (0.3%)
	女性職員	20,868	21,032	100.8%	100 (0.5%)	180 (0.9%)	493 (2.3%)	1,303 (6.2%)	4,134 (19.7%)	8,529 (40.6%)	6,293 (29.9%)

【参考】 １月以下の育児休業承認期間の内訳 （男性職員）	１週間未満	１週間以上２週間未満	２週間以上１月以下
	176 (2.4%)	340 (4.6%)	1,658 (22.4%)

（注１）　「育児休業取得者数」には、令和５年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和６年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
（注２）　「育児休業取得率」は、「令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
（注３）　「育児休業承認期間」の（　）は、「育児休業取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。
（注４）　「【参考】１月以下の育児休業承認期間の内訳（男性職員）」の（　）は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表6－6　育児休業の取得状況（令和6年度）　都道府県団体別

○ 育児休業の取得率

	全合計		一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
北海道	55.7%	99.8%	69.8%	100.0%	22.2%	100.0%	83.4%	94.9%			31.9%	100.9%
青森県	55.7%	99.5%	74.1%	97.8%	40.9%	100.0%	89.3%	100.0%			25.4%	100.0%
岩手県	64.2%	99.7%	98.6%	100.0%	45.0%	100.0%	88.1%	100.0%			37.6%	99.2%
宮城県	57.3%	100.0%	98.7%	100.0%	100.0%	－	50.8%	100.0%			48.0%	100.0%
秋田県	66.4%	100.0%	82.3%	100.0%	100.0%	100.0%	86.8%	100.0%			32.5%	100.0%
山形県	65.5%	98.9%	88.1%	100.0%	56.5%	96.1%	76.0%	104.8%			47.4%	98.7%
福島県	71.8%	100.4%	106.9%	100.0%	100.0%	100.0%	105.1%	100.0%			22.0%	100.5%
茨城県	28.0%	99.6%	72.9%	100.0%	29.4%	93.9%	26.2%	100.0%			18.8%	100.0%
栃木県	60.9%	100.0%	101.0%	100.0%	100.0%	－	73.5%	100.0%			37.5%	100.0%
群馬県	53.9%	100.5%	90.9%	100.0%	55.0%	105.3%	67.7%	100.0%			33.8%	100.0%
埼玉県	57.8%	101.7%	82.9%	99.0%	162.5%	－	84.3%	100.0%			38.4%	102.3%
千葉県	56.4%	99.3%	88.6%	98.9%	87.8%	100.0%	73.6%	100.0%			34.4%	99.2%
東京都	59.3%	105.1%	99.1%	112.0%	100.4%	104.2%	25.3%	116.9%	68.4%	112.5%	75.5%	100.7%
神奈川県	62.7%	99.9%	84.6%	101.0%	84.6%	100.0%	76.8%	99.2%			41.7%	99.8%
新潟県	53.6%	100.0%	101.4%	100.0%	69.2%	100.0%	53.6%	100.0%			34.9%	100.0%
富山県	57.4%	100.0%	73.0%	100.0%	66.7%	100.0%	80.9%	100.0%			37.8%	100.0%
石川県	69.2%	100.0%	82.7%	100.0%	65.0%	100.0%	93.5%	100.0%			48.9%	100.0%
福井県	73.4%	100.0%	104.0%	100.0%	93.8%	100.0%	67.3%	100.0%			60.0%	100.0%
山梨県	62.9%	98.4%	112.5%	100.0%	66.7%	－	68.1%	100.0%			27.2%	98.1%
長野県	54.0%	101.0%	94.5%	98.2%	50.0%	－	52.7%	100.0%			39.7%	101.7%
岐阜県	47.7%	100.0%	94.4%	100.0%	60.0%	－	73.7%	100.0%			24.7%	100.0%
静岡県	49.3%	100.3%	82.5%	100.0%	62.5%	100.0%	57.3%	100.0%			32.4%	100.5%
愛知県	63.5%	103.5%	93.0%	100.0%	56.1%	100.0%	94.7%	96.4%			39.7%	104.8%
三重県	48.3%	99.7%	94.8%	100.0%	50.0%	50.0%	56.6%	100.0%			30.2%	100.0%
滋賀県	61.9%	100.0%	89.7%	100.0%	38.5%	100.0%	47.4%	100.0%			61.4%	100.0%
京都府	56.3%	100.0%	91.1%	100.0%	－	100.0%	52.0%	100.0%			46.0%	100.0%
大阪府	54.5%	108.2%	62.4%	114.0%			58.6%	98.4%			49.1%	109.2%
兵庫県	46.1%	99.2%	90.7%	100.0%	50.0%	99.7%	56.4%	100.0%			28.8%	98.9%
奈良県	62.4%	99.7%	67.4%	97.9%	100.0%	－	96.2%	100.0%			41.2%	100.0%
和歌山県	43.1%	101.0%	75.4%	100.0%	－	－	52.2%	111.1%			29.5%	100.0%
鳥取県	69.5%	100.0%	91.2%	100.0%	91.3%	100.0%	91.0%	100.0%			33.0%	100.0%
島根県	58.2%	100.0%	60.0%	100.0%	75.0%	100.0%	90.2%	100.0%			36.2%	100.0%
岡山県	63.3%	100.0%	78.3%	100.0%	100.0%	－	90.2%	100.0%			31.2%	100.0%
広島県	53.8%	101.2%	93.3%	100.0%	61.9%	100.0%	54.8%	100.0%			43.2%	101.6%
山口県	73.6%	100.0%	100.0%	100.0%	114.3%	－	97.3%	100.0%			38.2%	100.0%
徳島県	38.2%	99.6%	75.4%	100.0%	39.3%	100.0%	33.8%	100.0%			22.4%	99.3%
香川県	58.1%	100.0%	91.3%	100.0%	45.5%	100.0%	59.6%	100.0%			43.8%	100.0%
愛媛県	60.0%	99.7%	108.1%	100.0%	63.0%	98.3%	74.5%	100.0%			34.7%	100.0%
高知県	73.0%	100.0%	100.0%	100.0%	28.6%	100.0%	96.3%	100.0%			45.0%	100.0%
福岡県	46.6%	100.5%	76.9%	102.7%	100.0%	100.0%	48.8%	100.0%			35.8%	100.2%
佐賀県	50.0%	100.4%	83.3%	100.0%	100.0%	－	57.7%	100.0%			26.6%	100.6%
長崎県	71.4%	100.0%	69.6%	100.0%	50.0%	－	89.6%	100.0%			35.8%	100.0%
熊本県	43.3%	100.0%	58.4%	100.0%	100.0%	100.0%	60.7%	100.0%			22.4%	100.0%
大分県	51.9%	100.0%	92.5%	100.0%	66.7%	100.0%	51.5%	100.0%			29.1%	100.0%
宮崎県	58.7%	98.0%	63.5%	100.0%	63.3%	95.8%	88.4%	100.0%			34.4%	98.1%
鹿児島県	46.1%	99.7%	80.0%	97.7%	70.6%	100.0%	57.5%	100.0%			22.2%	100.0%
沖縄県	54.5%	100.0%	84.3%	100.0%	64.8%	100.0%	57.4%	100.0%			40.7%	100.0%
合計	56.2%	101.1%	86.3%	101.8%	70.5%	99.7%	64.0%	101.0%	68.4%	112.5%	38.1%	101.1%

（注1）「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和6年度の新規取得者数」の割合である。
（注2）　表中の「－」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和6年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

表6－7　育児休業の取得状況（令和6年度）　指定都市団体別

○ 育児休業の取得率

	全合計		一般行政部門		公営企業等		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
札幌市	75.2%	100.0%	94.3%	100.0%	97.3%	100.0%	67.8%	100.0%	53.0%	100.0%
仙台市	58.3%	100.4%	81.0%	100.9%	75.9%	100.0%	28.0%	100.0%	46.7%	100.0%
さいたま市	63.5%	99.5%	91.2%	100.0%	56.8%	100.0%	56.7%	100.0%	43.3%	98.9%
千葉市	62.3%	100.0%	92.8%	100.0%	52.9%	100.0%	77.4%	100.0%	40.3%	100.0%
横浜市	58.9%	99.8%	86.6%	99.7%	74.2%	100.0%	67.3%	100.0%	29.0%	99.8%
川崎市	71.8%	100.3%	97.5%	99.0%	84.4%	100.0%	64.9%	100.0%	51.0%	101.1%
相模原市	47.3%	98.8%	80.0%	100.0%	0.0%	100.0%	42.4%	66.7%	25.9%	98.9%
新潟市	59.8%	100.8%	61.8%	100.0%	90.9%	100.0%	58.5%	－	46.3%	101.2%
静岡市	57.9%	99.5%	78.9%	98.9%	62.5%	100.0%	45.0%	100.0%	46.4%	100.0%
浜松市	41.8%	100.0%	87.0%	100.0%	37.5%	－	56.4%	100.0%	10.7%	100.0%
名古屋市	60.3%	100.0%	77.8%	100.0%	89.6%	100.0%	50.3%	－	38.6%	100.0%
京都市	62.1%	101.7%	85.7%	100.0%	75.3%	220.0%	72.2%	100.0%	35.1%	100.0%
大阪市	36.8%	97.9%	71.9%	94.8%	42.9%	100.0%	14.8%	100.0%	35.4%	99.2%
堺市	76.4%	97.4%	97.4%	97.5%	100.0%	50.0%	56.9%	100.0%	71.4%	98.0%
神戸市	68.1%	99.4%	84.8%	100.0%	85.3%	92.3%	80.9%	100.0%	47.1%	99.2%
岡山市	79.9%	100.0%	90.6%	100.0%	83.3%	100.0%	90.5%	100.0%	60.0%	100.0%
広島市	52.0%	100.0%	69.3%	100.0%	95.8%	100.0%	25.9%	100.0%	41.1%	100.0%
北九州市	56.8%	100.0%	74.1%	100.0%	90.0%	100.0%	53.3%	100.0%	46.2%	100.0%
福岡市	103.0%	99.5%	103.2%	98.5%	103.1%	100.0%	107.4%	100.0%	101.0%	100.0%
熊本市	53.9%	100.6%	95.5%	98.1%	76.5%	100.0%	24.0%	－	25.6%	102.1%
合計	62.2%	99.7%	85.4%	99.4%	81.1%	100.8%	53.7%	100.0%	44.1%	99.8%

（注1）「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和6年度の新規取得者数」の割合である。
（注2）　表中の「－」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和6年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

表6－8　育児休業等の取得状況（令和6年度）　市区町村団体別

○ 育児休業の取得率

	全合計		一般行政部門		公営企業等		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
北海道	46.1%	100.0%	50.4%	100.0%	41.8%	99.1%	39.9%	100.0%	38.6%	106.1%
青森県	56.7%	100.0%	65.4%	100.0%	46.0%	100.0%	16.7%	－	33.3%	100.0%
岩手県	55.6%	101.3%	56.2%	101.6%	52.2%	100.0%	31.8%	100.0%	80.0%	100.0%
宮城県	56.2%	102.3%	55.6%	102.4%	59.2%	102.5%	40.0%	－	100.0%	100.0%
秋田県	56.9%	99.3%	72.6%	100.0%	55.9%	97.9%	18.5%	100.0%	100.0%	100.0%
山形県	55.2%	102.8%	66.9%	103.2%	40.0%	102.9%	41.7%	100.0%	40.0%	100.0%
福島県	61.0%	99.6%	61.6%	99.5%	55.3%	100.0%	68.8%	100.0%	50.0%	100.0%
茨城県	62.1%	99.7%	68.5%	99.3%	78.3%	105.6%	37.2%	－	80.6%	100.0%
栃木県	63.3%	100.0%	77.2%	100.0%	81.8%	100.0%	20.5%	100.0%	65.0%	100.0%
群馬県	58.9%	100.0%	71.0%	100.0%	46.2%	100.0%	23.4%	100.0%	42.1%	100.0%
埼玉県	69.6%	99.9%	76.4%	99.8%	68.7%	100.0%	37.1%	100.0%	67.1%	100.0%
千葉県	69.2%	102.1%	81.2%	102.2%	87.0%	102.0%	45.0%	114.3%	47.6%	100.0%
東京都	81.1%	100.0%	82.8%	100.3%	72.5%	100.0%	33.3%	－	81.4%	97.4%
東京都（区）	82.1%	99.9%	82.0%	99.9%	100.0%	100.0%			80.9%	100.0%
神奈川県	63.8%	99.8%	70.2%	100.0%	50.0%	99.2%	61.7%	100.0%	52.9%	100.0%
新潟県	62.8%	100.9%	82.3%	100.6%	47.6%	100.0%	40.0%	100.0%	52.9%	102.4%
富山県	54.0%	99.7%	66.3%	99.5%	42.6%	100.0%	30.2%	100.0%	92.9%	100.0%
石川県	60.9%	99.1%	64.4%	100.0%	70.3%	97.4%	53.8%	100.0%	50.0%	100.0%
福井県	72.1%	100.0%	74.0%	100.0%	90.0%	100.0%	55.6%	100.0%	80.0%	100.0%
山梨県	40.6%	102.0%	47.2%	102.1%	39.3%	102.2%	5.3%	－	42.9%	100.0%
長野県	52.7%	99.1%	54.6%	99.0%	50.7%	100.0%	36.0%	100.0%	56.0%	98.6%
岐阜県	54.6%	101.6%	67.2%	102.2%	46.5%	100.8%	30.8%	100.0%	61.5%	100.0%
静岡県	60.5%	100.0%	63.4%	100.0%	64.1%	100.0%	42.9%	100.0%	48.0%	100.0%
愛知県	72.4%	99.7%	80.6%	99.9%	65.3%	99.1%	61.4%	100.0%	62.0%	100.0%
三重県	57.5%	99.4%	65.8%	98.0%	59.1%	103.8%	42.6%	100.0%	50.0%	100.0%
滋賀県	63.9%	100.3%	75.2%	100.5%	52.5%	100.0%	23.3%	－	38.1%	100.0%
京都府	59.8%	100.0%	65.1%	100.0%	73.1%	100.0%	32.0%	－	72.7%	100.0%
大阪府	63.7%	100.4%	74.6%	100.0%	61.4%	100.7%	39.9%	100.0%	56.0%	102.4%
兵庫県	63.3%	101.0%	77.3%	101.6%	55.9%	99.3%	36.4%	100.0%	58.3%	101.1%
奈良県	56.6%	100.0%	64.4%	100.0%	50.0%	100.0%	13.6%	100.0%	47.4%	100.0%
和歌山県	43.6%	100.0%	51.8%	100.0%	40.0%	100.0%	24.1%	100.0%	47.4%	100.0%
鳥取県	65.2%	95.8%	67.0%	94.4%	52.4%	100.0%	－	－	83.3%	100.0%
島根県	54.2%	100.6%	58.3%	101.0%	53.8%	100.0%	42.2%	－	57.1%	100.0%
岡山県	60.5%	101.3%	68.5%	101.4%	50.0%	102.6%	50.8%	100.0%	44.4%	100.0%
広島県	52.1%	98.7%	60.1%	98.1%	58.2%	100.0%	28.4%	100.0%	46.7%	100.0%
山口県	69.5%	100.0%	83.0%	100.6%	53.8%	97.4%	34.0%	100.0%	85.7%	100.0%
徳島県	44.7%	101.4%	56.6%	102.0%	50.0%	100.0%	15.0%	－	33.3%	100.0%
香川県	49.5%	100.0%	52.2%	100.0%	69.0%	100.0%	22.5%	－	66.7%	100.0%
愛媛県	62.7%	101.6%	69.0%	102.0%	61.3%	100.0%	52.3%	100.0%	50.0%	100.0%
高知県	64.9%	98.3%	68.8%	98.4%	50.0%	100.0%	62.9%	－	59.1%	96.7%
福岡県	61.4%	101.1%	64.3%	101.2%	53.8%	100.0%	45.5%	100.0%	57.1%	100.0%
佐賀県	65.5%	100.0%	73.3%	100.0%	45.5%	100.0%	25.0%	100.0%	44.4%	100.0%
長崎県	40.9%	100.7%	44.9%	100.8%	30.0%	100.0%	38.2%	100.0%	22.2%	100.0%
熊本県	44.9%	99.0%	44.3%	99.3%	41.5%	98.0%	33.3%	－	69.2%	100.0%
大分県	44.7%	100.0%	59.4%	100.0%	31.3%	100.0%	20.6%	100.0%	50.0%	100.0%
宮崎県	37.9%	99.3%	44.9%	99.2%	45.0%	100.0%	13.5%	100.0%	50.0%	100.0%
鹿児島県	52.4%	98.7%	47.4%	98.8%	62.7%	100.0%	69.0%	50.0%	38.9%	100.0%
沖縄県	59.2%	100.8%	56.8%	100.9%	69.2%	100.0%	54.5%	100.0%	84.0%	100.0%
合計	61.0%	100.2%	68.1%	100.2%	56.0%	100.1%	40.4%	100.0%	59.8%	100.2%

（注1）「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和5年度の新規取得者数」の割合である。
（注2）表中の「－」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和6年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

表7　育児短時間勤務の取得状況（令和6年度）

○ 育児短時間勤務の取得者数等（全部門合計）

（単位：人）

		育児短時間勤務取得者数	育児短時間勤務承認期間			
			３月以下	３月超６月以下	６月超９月以下	９月超
都道府県	男性職員	278 (100.0%)	69 (24.8%)	38 (13.7%)	17 (6.1%)	154 (55.4%)
	女性職員	3,484 (100.0%)	288 (8.3%)	252 (7.2%)	263 (7.5%)	2,681 (77.0%)
指定都市	男性職員	78 (100.0%)	28 (35.9%)	9 (11.5%)	9 (11.5%)	32 (41.0%)
	女性職員	1,506 (100.0%)	110 (7.3%)	105 (7.0%)	80 (5.3%)	1,211 (80.4%)
市区町村	男性職員	62 (100.0%)	22 (35.5%)	13 (21.0%)	8 (12.9%)	19 (30.6%)
	女性職員	1,558 (100.0%)	221 (14.2%)	191 (12.3%)	137 (8.8%)	1,009 (64.8%)
合　計	男性職員	418 (100.0%)	119 (28.5%)	60 (14.4%)	34 (8.1%)	205 (49.0%)
	女性職員	6,548 (100.0%)	619 (9.5%)	548 (8.4%)	480 (7.3%)	4,901 (74.8%)

（注１）　「育児短時間勤務取得者数」には、令和５年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和６年度から新たに育児短時間勤務を取得した者が含まれる。

（注２）　「育児短時間勤務承認期間」の（　）は、「育児短時間勤務取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）である。

表8　部分休業の取得状況（令和6年度）

○ 部分休業の取得者数等（全部門合計）

（単位：人）

		部分休業取得者数	部分休業承認期間					
			１年以下	１年超 ２年以下	２年超 ３年以下	３年超 ４年以下	４年超 ５年以下	５年超
都道府県	男性職員	1,245 (100.0%)	1,125 (90.4%)	83 (6.7%)	11 (0.9%)	13 (1.0%)	8 (0.6%)	5 (0.4%)
	女性職員	10,521 (100.0%)	8,703 (82.7%)	765 (7.3%)	212 (2.0%)	328 (3.1%)	367 (3.5%)	146 (1.4%)
指定都市	男性職員	435 (100.0%)	365 (83.9%)	48 (11.0%)	3 (0.7%)	5 (1.1%)	8 (1.8%)	6 (1.4%)
	女性職員	3,376 (100.0%)	2,628 (77.8%)	310 (9.2%)	59 (1.7%)	101 (3.0%)	209 (6.2%)	69 (2.0%)
市区町村	男性職員	1,061 (100.0%)	806 (76.0%)	93 (8.8%)	20 (1.9%)	40 (3.8%)	44 (4.1%)	58 (5.5%)
	女性職員	11,205 (100.0%)	7,439 (66.4%)	967 (8.6%)	376 (3.4%)	712 (6.4%)	1,134 (10.1%)	577 (5.1%)
合　計	男性職員	2,741 (100.0%)	2,296 (83.8%)	224 (8.2%)	34 (1.2%)	58 (2.1%)	60 (2.2%)	69 (2.5%)
	女性職員	25,102 (100.0%)	18,770 (74.8%)	2,042 (8.1%)	647 (2.6%)	1,141 (4.5%)	1,710 (6.8%)	792 (3.2%)

（注１）　「部分休業取得者数」には、令和５年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和６年度から新たに部分休業を取得した者が含まれる。

（注２）　「部分休業承認期間」の（　）は、「部分休業取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）である。

表9　配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況（令和6年度）

○ 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得者数　（単位：人）

	令和６年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数	配偶者出産休暇を取得した職員数	育児参加のための休暇を取得した職員数	配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した職員数	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて５日以上取得した職員数
都道府県	31,535 (100.0%)	26,927 (85.4%)	23,286 (73.8%)	28,347 (89.9%)	17,102 (54.2%)
指定都市	7,862 (100.0%)	6,346 (80.7%)	5,344 (68.0%)	6,793 (86.4%)	4,138 (52.6%)
市区町村	18,467 (100.0%)	13,877 (75.1%)	10,387 (56.2%)	14,897 (80.7%)	8,271 (44.8%)
合計	57,864 (100.0%)	47,150 (81.5%)	39,017 (67.4%)	50,037 (86.5%)	29,511 (51.0%)

（注１）　（　）は、「令和６年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。
（注２）　「令和６年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」には、いずれか又は両方の制度を設けていない団体における「令和６年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」を含む。
（注３）　「配偶者出産休暇」は、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために、妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後２週間を経過するまでの期間において、２日の範囲内で与えられる特別休暇。
（注４）　「育児参加のための休暇」は、妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、妻の出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合は１４週間）前の日から当該出産の日後１年を経過する日までの期間において、子を養育するために５日の範囲内で与えられる特別休暇。
（注５）　各男性職員数は全部門（一般行政部門、公営企業等、警察部門、消防部門、教育委員会）の合計。

表9－1　配偶者出産休暇等の取得状況（令和6年度）　都道府県団体別

○ 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の取得率	育児参加のための休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した職員の割合	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合せて5日以上取得した職員の割合
北海道	90.5%	75.1%	93.6%	65.1%
青森県	85.8%	62.8%	88.3%	49.3%
岩手県	84.3%	63.1%	88.4%	60.2%
宮城県	83.1%	64.6%	86.9%	46.7%
秋田県	80.6%	60.4%	87.1%	45.6%
山形県	94.0%	72.2%	96.8%	59.1%
福島県	90.8%	77.8%	93.5%	65.3%
茨城県	93.1%	76.6%	97.1%	78.4%
栃木県	85.8%	60.1%	87.6%	57.1%
群馬県	89.3%	70.9%	93.5%	55.4%
埼玉県	72.5%	66.4%	84.6%	50.6%
千葉県	88.6%	88.6%	88.6%	51.5%
東京都	91.4%	97.7%	97.7%	45.6%
神奈川県	85.2%	76.7%	89.7%	64.1%
新潟県	81.1%	43.4%	84.5%	33.0%
富山県	84.9%	75.1%	90.5%	58.5%
石川県	83.6%	62.3%	87.5%	42.2%
福井県	89.7%	80.5%	94.3%	56.4%
山梨県	87.6%	75.6%	90.8%	64.7%
長野県	80.5%	71.2%	84.6%	59.7%
岐阜県	82.7%	67.6%	84.6%	46.1%
静岡県	86.6%	68.9%	92.0%	52.6%
愛知県	84.0%	70.7%	88.6%	53.4%
三重県	68.3%	68.3%	84.5%	53.4%
滋賀県	80.7%	57.8%	85.4%	43.2%
京都府	91.9%	72.7%	94.2%	66.2%
大阪府	86.2%	78.1%	89.6%	61.4%
兵庫県	94.6%	73.5%	98.1%	47.7%
奈良県	73.8%	57.8%	82.8%	42.2%
和歌山県	87.3%	71.2%	96.1%	48.6%
鳥取県	90.3%	74.3%	97.4%	58.0%
島根県	88.4%	77.4%	93.3%	59.1%
岡山県	90.2%	90.2%	90.2%	41.4%
広島県	88.3%	72.3%	91.5%	60.6%
山口県	93.3%	69.4%	95.5%	45.9%
徳島県	82.2%	58.2%	88.8%	39.1%
香川県	83.2%	60.2%	89.4%	44.5%
愛媛県	85.2%	69.9%	87.7%	56.0%
高知県	85.1%	74.7%	90.2%	62.8%
福岡県	92.3%	80.3%	93.9%	69.7%
佐賀県	72.0%	66.7%	72.0%	58.6%
長崎県	91.4%	74.0%	96.0%	56.9%
熊本県	90.0%	81.4%	91.2%	73.3%
大分県	84.4%	64.7%	88.0%	51.4%
宮崎県	91.0%	69.0%	94.8%	47.5%
鹿児島県	54.1%	52.5%	54.7%	42.8%
沖縄県	68.1%	58.8%	73.5%	44.4%
合計	85.4%	73.8%	89.9%	54.2%

（注）「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

表9－2　配偶者出産休暇等の取得状況（令和6年度）　指定都市団体別

○ 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の取得率	育児参加のための休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した職員の割合	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合せて5日以上取得した職員の割合
札幌市	92.5%	75.0%	95.1%	63.2%
仙台市	72.1%	59.6%	77.9%	46.2%
さいたま市	79.4%	59.5%	87.0%	62.6%
千葉市	71.7%	57.2%	77.1%	45.5%
横浜市	84.2%	67.7%	85.8%	59.5%
川崎市	87.3%	70.2%	89.4%	59.1%
相模原市	85.5%	58.9%	89.4%	50.7%
新潟市	91.8%	85.3%	100.0%	61.4%
静岡市	65.3%	58.8%	67.6%	17.1%
浜松市	85.9%	65.0%	93.8%	37.3%
名古屋市	80.6%	78.3%	90.4%	61.0%
京都市	76.8%	56.2%	80.9%	41.8%
大阪市	83.9%	75.0%	96.4%	41.3%
堺市	86.1%	77.5%	91.4%	65.9%
神戸市	64.5%	54.5%	75.3%	30.8%
岡山市	94.7%	85.6%	99.0%	81.3%
広島市	89.1%	64.6%	93.3%	65.1%
北九州市	33.8%	31.0%	42.3%	28.2%
福岡市	86.1%	86.1%	86.1%	55.8%
熊本市	82.4%	68.2%	87.8%	56.3%
合計	80.7%	68.0%	86.4%	52.6%

（注）「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

表9－3 配偶者出産休暇等の取得状況（令和6年度） 市区町村団体別

○ 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の取得率	育児参加のための休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した職員の割合	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合せて5日以上取得した職員の割合
北海道	73.4%	48.1%	76.7%	41.2%
青森県	71.9%	51.0%	78.6%	38.1%
岩手県	70.9%	53.8%	79.5%	47.9%
宮城県	70.1%	43.8%	76.1%	32.3%
秋田県	71.6%	55.0%	81.0%	45.0%
山形県	71.3%	53.9%	74.8%	37.8%
福島県	67.0%	48.2%	73.8%	39.6%
茨城県	79.4%	54.5%	82.8%	41.5%
栃木県	84.4%	59.4%	88.0%	43.5%
群馬県	87.4%	66.6%	90.0%	53.7%
埼玉県	78.4%	62.4%	83.9%	51.4%
千葉県	83.1%	64.4%	88.4%	56.6%
東京都	78.3%	67.7%	87.0%	54.5%
東京都（区）	83.4%	71.3%	88.3%	55.6%
神奈川県	77.6%	58.3%	82.0%	51.2%
新潟県	79.4%	50.6%	83.8%	37.7%
富山県	75.3%	52.6%	81.4%	34.9%
石川県	72.1%	48.8%	80.0%	37.2%
福井県	66.0%	47.6%	70.7%	32.7%
山梨県	61.3%	48.1%	69.4%	26.9%
長野県	66.2%	53.5%	76.1%	33.0%
岐阜県	63.7%	45.8%	71.1%	30.9%
静岡県	72.5%	56.2%	77.8%	43.6%
愛知県	78.0%	61.0%	83.7%	48.4%
三重県	68.6%	58.0%	77.3%	39.3%
滋賀県	73.9%	48.2%	77.9%	40.0%
京都府	74.1%	58.3%	82.2%	41.7%
大阪府	82.8%	61.6%	85.3%	59.1%
兵庫県	64.2%	51.8%	69.9%	39.2%
奈良県	76.3%	51.3%	83.8%	49.6%
和歌山県	66.4%	42.3%	71.4%	37.8%
鳥取県	60.9%	44.3%	70.4%	22.6%
島根県	81.6%	58.5%	87.3%	43.4%
岡山県	79.1%	53.5%	82.9%	42.6%
広島県	69.7%	42.2%	75.1%	39.9%
山口県	69.1%	49.2%	79.2%	37.3%
徳島県	69.6%	49.1%	74.5%	31.7%
香川県	70.4%	63.3%	81.1%	39.8%
愛媛県	74.5%	50.2%	79.7%	36.2%
高知県	75.7%	55.7%	82.2%	49.2%
福岡県	74.5%	45.8%	80.2%	33.0%
佐賀県	79.1%	63.5%	84.5%	48.0%
長崎県	71.9%	53.9%	79.1%	39.1%
熊本県	62.4%	38.5%	68.4%	25.6%
大分県	70.5%	55.8%	72.5%	47.4%
宮崎県	80.1%	60.9%	84.2%	48.6%
鹿児島県	75.5%	59.6%	79.4%	45.5%
沖縄県	81.0%	61.5%	85.8%	58.9%
合計	75.1%	56.2%	80.7%	44.8%

（注）「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

表10 会計年度任用職員の育児休業・介護休暇の制度制定状況

1 育児休業制度の条例制定状況（令和７年４月１日現在）

（単位：団体）

区　分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	－ －	－ －	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,706 (99.1%)	15 (0.9%)	1,568 (98.9%)	18 (1.1%)	－ －	－ －	413 (100.0%)	0 (0.0%)	1,685 (99.0%)	17 (1.0%)
合　計	1,788 (100%)	1,773 (99.2%)	15 (0.8%)	1,634 (98.9%)	18 (1.1%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	434 (100.0%)	0 (0.0%)	1,752 (99.0%)	17 (1.0%)

2 部分休業制度の制定状況（令和７年４月１日現在）

（単位：団体）

区　分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	－ －	－ －	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,675 (97.3%)	46 (2.7%)	1,541 (97.2%)	45 (2.8%)	－ －	－ －	407 (98.5%)	6 (1.5%)	1,656 (97.3%)	46 (2.7%)
合　計	1,788 (100%)	1,742 (97.4%)	46 (2.6%)	1,607 (97.3%)	45 (2.7%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	428 (98.6%)	6 (1.4%)	1,723 (97.4%)	46 (2.6%)

3 各制度の取得状況（令和６年度）　（単位：人）

区　分	部分休業	介護休暇	介護時間
都道府県	107	237	101
指定都市	65	139	20
市区町村	1,210	675	117
合　計	1,382	1,051	238

（注1）（ ）内の数字は団体区分中の割合を示す。また、該当部局が無い団体は除いている。（端数処理のため割合の合計が100％に一致しない場合がある。）

（注2）「部分休業」の取得者数は、令和6年度中に新たに当該休業を取得した職員数である。

（注3）「介護休暇」「介護時間」の取得者数は、令和6年度中に各休暇を取得開始した職員数である。

表11　会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度）

1　育児休業の取得者数等（全部門合計）

（1）令和6年度に新たに取得した育児休業

（単位：人）

		令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間				
					１月以下	１月超 ３月以下	３月超 ６月以下	６月超 ９月以下	９月超 12月以下
都道府県	男性職員	98	28	28.6%	15 (53.6%)	8 (28.6%)	1 (3.6%)	2 (7.1%)	2 (7.1%)
	女性職員	394	340	86.3%	24 (7.1%)	66 (19.4%)	94 (27.6%)	97 (28.5%)	59 (17.4%)
指定都市	男性職員	28	15	53.6%	7 (46.7%)	5 (33.3%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)
	女性職員	317	304	95.9%	18 (5.9%)	51 (16.8%)	79 (26.0%)	84 (27.6%)	72 (23.7%)
市区町村	男性職員	175	73	41.7%	33 (45.2%)	22 (30.1%)	13 (17.8%)	3 (4.1%)	2 (2.7%)
	女性職員	3,168	2,972	93.8%	257 (8.6%)	542 (18.2%)	854 (28.7%)	694 (23.4%)	625 (21.0%)
合　計	男性職員	301	116	38.5%	55 (47.4%)	35 (30.2%)	16 (13.8%)	5 (4.3%)	5 (4.3%)
	女性職員	3,879	3,616	93.2%	299 (8.3%)	659 (18.2%)	1,027 (28.4%)	875 (24.2%)	756 (20.9%)

【参考】 １月以下の育児休業 承認期間の内訳 （男性職員）	１週間未満	１週間以上２週間未満	２週間以上１月以下
	7 (6.0%)	5 (4.3%)	43 (37.1%)

（注１）　「育児休業取得者数」には、令和５年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和６年度から新たに育児休業を取得した者は含まれない。
（注２）　「育児休業取得率」は、「令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
（注３）　「育児休業承認期間」の（　）は、「育児休業取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。
（注４）　「（参考）１月以下の育児休業承認期間の内訳（男性職員）」の（　）は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表11　会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度）

（2）令和6年度に新たに取得した育児休業の内訳

（単位：人）

		育児休業取得者数	令和６年度に新たに取得した育児休業（１回目の育児休業のうち、出生後57日以内に終了するもの。）					令和６年度に新たに取得した育児休業（１回目の育児休業のうち、出生後57日以内に終了しないもの。）				
			育児休業承認期間					育児休業承認期間				
			合計	１週間未満	１週間以上２週間未満	２週間以上１月以下	１月超57日以下	合計	１週間未満	１週間以上２週間未満	２週間以上１月以下	１月超
都道府県	男性職員	28	8 (28.6%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)	6 (75.0%)	1 (12.5%)	20 (71.4%)	4 (20.0%)	0 (0.0%)	4 (20.0%)	12 (60.0%)
	女性職員	340	4 (1.18%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	3 (75.0%)	336 (98.82%)	5 (1.5%)	7 (2.1%)	11 (3.3%)	313 (93.2%)
指定都市	男性職員	15	4 (26.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)	11 (73.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (36.4%)	7 (63.6%)
	女性職員	304	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	303 (99.7%)	0 (0.0%)	6 (2.0%)	12 (4.0%)	285 (94.1%)
市区町村	男性職員	73	31 (42.5%)	2 (6.5%)	4 (12.9%)	20 (64.5%)	5 (16.1%)	42 (57.5%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	6 (14.3%)	35 (83.3%)
	女性職員	2,972	42 (1.41%)	9 (21.43%)	2 (4.76%)	18 (42.9%)	13 (31.0%)	2,930 (98.6%)	43 (1.47%)	39 (1.33%)	146 (5.0%)	2,702 (92.2%)
合　計	男性職員	116	43 (37.1%)	3 (7.0%)	4 (9.3%)	29 (67.4%)	7 (16.3%)	73 (62.9%)	4 (5.5%)	1 (1.4%)	14 (19.2%)	54 (74.0%)
	女性職員	3,616	47 (1.3%)	9 (19.1%)	2 (4.3%)	19 (40.4%)	17 (36.2%)	3,569 (98.7%)	48 (1.3%)	52 (1.5%)	169 (4.7%)	3,300 (92.5%)

（注１）　「育児休業取得者数」には、令和５年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和６年度から新たに育児休業を取得した者は含まれない。
（注２）　「育児休業承認期間」「合計」の（　）は、「育児休業取得者数」に占める各区分の割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。
（注３）　「育児休業承認期間」各期間の（　）は、各区分の「合計」に占める各期間の割合である。

表11　会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度）

（3）令和6年度に再度取得した育児休業

（単位：人）

		新たな育児休業を取得後、再び育児休業を取得したもの（条例で定める特別の事情による再度の取得を除く）						条例で定める特別の事情による再度の取得	昨年度からの継続取得
			育児休業承認期間						
		合計	1月以下	1月超3月以下	3月超6月以下	6月超9月以下	9月超12月以下		
都道府県	男性職員	1	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0
	女性職員	4	1 (25.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4	159
指定都市	男性職員	1	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	3
	女性職員	10	0 (0.0%)	4 (40.0%)	5 (50.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	12	175
市区町村	男性職員	14	11 (78.6%)	3 (21.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1	6
	女性職員	41	13 (31.7%)	7 (17.1%)	16 (39.0%)	5 (12.2%)	0 (0.0%)	124	1,498
合　計	男性職員	16	11 (68.8%)	5 (31.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1	9
	女性職員	55	14 (25.5%)	13 (23.6%)	22 (40.0%)	6 (10.9%)	0 (0.0%)	140	1,832

（注）　「育児休業承認期間」の（　）は、「合計」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）である。

表11―1　会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度・一般行政部門）

○ 令和6年度中に新たに取得した育児休業（一般行政部門）　（単位：人）

		令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間				
					１月以下	１月超３月以下	３月超６月以下	６月超９月以下	９月超12月以下
都道府県	男性職員	29	7	24.1%	3 (42.9%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)
	女性職員	181	142	78.5%	7 (4.9%)	27 (19.0%)	43 (30.3%)	36 (25.4%)	29 (20.4%)
指定都市	男性職員	9	4	44.4%	2 (50.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)
	女性職員	193	192	99.5%	12 (6.3%)	29 (15.1%)	45 (23.4%)	57 (29.7%)	49 (25.5%)
市区町村	男性職員	88	39	44.3%	18 (46.2%)	12 (30.8%)	7 (17.9%)	1 (2.6%)	1 (2.6%)
	女性職員	2,059	1,928	93.6%	149 (7.7%)	342 (17.7%)	579 (30.0%)	455 (23.6%)	403 (20.9%)
合　計	男性職員	126	50	39.7%	23 (46.0%)	15 (30.0%)	7 (14.0%)	2 (4.0%)	3 (6.0%)
	女性職員	2,433	2,262	93.0%	168 (7.4%)	398 (17.6%)	667 (29.5%)	548 (24.2%)	481 (21.3%)

【参考】１月以下の育児休業承認期間の内訳（男性職員）	１週間未満	１週間以上２週間未満	２週間以上１月以下
	2 (4.0%)	0 (0.0%)	21 (42.0%)

（注１）　「育児休業取得者数」には、令和５年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和６年度から新たに育児休業を取得した者は含まれない。
（注２）　「育児休業取得率」は、「令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
（注３）　「育児休業承認期間」の（　）は、「育児休業取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。
（注４）　「（参考）１月以下の育児休業承認期間の内訳（男性職員）」の（　）は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表11―2　会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度・公営企業等）

○ 令和6年度中に新たに取得した育児休業（公営企業等）　（単位：人）

		令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間				
					１月以下	１月超 ３月以下	３月超 ６月以下	６月超 ９月以下	９月超 12月以下
都道府県	男性職員	47	17	36.2%	11 (64.7%)	5 (29.4%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	139	131	94.2%	14 (10.7%)	21 (16.0%)	36 (27.5%)	42 (32.1%)	18 (13.7%)
指定都市	男性職員	9	8	88.9%	4 (50.0%)	3 (37.5%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	37	31	83.8%	1 (3.2%)	5 (16.1%)	15 (48.4%)	6 (19.4%)	4 (12.9%)
市区町村	男性職員	33	12	36.4%	7 (58.3%)	2 (16.7%)	1 (8.3%)	1 (8.3%)	1 (8.3%)
	女性職員	319	297	93.1%	28 (9.4%)	51 (17.2%)	81 (27.3%)	70 (23.6%)	67 (22.6%)
合　計	男性職員	89	37	41.6%	22 (59.5%)	10 (27.0%)	3 (8.1%)	1 (2.7%)	1 (2.7%)
	女性職員	495	459	92.7%	43 (9.4%)	77 (16.8%)	132 (28.8%)	118 (25.7%)	89 (19.4%)

【参考】 １月以下の育児休業 承認期間の内訳 （男性職員）	１週間未満	１週間以上２週間未満	２週間以上１月以下
	5 (13.5%)	4 (10.8%)	13 (35.1%)

（注１）　「育児休業取得者数」には、令和５年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和６年度から新たに育児休業を取得した者は含まれない。
（注２）　「育児休業取得率」は、「令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
（注３）　「育児休業承認期間」の（　）は、「育児休業取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。
（注４）　「（参考）１月以下の育児休業承認期間の内訳（男性職員）」の（　）は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表11―3　会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度・警察部門）

○ 令和6年度中に新たに取得した育児休業（警察部門）　　（単位：人）

		令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間				
					１月以下	１月超 ３月以下	３月超 ６月以下	６月超 ９月以下	９月超 12月以下
都道府県	男性職員	0	0	-	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
	女性職員	12	12	100.0%	0 (0.0%)	4 (33.3%)	2 (16.7%)	3 (25.0%)	3 (25.0%)
指定都市	男性職員								
	女性職員								
市区町村	男性職員								
	女性職員								
合　計	男性職員	0	0	-	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
	女性職員	12	12	100.0%	0 (0.0%)	4 (33.3%)	2 (16.7%)	3 (25.0%)	3 (25.0%)

【参考】 １月以下の育児休業承認期間の内訳 （男性職員）	１週間未満	１週間以上２週間未満	２週間以上１月以下
	0 -	0 -	0 -

（注１）　「育児休業取得者数」には、令和５年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和６年度から新たに育児休業を取得した者は含まれない。
（注２）　「育児休業取得率」は、「令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
（注３）　「育児休業承認期間」の（　）は、「育児休業取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。

表11―4　会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度・消防部門）

○ 令和6年度中に新たに取得した育児休業（消防部門）　（単位：人）

		令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間				
					１月以下	１月超３月以下	３月超６月以下	６月超９月以下	９月超12月以下
都道府県	男性職員	0	0	-	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
	女性職員	0	0	-	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
指定都市	男性職員	1	1	100.0%	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	5	5	100.0%	1 (20.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)
市区町村	男性職員	3	0	0.0%	0 –	0 –	0 –	0 –	0 –
	女性職員	6	6	100.0%	0 (0.0%)	2 (33.3%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)
合　計	男性職員	4	1	25.0%	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	11	11	100.0%	1 (9.1%)	3 (27.3%)	3 (27.3%)	2 (18.2%)	2 (18.2%)

【参考】 １月以下の育児休業承認期間の内訳 （男性職員）	１週間未満	１週間以上２週間未満	２週間以上１月以下
	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

（注１）　「育児休業取得者数」には、令和５年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和６年度から新たに育児休業を取得した者は含まれない。
（注２）　「育児休業取得率」は、「令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
（注３）　「育児休業承認期間」の（　）は、「育児休業取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。

表11－5　会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度・教育委員会）

○ 令和6年度中に新たに取得した育児休業（教育委員会）　　（単位：人）

		令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間				
					１月以下	１月超３月以下	３月超６月以下	６月超９月以下	９月超12月以下
都道府県	男性職員	22	4	18.2%	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)
	女性職員	62	55	88.7%	3 (5.5%)	14 (25.5%)	13 (23.6%)	16 (29.1%)	9 (16.4%)
指定都市	男性職員	9	2	22.2%	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	82	76	92.7%	4 (5.3%)	16 (21.1%)	18 (23.7%)	20 (26.3%)	18 (23.7%)
市区町村	男性職員	51	22	43.1%	8 (36.4%)	8 (36.4%)	5 (22.7%)	1 (4.5%)	0 (0.0%)
	女性職員	784	741	94.5%	80 (10.8%)	147 (19.8%)	192 (25.9%)	168 (22.7%)	154 (20.8%)
合　計	男性職員	82	28	34.1%	10 (35.7%)	10 (35.7%)	5 (17.9%)	2 (7.1%)	1 (3.6%)
	女性職員	928	872	94.0%	87 (10.0%)	177 (20.3%)	223 (25.6%)	204 (23.4%)	181 (20.8%)

【参考】 １月以下の育児休業承認期間の内訳 （男性職員）	１週間未満	１週間以上２週間未満	２週間以上１月以下
	0 (0.0%)	1 (3.6%)	9 (32.1%)

（注１）　「育児休業取得者数」には、令和５年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和６年度から新たに育児休業を取得した者は含まれない。
（注２）　「育児休業取得率」は、「令和６年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
（注３）　「育児休業承認期間」の（　）は、「育児休業取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。
（注４）　「（参考）１月以下の育児休業承認期間の内訳（男性職員）」の（　）は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表11－6　会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度）　都道府県団体別

○ 育児休業の取得率

	全合計		一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
北海道	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	－	－	－	－			－	100.0%
青森県	－	88.9%	－	80.0%	－	100.0%	－	－			－	－
岩手県	100.0%	100.0%	－	100.0%	100.0%	100.0%	－	100.0%			－	100.0%
宮城県	0.0%	100.0%	－	100.0%	－	－	－	－			0.0%	－
秋田県	－	100.0%	－	100.0%	－	－	－	－			－	－
山形県	0.0%	63.6%	－	66.7%	0.0%	60.0%	－	－			0.0%	－
福島県	－	100.0%	－	100.0%	－		－	－			－	－
茨城県	－	78.6%	－	70.0%	－	100.0%	－	－			－	100.0%
栃木県	66.7%	33.3%	100.0%	50.0%	－		－	－			0.0%	0.0%
群馬県	0.0%	100.0%	－	100.0%	0.0%	100.0%	－	－			－	－
埼玉県	－	100.0%	－	100.0%	－	－	－	－			－	100.0%
千葉県	16.7%	100.0%	－	100.0%	16.7%	100.0%	－	－			－	100.0%
東京都	14.3%	96.2%	33.3%	100.0%	－	－	－	－	－	－	0.0%	94.7%
神奈川県	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	－	－	－	－			0.0%	－
新潟県	－	92.3%	－	100.0%	－	100.0%	－	－			－	0.0%
富山県	－	100.0%	－	－	－	100.0%	－	－			－	－
石川県	－	100.0%	－	－	－	100.0%	－	－			－	－
福井県	100.0%	100.0%	－	－	100.0%	100.0%	－	－			－	－
山梨県	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	－	－	－	100.0%			－	－
長野県	－	100.0%	－	100.0%	－	－	－	－			－	－
岐阜県	－	100.0%	－	100.0%	－	－	－	－			－	－
静岡県	100.0%	100.0%	－	100.0%	100.0%	－	－	－			－	100.0%
愛知県	－	88.9%	－	83.3%	－	100.0%	－	－			－	100.0%
三重県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	－	－	－	－			－	－
滋賀県	0.0%	100.0%	－	100.0%	0.0%	100.0%	－	－			－	100.0%
京都府	－	100.0%	－	100.0%	－	－	－	100.0%			－	－
大阪府	50.0%	50.0%	0.0%	66.7%			－	－			66.7%	0.0%
兵庫県	30.8%	46.5%	0.0%	8.7%	100.0%	89.5%	－	－			0.0%	100.0%
奈良県	－	100.0%	－	100.0%	－	100.0%	－	－			－	100.0%
和歌山県	－	100.0%	－	－	－	－	－	100.0%			－	100.0%
鳥取県	0.0%	90.9%	0.0%	75.0%	－	100.0%	－	－			－	－
島根県	33.3%	92.3%	0.0%	100.0%	50.0%	100.0%	－	－			－	50.0%
岡山県	－	100.0%	－	100.0%	－	－	－	100.0%			－	－
広島県	－	85.7%	－	75.0%	－	100.0%	－	－			－	100.0%
山口県	－	100.0%	－	100.0%	－	－	－	－			－	100.0%
徳島県	－	100.0%	－	100.0%	－	100.0%	－	100.0%			－	－
香川県	16.7%	100.0%	100.0%	－	0.0%	100.0%	－	100.0%			－	100.0%
愛媛県	50.0%	100.0%	－	100.0%	50.0%	100.0%	－	－			－	100.0%
高知県	－	100.0%	－	100.0%	－	－	－	－			－	－
福岡県	－	66.7%	－	－	－	－	－	100.0%			－	50.0%
佐賀県	－	40.0%	－	25.0%	－	－	－	－			－	100.0%
長崎県	0.0%	100.0%	－	100.0%	－	－	－	－			0.0%	100.0%
熊本県	－	100.0%	－	100.0%	－	－	－	－			－	100.0%
大分県	0.0%	100.0%	－	100.0%	0.0%	100.0%	－	－			－	100.0%
宮崎県	0.0%	66.7%	－	66.7%	0.0%	66.7%	－	100.0%			0.0%	50.0%
鹿児島県	－	85.7%	－	0.0%	-	100.0%	－	－			－	100.0%
沖縄県	38.5%	100.0%	66.7%	100.0%	12.5%	100.0%	－	－			100.0%	100.0%
合計	28.6%	86.3%	24.1%	78.5%	36.2%	94.2%	-	100.0%	－	－	18.2%	88.7%

（注1）「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和6年度の新規取得者数」の割合である。
（注2）表中の「－」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和6年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

表11－7　会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度）　指定都市団体別

○ 育児休業の取得率

	全合計		一般行政部門		公営企業等		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
札幌市	0.0%	63.2%	－	150.0%	0.0%	37.5%	－	－	－	66.7%
仙台市	100.0%	96.9%	－	100.0%	150.0%	85.7%	－	100.0%	0.0%	100.0%
さいたま市	0.0%	90.0%	－	100.0%	－	100.0%	－	－	0.0%	66.7%
千葉市	-	100.0%	－	100.0%	－	100.0%	－	－	－	－
横浜市	－	100.0%	－	100.0%	－	100.0%	－	100.0%	－	100.0%
川崎市	100.0%	91.7%	－	85.7%	100.0%	100.0%	－	－	－	100.0%
相模原市	－	100.0%	－	100.0%	－	－	－	－	－	100.0%
新潟市	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	－	100.0%	－	－	－	100.0%
静岡市	－	93.8%	－	92.3%	－	－	－	100.0%	－	100.0%
浜松市	0.0%	100.0%	－	100.0%	－	－	－	－	0.0%	－
名古屋市	60.0%	100.0%	50.0%	100.0%	－	－	100.0%	－	－	100.0%
京都市	100.0%	80.0%	－	83.3%	－	－	－	－	100.0%	75.0%
大阪市	50.0%	100.0%	50.0%	114.3%	－	－	－	－	－	80.0%
堺市	－	100.0%	－	100.0%	－	－	－	－	－	100.0%
神戸市	0.0%	109.1%	－	112.5%	－	－	－	－	0.0%	100.0%
岡山市	－	100.0%	－	100.0%	－	－	－	－	－	100.0%
広島市	－	100.0%	－	100.0%	－	－	－	－	－	100.0%
北九州市	100.0%	85.7%	－	80.0%	100.0%	－	－	100.0%	－	100.0%
福岡市	100.0%	100.0%	－	100.0%	－	－	－	－	100.0%	100.0%
熊本市	25.0%	100.0%	0.0%	100.0%	50.0%	100.0%	－	－	－	100.0%
合計	53.6%	95.9%	44.4%	99.5%	88.9%	83.8%	100.0%	100.0%	22.2%	92.7%

（注1）「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和6年度の新規取得者数」の割合である。
（注2）表中の「－」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和6年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

表11－8　会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度）　市区町村団体別

○ 育児休業の取得率

	全合計		一般行政部門		公営企業等		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
北海道	54.5%	95.9%	85.7%	97.0%	0.0%	92.9%	－	100.0%	0.0%	96.2%
青森県	100.0%	88.9%	100.0%	94.1%	-	50.0%	－	－	－	100.0%
岩手県	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	－	100.0%	－	－	0.0%	100.0%
宮城県	50.0%	91.7%	0.0%	86.7%	－	90.0%	－	－	100.0%	112.5%
秋田県	100.0%	100.0%	－	100.0%	100.0%	100.0%	－	－	－	100.0%
山形県	50.0%	97.7%	100.0%	100.0%	－	100.0%	－	100.0%	0.0%	88.9%
福島県	50.0%	96.7%	0.0%	95.5%	－	－	－	－	100.0%	100.0%
茨城県	25.0%	97.3%	0.0%	96.2%	100.0%	100.0%	－	－	－	100.0%
栃木県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	－	－	－	－	－	100.0%
群馬県	25.0%	98.1%	－	100.0%	0.0%	100.0%	－	－	50.0%	95.8%
埼玉県	0.0%	89.3%	0.0%	87.5%	－	100.0%	－	－	－	92.3%
千葉県	50.0%	94.0%	100.0%	96.2%	－	72.7%	－	－	0.0%	100.0%
東京都	80.0%	85.3%	100.0%	87.9%	－	100.0%	－	－	66.7%	80.6%
東京都（区）	84.6%	91.8%	71.4%	92.6%	－	－			100.0%	90.8%
神奈川県	100.0%	95.7%	100.0%	92.9%	－	100.0%	－	－	－	100.0%
新潟県	100.0%	90.4%	－	90.5%	－	50.0%	－	－	100.0%	92.3%
富山県	0.0%	92.3%	－	94.1%	0.0%	92.3%	－	－	－	88.9%
石川県	0.0%	97.7%	－	96.0%	－	100.0%	－	－	0.0%	100.0%
福井県	－	93.5%	－	97.2%	－	100.0%	－	－	－	60.0%
山梨県	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	－	100.0%	－	－	0.0%	100.0%
長野県	20.0%	86.7%	100.0%	83.7%	0.0%	100.0%	－	－	－	93.5%
岐阜県	0.0%	93.5%	0.0%	96.8%	0.0%	75.0%	0.0%	－	－	90.9%
静岡県	－	98.3%	－	100.0%	－	100.0%	－	－	－	92.3%
愛知県	0.0%	89.2%	0.0%	90.6%	－	72.2%	－	－	0.0%	95.2%
三重県	0.0%	93.7%	0.0%	93.3%	－	100.0%	－	－	0.0%	93.3%
滋賀県	100.0%	88.8%	－	87.5%	100.0%	100.0%	－	－	－	86.4%
京都府	100.0%	96.2%	－	93.5%	－	100.0%	－	－	100.0%	100.0%
大阪府	58.3%	97.5%	50.0%	95.6%	71.4%	100.0%	－	－	33.3%	100.0%
兵庫県	25.0%	97.7%	－	97.1%	33.3%	93.8%	－	100.0%	0.0%	100.0%
奈良県	50.0%	97.8%	50.0%	100.0%	－	100.0%	－	－	－	85.7%
和歌山県	0.0%	93.5%	0.0%	97.2%	0.0%	100.0%	－	－	0.0%	80.0%
鳥取県	50.0%	85.1%	50.0%	86.7%	－	50.0%	－	－	－	92.3%
島根県	60.0%	96.4%	50.0%	96.6%	100.0%	91.7%	－	100.0%	－	100.0%
岡山県	50.0%	92.3%	50.0%	97.6%	－	100.0%	－	－	50.0%	76.5%
広島県	0.0%	87.5%	0.0%	83.3%	－	100.0%	－	－	－	95.0%
山口県	50.0%	100.0%	0.0%	100.0%	－	100.0%	－	－	100.0%	100.0%
徳島県	33.3%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	－	－	－	100.0%
香川県	0.0%	100.0%	－	100.0%	－	100.0%	－	－	0.0%	100.0%
愛媛県	100.0%	88.7%	100.0%	86.0%	－	100.0%	－	－	－	100.0%
高知県	54.5%	104.8%	75.0%	103.3%	－	150.0%	0.0%	－	0.0%	100.0%
福岡県	0.0%	98.2%	0.0%	97.6%	0.0%	100.0%	－	－	0.0%	100.0%
佐賀県	0.0%	91.7%	－	87.5%	－	100.0%	－	－	0.0%	100.0%
長崎県	0.0%	83.3%	0.0%	79.5%	－	100.0%	－	－	－	100.0%
熊本県	100.0%	89.2%	－	90.3%	－	66.7%	－	－	100.0%	100.0%
大分県	75.0%	91.2%	100.0%	90.0%	0.0%	80.0%	－	－	100.0%	100.0%
宮崎県	0.0%	89.1%	0.0%	87.9%	－	83.3%	0.0%	－	－	100.0%
鹿児島県	0.0%	98.2%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	－	－	0.0%	95.2%
沖縄県	35.3%	98.4%	18.2%	99.3%	100.0%	100.0%	－	100.0%	60.0%	95.1%
合計	41.7%	93.8%	44.3%	93.6%	36.4%	93.1%	0.0%	100.0%	43.1%	94.5%

（注1）「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和6年度の新規取得者数」の割合である。
（注2）表中の「－」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和6年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

表12 時間外勤務命令の上限規制制度の状況（令和7年4月1日現在）

1 時間外勤務命令の上限規制制度の制定状況（条例・規則等の整備状況）

（単位：団体）

区　　分	団 体 数	他律的業務の比重が高い部署の指定	特例業務	要因の整理、分析及び検証
都道府県	47 (100.0%)	27 (57.4%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)
指定都市	20 (100.0%)	14 (70.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	1,401 (81.4%)	1,680 (97.6%)	1,656 (96.2%)
合　　計	1,788 (100.0%)	1,442 (80.6%)	1,747 (97.7%)	1,723 (96.4%)

（注１）「時間外勤務命令の上限等」とは、人事院規則15-14第16条の２の２に規定する「超過勤務を命ずる時間及び月数の上限」に相当する措置をいう。
（注２）「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄には、人事院規則15－14第16条の２の２第１項第２号に規定する「他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員に対する上限時間の設定」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。（部署単位のほか、業務、係、個人単位によるものも含む。）
（注３）「特例業務」欄には、人事院規則15－14第16条の２の２第２項に規定する「特例業務」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。
（注４）「要因の整理、分析及び検証」欄には、人事院規則15－14第16条の２の２第３項に規定する「要因の整理、分析及び検証」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。
（注５）（　）内は、団体区分ごとの団体数に占める割合である。

2 時間外勤務命令の上限規制制度の運用実績

（単位：団体）

区　　分	団 体 数	他律的業務の比重が高い部署の指定	特例業務	要因の整理、分析及び検証	(参考) 特例業務有り／要因の整理、分析及び検証無し
都道府県	47 (100.0%)	26 (55.3%)	45 (95.7%)	46 (97.9%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100.0%)	13 (65.0%)	19 (95.0%)	19 (95.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	704 (40.9%)	926 (53.8%)	1,128 (65.5%)	73 (4.2%)
合　　計	1,788 (100.0%)	743 (41.6%)	990 (55.4%)	1,193 (66.7%)	73 (4.1%)

（注１）「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄には、令和６年度中において当該指定を行った実績が有る団体を計上している。
（注２）「特例業務」欄には、令和６年度中において当該業務の実績が有る団体を計上している。
（注３）「要因の整理、分析及び検証」には令和６年度の時間外勤務実績に対する実施の有る団体及び令和７年度にかけて実施中・実施予定の団体を計上している。

3 要因の整理、分析及び検証の実施方法

（単位：団体）

区　　分	団 体 数	特例業務により上限時間等を超えて時間外勤務を命じられた職員についての記録	左記の記録の活用	職員や所属長に対する面談・ヒアリング
都道府県	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	31 (67.4%)
指定都市	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	16 (84.2%)
市区町村	1,128 (100.0%)	1,016 (90.1%)	957 (84.8%)	885 (78.5%)
合　　計	1,193 (100.0%)	1,081 (90.6%)	1,022 (85.7%)	932 (78.1%)

（注１）「団体数」欄には、【２ 運用実績】で「要因の整理、分析及び検証」の該当がある団体数を計上している。
（注２）「職員についての記録」欄には、職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成６年７月２７日職職―３２８）第十　宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係の16項に規定する上限時間等を超えて超過勤務を命ぜられた職員についての記録に相当する運用を行っている団体数を計上している。
（注３）「左記の記録の活用」欄には、上記２の記録を活用して要因の整理、分析及び検証を行っている団体数を計上している。
（注４）「職員や所属長に対する面談・ヒアリング」欄には、要因の整理、分析及び検証に必要な情報を収集するために、上限時間を超えて時間外勤務を行った職員やその所属長に対してヒアリングを行っている団体数を計上している。

表13　時間外勤務の状況（時間外勤務時間数）【全団体】

○時間外勤務時間数の状況

	時間外勤務時間数			月45時間超の職員数及び割合					
	職員数（人）	総時間数（時間）	時間(月)	時間外勤務を45時間超行った職員数及び割合		45時間超100時間未満（人）	職員数に占める割合（%）	100時間以上（人）	職員数に占める割合（%）
4月	1,070,351	14,385,263	13.4	73,074	6.8%	68,791	6.4%	4,283	0.4%
5月	1,071,908	12,739,804	11.9	52,293	4.9%	50,118	4.7%	2,175	0.2%
6月	1,071,289	11,983,678	11.2	44,455	4.1%	42,804	4.0%	1,651	0.2%
7月	1,070,037	11,664,981	10.9	41,782	3.9%	40,285	3.8%	1,497	0.1%
8月	1,068,567	10,652,315	10.0	33,222	3.1%	32,092	3.0%	1,130	0.1%
9月	1,068,656	11,466,716	10.7	38,783	3.6%	37,176	3.5%	1,607	0.2%
10月	1,069,423	15,680,627	14.7	72,465	6.8%	64,568	6.0%	7,897	0.7%
11月	1,068,575	12,144,065	11.4	45,158	4.2%	42,432	4.0%	2,726	0.3%
12月	1,068,015	10,552,737	9.9	34,585	3.2%	32,373	3.0%	2,212	0.2%
1月	1,066,809	11,640,010	10.9	42,782	4.0%	39,826	3.7%	2,956	0.3%
2月	1,066,134	11,696,035	11.0	43,030	4.0%	41,069	3.9%	1,961	0.2%
3月	1,065,735	15,013,406	14.1	75,166	7.1%	70,172	6.6%	4,994	0.5%
合　計	12,825,499	149,619,637	11.7	596,795	4.7%	561,706	4.4%	35,089	0.3%
	時間(年)		140.0						

（参考）令和5年度の状況

	時間外勤務時間数			月45時間超の職員数及び割合					
	職員数（人）	総時間数（時間）	時間(月)	時間外勤務を45時間超行った職員数及び割合		45時間超100時間未満（人）	職員数に占める割合（%）	100時間以上（人）	職員数に占める割合（%）
4月	1,066,875	15,938,774	14.9	86,727	8.1%	80,148	7.5%	6,579	0.6%
5月	1,066,380	12,604,585	11.8	49,744	4.7%	47,714	4.5%	2,030	0.2%
6月	1,065,577	12,636,574	11.9	51,501	4.8%	49,393	4.6%	2,108	0.2%
7月	1,064,421	11,534,087	10.8	39,846	3.7%	38,057	3.6%	1,789	0.2%
8月	1,063,744	10,598,218	10.0	33,899	3.2%	32,517	3.1%	1,382	0.1%
9月	1,063,208	11,620,135	10.9	41,040	3.9%	39,410	3.7%	1,630	0.2%
10月	1,063,370	12,828,712	12.1	53,089	5.0%	50,372	4.7%	2,717	0.3%
11月	1,062,872	11,896,400	11.2	43,596	4.1%	41,027	3.9%	2,569	0.2%
12月	1,062,290	10,707,454	10.1	35,332	3.3%	33,025	3.1%	2,307	0.2%
1月	1,061,273	12,042,151	11.3	48,523	4.6%	43,919	4.1%	4,604	0.4%
2月	1,060,477	12,333,455	11.6	51,117	4.8%	48,451	4.6%	2,666	0.3%
3月	1,060,510	15,328,376	14.5	80,285	7.6%	74,971	7.1%	5,314	0.5%
合　計	12,760,997	150,068,922	11.8	614,699	4.8%	579,004	4.5%	35,695	0.3%
	時間(年)		141.1						

（注1）　調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員（管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員）を除いた職員である。
（注2）　「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数（対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除したもの）」で除したものである。

表13－1　時間外勤務の状況（時間外勤務時間数）【都道府県】

○時間外勤務時間数の状況

	時間外勤務時間数			月45時間超の職員数及び割合					
	職員数（人）	総時間数（時間）	時間(月)	時間外勤務を45時間超行った職員数及び割合		45時間超100時間未満（人）	職員数に占める割合（%）	100時間以上（人）	職員数に占める割合（%）
4月	258,579	3,673,300	14.2	18,574	7.2%	17,617	6.8%	957	0.4%
5月	258,618	3,582,094	13.9	16,094	6.2%	15,372	5.9%	722	0.3%
6月	258,525	3,391,400	13.1	13,970	5.4%	13,516	5.2%	454	0.2%
7月	258,284	3,306,617	12.8	13,401	5.2%	12,851	5.0%	550	0.2%
8月	257,984	2,996,729	11.6	10,718	4.2%	10,282	4.0%	436	0.2%
9月	257,814	3,331,868	12.9	13,607	5.3%	12,975	5.0%	632	0.2%
10月	257,808	3,817,949	14.8	18,771	7.3%	17,369	6.7%	1,402	0.5%
11月	257,790	3,476,949	13.5	14,952	5.8%	14,022	5.4%	930	0.4%
12月	257,653	3,111,635	12.1	12,171	4.7%	11,220	4.4%	951	0.4%
1月	257,367	3,411,192	13.3	14,713	5.7%	13,450	5.2%	1,263	0.5%
2月	257,272	3,351,766	13.0	14,119	5.5%	13,351	5.2%	768	0.3%
3月	257,058	4,132,852	16.1	22,565	8.8%	20,987	8.2%	1,578	0.6%
合　計	3,094,752	41,584,351	13.4	183,655	5.9%	173,012	5.6%	10,643	0.3%
	時間(年)		161.2						

（参考）令和5年度の状況

	時間外勤務時間数			月45時間超の職員数及び割合					
	職員数（人）	総時間数（時間）	時間(月)	時間外勤務を45時間超行った職員数及び割合		45時間超100時間未満（人）	職員数に占める割合（%）	100時間以上（人）	職員数に占める割合（%）
4月	258,765	3,623,843	14.0	17,802	6.9%	16,794	6.5%	1,008	0.4%
5月	258,787	3,479,307	13.4	15,140	5.9%	14,409	5.6%	731	0.3%
6月	258,320	3,637,338	14.1	17,050	6.6%	16,271	6.3%	779	0.3%
7月	257,952	3,223,499	12.5	12,693	4.9%	12,129	4.7%	564	0.2%
8月	257,751	3,000,233	11.6	11,147	4.3%	10,607	4.1%	540	0.2%
9月	257,662	3,386,423	13.1	14,433	5.6%	13,757	5.3%	676	0.3%
10月	257,413	3,687,367	14.3	17,933	7.0%	16,915	6.6%	1,018	0.4%
11月	257,390	3,428,074	13.3	14,799	5.7%	13,818	5.4%	981	0.4%
12月	257,222	3,163,951	12.3	12,274	4.8%	11,314	4.4%	960	0.4%
1月	256,947	3,465,606	13.5	15,606	6.1%	13,757	5.4%	1,849	0.7%
2月	256,736	3,508,735	13.7	15,990	6.2%	15,032	5.9%	958	0.4%
3月	256,559	4,201,561	16.4	24,000	9.4%	22,299	8.7%	1,701	0.7%
合　計	3,091,504	41,805,937	13.5	188,867	6.1%	177,102	5.7%	11,765	0.4%
	時間(年)		162.3						

（注1）　調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員（管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員）を除いた職員である。
（注2）　「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数（対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除したもの）」で除したものである。

表13－2　時間外勤務の状況（時間外勤務時間数）【指定都市】

○時間外勤務時間数の状況

	時間外勤務時間数			月45時間超の職員数及び割合					
	職員数（人）	総時間数（時間）	時間(月)	時間外勤務を45時間超行った職員数及び割合		45時間超100時間未満（人）	職員数に占める割合（%）	100時間以上（人）	職員数に占める割合（%）
4月	163,450	2,278,010	13.9	11,154	6.8%	10,766	6.6%	388	0.2%
5月	163,484	2,139,136	13.1	8,872	5.4%	8,593	5.3%	279	0.2%
6月	163,274	1,956,790	12.0	6,899	4.2%	6,736	4.1%	163	0.1%
7月	163,104	1,949,918	12.0	7,188	4.4%	7,006	4.3%	182	0.1%
8月	163,310	1,880,195	11.5	6,343	3.9%	6,197	3.8%	146	0.1%
9月	162,998	1,939,505	11.9	6,656	4.1%	6,493	4.0%	163	0.1%
10月	163,227	2,679,186	16.4	12,750	7.8%	11,315	6.9%	1,435	0.9%
11月	162,924	2,006,519	12.3	7,178	4.4%	6,774	4.2%	404	0.2%
12月	162,948	1,770,923	10.9	5,541	3.4%	5,329	3.3%	212	0.1%
1月	162,774	1,873,254	11.5	6,365	3.9%	6,071	3.7%	294	0.2%
2月	162,640	1,906,495	11.7	6,431	4.0%	6,237	3.8%	194	0.1%
3月	162,700	2,461,855	15.1	12,522	7.7%	11,970	7.4%	552	0.3%
合　計	1,956,833	24,841,786	12.7	97,899	5.0%	93,487	4.8%	4,412	0.2%
	時間(年)		152.3						

（参考）令和5年度の状況

	時間外勤務時間数			月45時間超の職員数及び割合					
	職員数（人）	総時間数（時間）	時間(月)	時間外勤務を45時間超行った職員数及び割合		45時間超100時間未満（人）	職員数に占める割合（%）	100時間以上（人）	職員数に占める割合（%）
4月	162,627	2,627,509	16.2	13,929	8.6%	13,277	8.2%	652	0.4%
5月	162,365	2,052,556	12.6	7,994	4.9%	7,786	4.8%	208	0.1%
6月	162,363	2,067,493	12.7	8,081	5.0%	7,826	4.8%	255	0.2%
7月	162,153	1,892,289	11.7	6,442	4.0%	6,142	3.8%	300	0.2%
8月	162,134	1,793,559	11.1	5,838	3.6%	5,686	3.5%	152	0.1%
9月	162,132	1,909,616	11.8	6,740	4.2%	6,587	4.1%	153	0.1%
10月	162,010	2,008,733	12.4	7,849	4.8%	7,514	4.6%	335	0.2%
11月	161,955	1,879,625	11.6	6,356	3.9%	6,075	3.8%	281	0.2%
12月	161,908	1,760,909	10.9	5,533	3.4%	5,307	3.3%	226	0.1%
1月	161,844	1,972,075	12.2	8,117	5.0%	7,597	4.7%	520	0.3%
2月	161,744	2,079,274	12.9	8,598	5.3%	8,290	5.1%	308	0.2%
3月	161,802	2,508,243	15.5	13,373	8.3%	12,773	7.9%	600	0.4%
合　計	1,945,037	24,551,881	12.6	98,850	5.1%	94,860	4.9%	3,990	0.2%
	時間(年)		151.5						

（注1）　調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員（管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員）を除いた職員である。
（注2）　「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数（対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除したもの）」で除したものである。

表13－3　時間外勤務の状況（時間外勤務時間数）【市区町村】

○時間外勤務時間数の状況

	時間外勤務時間数			月45時間超の職員数及び割合					
	職員数（人）	総時間数（時間）	時間(月)	時間外勤務を45時間超行った職員数及び割合		45時間超100時間未満（人）	職員数に占める割合（%）	100時間以上（人）	職員数に占める割合（%）
4月	648,322	8,433,952	13.0	43,346	6.7%	40,408	6.2%	2,938	0.5%
5月	649,806	7,018,574	10.8	27,327	4.2%	26,153	4.0%	1,174	0.2%
6月	649,490	6,635,488	10.2	23,586	3.6%	22,552	3.5%	1,034	0.2%
7月	648,649	6,408,446	9.9	21,193	3.3%	20,428	3.1%	765	0.1%
8月	647,273	5,775,391	8.9	16,161	2.5%	15,613	2.4%	548	0.1%
9月	647,844	6,195,344	9.6	18,520	2.9%	17,708	2.7%	812	0.1%
10月	648,388	9,183,492	14.2	40,944	6.3%	35,884	5.5%	5,060	0.8%
11月	647,861	6,660,596	10.3	23,028	3.6%	21,636	3.3%	1,392	0.2%
12月	647,414	5,670,180	8.8	16,873	2.6%	15,824	2.4%	1,049	0.2%
1月	646,668	6,355,564	9.8	21,704	3.4%	20,305	3.1%	1,399	0.2%
2月	646,222	6,437,774	10.0	22,480	3.5%	21,481	3.3%	999	0.2%
3月	645,977	8,418,699	13.0	40,079	6.2%	37,215	5.8%	2,864	0.4%
合　計	7,773,914	83,193,499	10.7	315,241	4.1%	295,207	3.8%	20,034	0.3%
	時間(年)		128.4						

（参考）令和5年度の状況

	時間外勤務時間数			月45時間超の職員数及び割合					
	職員数（人）	総時間数（時間）	時間(月)	時間外勤務を45時間超行った職員数及び割合		45時間超100時間未満（人）	職員数に占める割合（%）	100時間以上（人）	職員数に占める割合（%）
4月	645,483	9,687,423	15.0	54,996	8.5%	50,077	7.8%	4,919	0.8%
5月	645,228	7,072,722	11.0	26,610	4.1%	25,519	4.0%	1,091	0.2%
6月	644,894	6,931,744	10.7	26,370	4.1%	25,296	3.9%	1,074	0.2%
7月	644,316	6,418,299	10.0	20,711	3.2%	19,786	3.1%	925	0.1%
8月	643,859	5,804,425	9.0	16,914	2.6%	16,224	2.5%	690	0.1%
9月	643,414	6,324,096	9.8	19,867	3.1%	19,066	3.0%	801	0.1%
10月	643,947	7,132,612	11.1	27,307	4.2%	25,943	4.0%	1,364	0.2%
11月	643,527	6,588,701	10.2	22,441	3.5%	21,134	3.3%	1,307	0.2%
12月	643,160	5,782,594	9.0	17,525	2.7%	16,404	2.6%	1,121	0.2%
1月	642,482	6,604,471	10.3	24,800	3.9%	22,565	3.5%	2,235	0.3%
2月	641,997	6,745,446	10.5	26,529	4.1%	25,129	3.9%	1,400	0.2%
3月	642,149	8,618,572	13.4	42,912	6.7%	39,899	6.2%	3,013	0.5%
合　計	7,724,456	83,711,105	10.8	326,982	4.2%	307,042	4.0%	19,940	0.3%
	時間(年)		130.0						

（注1）　調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員（管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員）を除いた職員である。
（注2）　「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数（対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除したもの）」で除したものである。

表14　勤務時間管理の実施方法の状況

○ 勤務時間管理の実施方法

（単位：団体）

区　　分	団 体 数	実施の方法				職員本人からの自己申告のみ
		勤務管理者の現認による確認・記録	タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間等の客観的な記録による確認・記録	職員本人からの自己申告（システム入力等）による確認・記録	職員本人からの自己申告（紙媒体）による確認・記録	
都道府県	47 (100.0%)	32 (68.1%)	42 (89.4%)	39 (83.0%)	18 (38.3%)	1 (2.1%)
指定都市	20 (100.0%)	9 (45.0%)	19 (95.0%)	12 (60.0%)	6 (30.0%)	1 (5.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	588 (34.2%)	1,049 (61.0%)	799 (46.4%)	671 (39.0%)	426 (24.8%)
合　　計	1,788 (100.0%)	629 (35.2%)	1,110 (62.1%)	850 (47.5%)	695 (38.9%)	428 (23.9%)

（注１）「実施の方法」欄には、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日厚生労働省策定）に労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置として規定されている労働時間管理の方法を実施している団体数を計上している。

（注２）「職員本人からの自己申告のみ」欄には、「実施の方法」欄のうち「職員本人からの自己申告（システム入力等）による確認・記録」「職員本人からの自己申告（紙媒体）による確認・記録」のいずれか又は両方の方法しか講じていない団体数を計上している。

（注３）（　　）内は団体区分ごとの団体数に占める割合である。

表15 競争試験における受験者数、合格者数、採用者数、競争率の推移

（単位：人、倍）

区分		令和２年度				令和３年度				令和４年度				令和５年度				令和６年度			
		受験者数	合格者数	採用者数	競争率	受験者数	合格者数	採用者数	競争率	受験者数	合格者数	採用者数	競争率	受験者数	合格者数	採用者数	競争率	受験者数	合格者数	採用者数	競争率
都道府県	大学卒業程度試験	78,438	18,822	13,158	4.2	83,701	18,271	12,290	4.6	81,091	19,422	12,838	4.2	72,807	20,112	13,108	3.6	72,309	22,738	14,151	3.2
	短大卒業程度試験	7,645	1,607	1,101	4.8	8,141	1,487	1,135	5.5	6,829	1,717	1,265	4.0	4,790	1,310	1,113	3.7	4,303	1,347	1,082	3.2
	高校卒業程度試験	52,289	8,606	5,523	6.1	51,838	7,930	5,231	6.5	44,874	8,843	5,693	5.1	37,890	8,447	5,437	4.5	35,252	10,122	6,228	3.5
	その他の試験	4,388	457	398	9.6	2,950	344	294	8.6	3,513	566	450	6.2	1,782	351	292	5.1	2,212	453	379	4.9
	計	142,760	29,492	20,180	4.8	146,630	28,032	18,950	5.2	136,307	30,548	20,246	4.5	117,269	30,220	19,950	3.9	114,076	34,660	21,840	3.3
市区	大学卒業程度試験	171,563	23,553	18,274	7.3	176,251	25,586	19,263	6.9	167,638	27,175	20,163	6.2	156,189	28,213	20,736	5.5	153,041	31,198	22,326	4.9
	短大卒業程度試験	31,760	8,247	7,097	3.9	30,285	8,199	6,915	3.7	28,691	8,349	6,928	3.4	27,567	8,643	7,373	3.2	27,444	8,631	7,280	3.2
	高校卒業程度試験	75,145	8,716	6,960	8.6	67,206	8,912	7,048	7.5	62,377	9,220	7,135	6.8	55,090	9,579	7,323	5.8	53,066	10,310	7,907	5.1
	その他の試験	15,061	2,094	1,807	7.2	13,652	2,135	1,775	6.4	14,594	2,405	2,022	6.1	14,896	2,933	2,457	5.1	13,503	2,922	2,572	4.6
	計	293,529	42,610	34,138	6.9	287,394	44,832	35,001	6.4	273,300	47,149	36,248	5.8	253,742	49,368	37,889	5.1	247,054	53,061	40,085	4.7
町村	大学卒業程度試験	9,656	1,861	1,425	5.2	9,611	2,122	1,646	4.5	9,439	2,114	1,674	4.5	8,923	2,157	1,756	4.1	8,800	2,205	1,751	4.0
	短大卒業程度試験	2,638	901	793	2.9	2,657	932	771	2.9	2,404	876	753	2.7	2,447	910	814	2.7	2,009	793	654	2.5
	高校卒業程度試験	18,504	3,453	2,775	5.4	17,331	3,561	2,778	4.9	15,845	3,640	2,939	4.4	14,918	3,582	3,039	4.2	15,099	3,669	3,009	4.1
	その他の試験	1,443	448	384	3.2	1,405	447	394	3.1	1,356	477	426	2.8	1,900	516	460	3.7	1,958	611	535	3.2
	計	32,241	6,663	5,377	4.8	31,004	7,062	5,589	4.4	29,044	7,107	5,792	4.1	28,188	7,165	6,069	3.9	27,866	7,278	5,949	3.8
合計	大学卒業程度試験	259,657	44,236	32,857	5.9	269,563	45,979	33,199	5.9	258,168	48,711	34,675	5.3	237,919	50,482	35,600	4.7	234,150	56,141	38,228	4.2
	短大卒業程度試験	42,043	10,755	8,991	3.9	41,083	10,618	8,821	3.9	37,924	10,942	8,946	3.5	34,804	10,863	9,300	3.2	33,756	10,771	9,016	3.1
	高校卒業程度試験	145,938	20,775	15,258	7.0	136,375	20,403	15,057	6.7	123,096	21,703	15,767	5.7	107,898	21,608	15,799	5.0	103,417	24,101	17,144	4.3
	その他の試験	20,892	2,999	2,589	7.0	18,007	2,926	2,463	6.2	19,463	3,448	2,898	5.6	18,578	3,800	3,209	4.9	17,673	3,986	3,486	4.4
	計	468,530	78,765	59,695	5.9	465,028	79,926	59,540	5.8	438,651	84,804	62,286	5.2	399,199	86,753	63,908	4.6	388,996	94,999	67,874	4.1

（注１）　調査対象は、人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。）又は任命権者が実施した職員採用競争試験（地方公務員法第17条の２第１項及び第２項に規定する採用に係る競争試験をいうものとし、同条にいう選考は含まない。）であり、教育委員会が実施した教員採用のための選考は含まれない。なお、試験の名称が「選考」となっていても、公募・公告、能力実証判定、採用候補者名簿作成の４つの要件を満たす実質的な競争試験的選考は含む。

（注２）　試験区分は、以下による。

・大学卒業程度試験：上級試験と称して行った試験又は大学卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験

・短大卒業程度試験：中級試験と称して行った試験又は短期大学卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験

・高校卒業程度試験：初級試験と称して行った試験又は高校卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験

・その他の試験：中学校卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験又は資格及び学力の程度を問わないで行った試験

（注３）　「市区」には、政令指定都市を含む。

（注４）　競争率は、受験者数／合格者数

図1　過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移

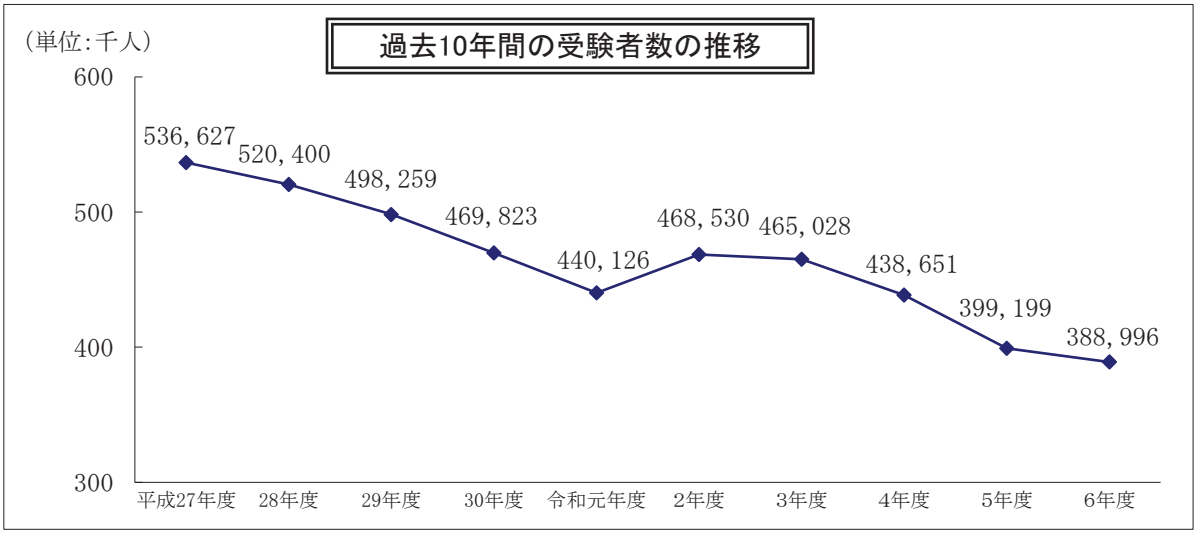

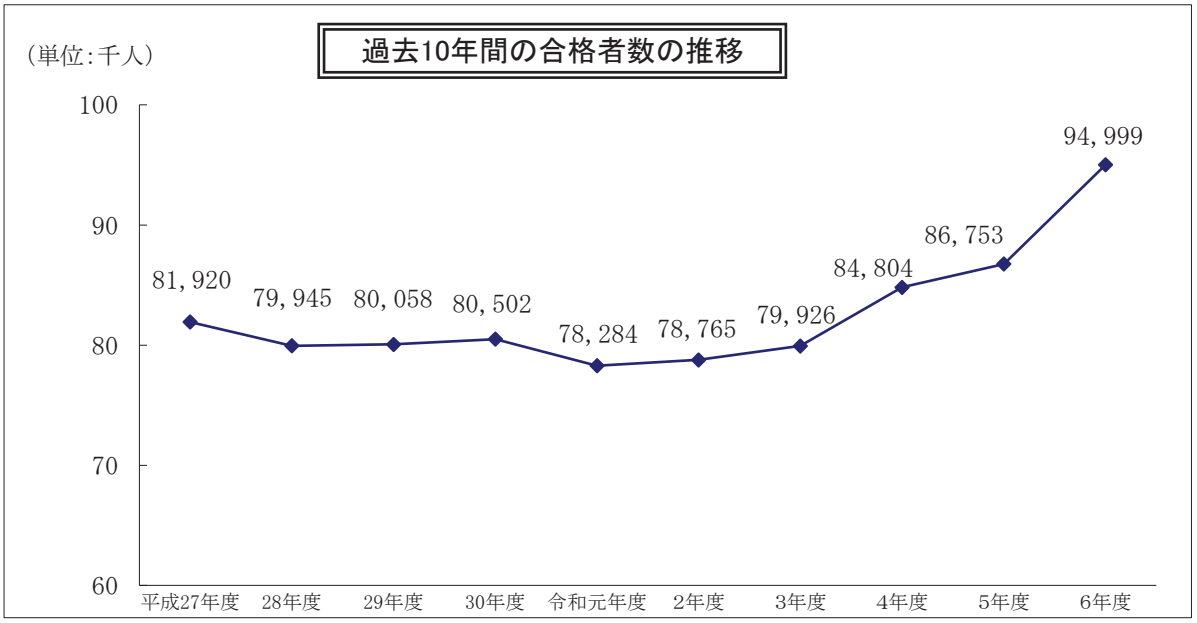

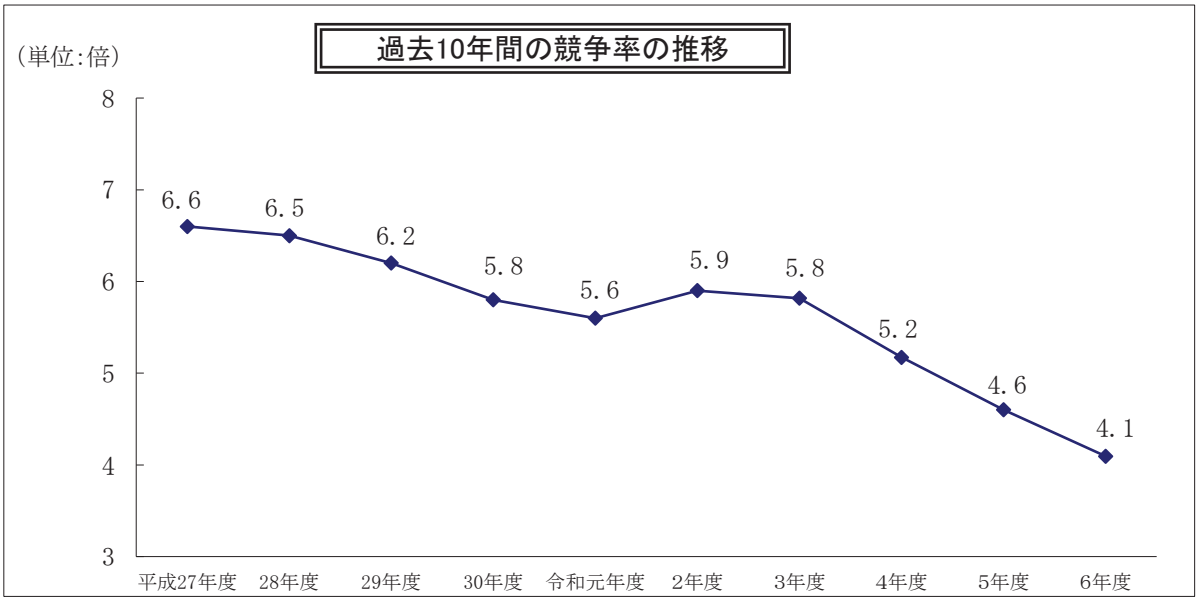

（注）　競争率は受験者数／合格者数

表16 競争試験における男女別の受験者数、合格者数、採用者数の推移

（単位：人）

区分		令和２年度			令和３年度			令和４年度			令和５年度			令和６年度		
		受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数
都道府県	男性	80,978	16,251	12,801	79,225	14,216	11,683	68,927	14,559	12,462			12,361			12,991
	（割合）	(56.7%)	(55.1%)	(63.4%)	(54.0%)	(50.7%)	(61.7%)	(50.6%)	(47.7%)	(61.6%)			(62.0%)			(59.5%)
	女性	36,150	8,237	7,379	33,663	7,559	7,267	30,376	7,553	7,784			7,589			8,849
	（割合）	(25.3%)	(27.9%)	(36.6%)	(23.0%)	(27.0%)	(38.3%)	(22.3%)	(24.7%)	(38.4%)			(38.0%)			(40.5%)
	不明	25,632	5,004		33,742	6,257		37,004	8,436							
	（割合）	(18.0%)	(17.0%)		(23.0%)	(22.3%)		(27.1%)	(27.6%)							
	計	142,760	29,492	20,180	146,630	28,032	18,950	136,307	30,548	20,246			19,950			21,840
市区	男性	133,790	15,948	16,168	116,126	15,204	16,337	99,495	14,763	17,131			18,009			19,023
	（割合）	(45.6%)	(37.4%)	(47.4%)	(40.4%)	(33.9%)	(46.7%)	(36.4%)	(31.3%)	(47.3%)			(47.5%)			(47.5%)
	女性	87,331	17,538	17,970	78,549	16,997	18,664	68,195	16,807	19,117			19,880			21,062
	（割合）	(29.8%)	(41.2%)	(52.6%)	(27.3%)	(37.9%)	(53.3%)	(25.0%)	(35.6%)	(52.7%)			(52.5%)			(52.5%)
	不明	72,408	9,124		92,719	12,631		105,610	15,579							
	（割合）	(24.7%)	(21.4%)		(32.3%)	(28.2%)		(38.6%)	(33.0%)							
	計	293,529	42,610	34,138	287,394	44,832	35,001	273,300	47,149	36,248			37,889			40,085
町村	男性	18,424	3,305	2,654	17,583	3,576	2,766	16,475	3,535	2,902			3,006			2,923
	（割合）	(57.1%)	(49.6%)	(49.4%)	(56.7%)	(50.6%)	(49.5%)	(56.7%)	(49.7%)	(50.1%)			(49.5%)			(49.1%)
	女性	12,104	3,248	2,723	11,816	3,395	2,823	10,888	3,446	2,890			3,063			3,026
	（割合）	(37.5%)	(48.7%)	(50.6%)	(38.1%)	(48.1%)	(50.5%)	(37.5%)	(48.5%)	(49.9%)			(50.5%)			(50.9%)
	不明	1,713	110		1,605	91		1,681	126							
	（割合）	(5.3%)	(1.7%)		(5.2%)	(1.3%)		(5.8%)	(1.8%)							
	計	32,241	6,663	5,377	31,004	7,062	5,589	29,044	7,107	5,792			6,069			5,949
合計	男性	233,192	35,504	31,623	212,934	32,996	30,786	184,897	32,857	32,495			33,376			34,937
	（割合）	(49.8%)	(45.1%)	(53.0%)	(45.8%)	(41.3%)	(51.7%)	(42.2%)	(38.7%)	(52.2%)			(52.2%)			(51.5%)
	女性	135,585	29,023	28,072	124,028	27,951	28,754	109,459	27,806	29,791			30,532			32,937
	（割合）	(28.9%)	(36.8%)	(47.0%)	(26.7%)	(35.0%)	(48.3%)	(25.0%)	(32.8%)	(47.8%)			(47.8%)			(48.5%)
	不明	99,753	14,238		128,066	18,979		144,295	24,141							
	（割合）	(21.3%)	(18.1%)		(27.5%)	(23.7%)		(32.9%)	(28.5%)							
	計	468,530	78,765	59,695	465,028	79,926	59,540	438,651	84,804	62,286			63,908			67,874

（注１）　「不明」は、申込書に性別の記入欄を設けていない試験のため、性別が不明のものである。
（注２）　（　）は、性別区分中の割合である（端数処理のため、合計が１００％とならない場合がある。）。
（注３）　「市区」には、政令指定都市を含む。
（注４）　令和５年度の調査から、男女別の受験者数及び合格者数は調査せず、男女別の採用者数のみ調査。

表17　中途採用試験の実施状況

○令和6年度に実施したもの

（単位：人）

	団体数	中途採用試験			経験者採用試験			経歴不問の中途採用試験		
		実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数
都道府県	47	47	17,194	2,474	44	8,870	1,427	39	8,324	1,047
指定都市	20	20	13,915	1,512	18	9,186	996	15	4,729	516
市区町村	1,722	1,134	52,525	9,600	839	27,240	5,204	601	25,285	4,396
合計	1,789	1,201	83,634	13,586	901	45,296	7,627	655	38,338	5,959

（参考）令和5年度に実施したもの

（単位：人）

	団体数	中途採用試験			経験者採用試験			経歴不問の中途採用試験		
		実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数
都道府県	47	47	15,246	1,822	44	7,496	1,090	37	7,750	732
指定都市	20	20	11,975	1,219	18	7,042	799	16	4,933	420
市区町村	1,722	1,036	49,250	8,090	748	23,449	4,168	586	25,801	3,922
合計	1,789	1,103	76,471	11,131	810	37,987	6,057	639	38,484	5,074

（注1）「経験者採用試験」とは、民間企業に勤務する等一定の社会経験を有する者を対象とした採用試験

（注2）「経歴不問の中途採用試験」とは、主に新卒者を対象に行う採用試験及び「経験者採用試験」以外の採用試験

（注3）「市区町村」の「団体数」には、市区町村（1,721団体）に加えて、特別区人事委員会が含まれている。

表１８ ストレスチェックの実施状況等（令和６年度）

１ ストレスチェック・集団分析の団体区分別実施状況

区分	事業場数	ストレスチェック		集団分析		集団分析結果	
		実施事業場数	実施事業場率（前年度）	実施事業場数	実施事業場率（前年度）	活用事業場数	活用事業場率（前年度）
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/c
都道府県	12,895	12,895	100.0% (100.0%)	12,181	94.5% (95.4%)	11,459	94.1% (92.2%)
指定都市	8,871	8,871	100.0% (100.0%)	8,448	95.2% (90.9%)	7,660	90.7% (94.5%)
市区	40,503	39,966	98.7% (98.5%)	35,668	89.2% (89.7%)	30,429	85.3% (85.4%)
町村	9,814	9,514	96.9% (96.4%)	8,164	85.8% (84.4%)	6,050	74.1% (74.8%)
合計	72,083	71,246	98.8% (98.6%)	64,461	90.5% (90.2%)	55,598	86.3% (86.5%)
（参考）							
一部事務組合等	3,474	2,565	73.8% (73.6%)	2,128	83.0% (82.5%)	1,362	64.0% (64.1%)
合計 （一部事務組合等含む）	75,557	73,811	97.7% (97.5%)	66,589	90.2% (89.9%)	56,960	85.5% (85.7%)

（注）１ 「ストレスチェック」とは、労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。なお、令和7年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた常時使用する労働者数が50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施が改正法の公布の日（令和7年5月14日）から政令で定める3年以内の日に義務とされたが、総務省から各地方公共団体に対しては、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するという観点から、制度の趣旨を踏まえ、事業場の規模に関わらず、原則として全ての職員に対して実施するよう助言を行っている。

２ 「ストレスチェック実施事業場数」欄には、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックを実施した事業場数を計上している。

３ 「集団分析」は、労働安全衛生規則第52条の14に規定されており、事業者は、ストレスチェックの実施者に対してストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計、分析させ、その結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

４ 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表１８ ストレスチェックの実施状況等（令和６年度）

２ ストレスチェック・集団分析の部局別実施状況

区分	事業場数	ストレスチェック 実施事業場数	ストレスチェック 実施事業場率		集団分析 実施事業場数	集団分析 実施事業場率		集団分析結果 活用事業場数	集団分析結果 活用事業場率	
	a	b	b/a	(前年度)	c	c/b	(前年度)	d	d/c	(前年度)
知事及び市区町村長	28,372	27,514	97.0%	(96.7%)	24,588	89.4%	(90.2%)	21,442	87.2%	(87.5%)
都道府県	5,477	5,477	100.0%	(100.0%)	4,829	88.2%	(90.3%)	4,564	94.5%	(93.2%)
指定都市	3,154	3,154	100.0%	(100.0%)	2,941	93.2%	(93.9%)	2,882	98.0%	(97.8%)
市区	14,870	14,738	99.1%	(99.1%)	13,302	90.3%	(91.4%)	11,493	86.4%	(87.2%)
町村	3,500	3,407	97.3%	(96.7%)	3,003	88.1%	(85.9%)	2,213	73.7%	(75.4%)
一部事務組合等	1,371	738	53.8%	(53.8%)	513	69.5%	(70.4%)	290	56.5%	(56.5%)
教育委員会	38,190	37,604	98.5%	(98.2%)	33,791	89.9%	(88.7%)	28,622	84.7%	(85.1%)
都道府県	5,057	5,057	100.0%	(100.0%)	5,007	99.0%	(98.9%)	4,767	95.2%	(93.8%)
指定都市	4,895	4,895	100.0%	(100.0%)	4,686	95.7%	(87.6%)	3,989	85.1%	(92.1%)
市区	22,771	22,371	98.2%	(98.0%)	19,647	87.8%	(87.9%)	16,551	84.2%	(83.7%)
町村	5,409	5,235	96.8%	(96.2%)	4,416	84.4%	(83.5%)	3,292	74.5%	(74.4%)
一部事務組合等	58	46	79.3%	(79.4%)	35	76.1%	(68.0%)	23	65.7%	(73.5%)
警察	1,754	1,754	100.0%	(100.0%)	1,750	99.8%	(99.8%)	1,578	90.2%	(84.3%)
都道府県	1,754	1,754	100.0%	(100.0%)	1,750	99.8%	(99.8%)	1,578	90.2%	(84.3%)
指定都市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市区	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
町村	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
一部事務組合等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
消防	3,775	3,617	95.8%	(95.5%)	3,390	93.7%	(93.6%)	2,765	81.6%	(82.6%)
都道府県	126	126	100.0%	(100.0%)	126	100.0%	(100.0%)	120	95.2%	(95.2%)
指定都市	456	456	100.0%	(100.0%)	456	100.0%	(100.0%)	445	97.6%	(98.2%)
市区	1,499	1,499	100.0%	(98.6%)	1,448	96.6%	(97.2%)	1,286	88.8%	(90.5%)
町村	79	76	96.2%	(100.0%)	62	81.6%	(83.3%)	44	71.0%	(70.8%)
一部事務組合等	1,615	1,460	90.4%	(90.7%)	1,298	88.9%	(88.1%)	870	67.0%	(67.5%)
公営企業	3,466	3,322	95.8%	(95.3%)	3,070	92.4%	(92.3%)	2,553	83.2%	(83.6%)
都道府県	481	481	100.0%	(100.0%)	469	97.5%	(97.9%)	430	91.7%	(92.9%)
指定都市	366	366	100.0%	(100.0%)	365	99.7%	(98.5%)	344	94.2%	(94.6%)
市区	1,363	1,358	99.6%	(99.5%)	1,271	93.6%	(94.1%)	1,099	86.5%	(86.2%)
町村	826	796	96.4%	(95.8%)	683	85.8%	(84.4%)	501	73.4%	(74.7%)
一部事務組合等	430	321	74.7%	(73.2%)	282	87.9%	(87.5%)	179	63.5%	(62.0%)

（注）１ 「ストレスチェック」とは、労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。なお、令和7年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた常時使用する労働者数が50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施が改正法の公布の日（令和7年5月14日）から政令で定める3年以内の日に義務とされたが、総務省から各地方公共団体に対しては、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するという観点から、制度の趣旨を踏まえ、事業場の規模に関わらず、原則として全ての職員に対して実施するよう助言を行っている。

２ 「ストレスチェック実施事業場数」欄には、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックを実施した事業場数を計上している。

３ 「集団分析」は、労働安全衛生規則第52条の14に規定されており、事業者は、ストレスチェックの実施者に対してストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計、分析させ、その結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

４ 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表１８ ストレスチェックの実施状況等（令和６年度）

３ ストレスチェック・面接指導の団体区分別受診職員数

区分	在籍職員数	ストレスチェックを受けた職員数	ストレスチェックを受けた割合（前年度）	高ストレスに該当した職員数	高ストレスに該当した割合（前年度）	医師による面接指導を受けた職員数	医師による面接指導を受けた割合（前年度）
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/c
都道府県	1,006,008	938,532	93.3% (92.9%)	85,848	9.1% (9.3%)	3,152	3.7% (3.8%)
指定都市	453,328	382,878	84.5% (89.1%)	34,793	9.1% (10.2%)	1,431	4.1% (3.4%)
市区	1,472,279	1,282,486	87.1% (87.1%)	145,536	11.3% (11.4%)	5,758	4.0% (4.4%)
町村	250,918	221,617	88.3% (87.6%)	25,064	11.3% (11.3%)	1,251	5.0% (5.2%)
合計	3,182,533	2,825,513	88.8% (89.3%)	291,241	10.3% (10.6%)	11,592	4.0% (4.1%)
（参考）							
一部事務組合等	121,408	100,376	82.7% (81.7%)	10,526	10.5% (10.7%)	448	4.3% (3.5%)
合計 （一部事務組合等含む）	3,303,941	2,925,889	88.6% (89.0%)	301,767	10.3% (10.6%)	12,040	4.0% (4.1%)

（注）１ 「在籍職員数」欄、「ストレスチェックを受けた職員数」欄、「高ストレスに該当した職員数」欄及び「医師による面接指導を受けた職員数」欄には、常時使用される職員（常勤職員のほか、臨時・非常勤職員のうち常時使用される職員を含む。）のうち、該当する職員数をそれぞれ計上している。

２ 「医師による面接指導」は、労働安全衛生法第66条の10第3項に規定されており、ストレスチェック結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者から申出があった場合は、事業者は、当該労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならないこととされている。

３ 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表１８ ストレスチェックの実施状況等（令和６年度）

４ ストレスチェック・面接指導の部局別受診職員数

区分	在籍職員数	ストレスチェックを受けた職員数	ストレスチェックを受けた割合		高ストレスに該当した職員数	高ストレスに該当した割合		医師による面接指導を受けた職員数	医師による面接指導を受けた割合	
	a	b	b/a	(前年度)	c	c/b	(前年度)	d	d/c	(前年度)
知事及び市区町村長	1,375,875	1,231,298	89.5%	(89.5%)	137,065	11.1%	(11.3%)	7,285	5.3%	(5.8%)
都道府県	291,112	270,582	92.9%	(92.2%)	26,478	9.8%	(9.9%)	1,460	5.5%	(5.9%)
指定都市	187,419	167,293	89.3%	(90.7%)	14,163	8.5%	(9.8%)	799	5.6%	(4.7%)
市区	732,531	650,722	88.8%	(88.8%)	78,513	12.1%	(12.1%)	3,974	5.1%	(6.0%)
町村	144,722	130,047	89.9%	(89.5%)	16,386	12.6%	(12.5%)	956	5.8%	(6.1%)
一部事務組合等	20,091	12,654	63.0%	(62.7%)	1,525	12.1%	(11.9%)	96	6.3%	(5.1%)
教育委員会	1,126,795	959,826	85.2%	(86.5%)	101,003	10.5%	(10.8%)	3,214	3.2%	(2.9%)
都道府県	315,568	287,319	91.0%	(90.1%)	34,357	12.0%	(12.4%)	1,261	3.7%	(3.5%)
指定都市	195,422	150,544	77.0%	(86.7%)	15,323	10.2%	(11.2%)	478	3.1%	(2.5%)
市区	529,108	447,421	84.6%	(84.7%)	44,940	10.0%	(10.0%)	1,239	2.8%	(2.5%)
町村	85,812	73,862	86.1%	(85.0%)	6,304	8.5%	(8.7%)	230	3.6%	(3.6%)
一部事務組合等	885	680	76.8%	(76.1%)	79	11.6%	(12.2%)	6	7.6%	(3.4%)
警察	300,385	292,687	97.4%	(97.8%)	15,535	5.3%	(5.1%)	260	1.7%	(1.8%)
都道府県	300,385	292,687	97.4%	(97.8%)	15,535	5.3%	(5.1%)	260	1.7%	(1.8%)
指定都市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市区	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
町村	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
一部事務組合等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
消防	170,318	158,794	93.2%	(93.0%)	11,061	7.0%	(7.4%)	314	2.8%	(2.9%)
都道府県	20,888	20,057	96.0%	(99.6%)	1,348	6.7%	(6.9%)	12	0.9%	(0.8%)
指定都市	30,614	29,745	97.2%	(92.6%)	1,525	5.1%	(5.6%)	24	1.6%	(1.7%)
市区	62,421	58,279	93.4%	(93.8%)	4,149	7.1%	(7.6%)	88	2.1%	(2.5%)
町村	2,510	2,245	89.4%	(91.6%)	274	12.2%	(12.6%)	9	3.3%	(3.8%)
一部事務組合等	53,885	48,468	89.9%	(90.1%)	3,765	7.8%	(8.0%)	181	4.8%	(4.4%)
公営企業	330,568	283,284	85.7%	(85.1%)	37,103	13.1%	(13.8%)	967	2.6%	(2.6%)
都道府県	78,055	67,887	87.0%	(86.4%)	8,130	12.0%	(12.9%)	159	2.0%	(2.1%)
指定都市	39,873	35,296	88.5%	(89.1%)	3,782	10.7%	(12.0%)	130	3.4%	(2.8%)
市区	148,219	126,064	85.1%	(84.7%)	17,934	14.2%	(14.7%)	457	2.5%	(2.9%)
町村	17,874	15,463	86.5%	(85.2%)	2,100	13.6%	(13.6%)	56	2.7%	(2.5%)
一部事務組合等	46,547	38,574	82.9%	(80.6%)	5,157	13.4%	(13.8%)	165	3.2%	(2.3%)

（注）１「在籍職員数」欄、「ストレスチェックを受けた職員数」欄、「高ストレスに該当した職員数」欄及び「医師による面接指導を受けた職員数」欄には、常時使用される職員（常勤職員のほか、臨時・非常勤職員のうち常時使用される職員を含む。）のうち、該当する職員数をそれぞれ計上している。

２「医師による面接指導」は、労働安全衛生法第66条の10第3項に規定されており、ストレスチェック結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者から申出があった場合は、事業者は、当該労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならないこととされている。

３ 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表１８ ストレスチェックの実施状況等（令和６年度）

５ 集団分析結果の団体区分別活用状況

区分	集団分析結果を活用した事業場数(a)	集団分析結果の活用内容(複数回答)									
		業務配分の見直し		人員体制・組織の見直し		管理監督者向け研修の実施		衛生委員会での審議		その他	
		実施事業場数(b)	割合(b/a)(前年度)	実施事業場数(c)	割合(c/a)(前年度)	実施事業場数(d)	割合(d/a)(前年度)	実施事業場数(e)	割合(e/a)(前年度)	実施事業場数(f)	割合(f/a)(前年度)
都道府県	11,459	4,019	35.1% (32.7%)	2,830	24.7% (24.3%)	5,252	45.8% (44.3%)	5,329	46.5% (45.6%)	3,360	29.3% (27.8%)
指定都市	7,660	1,953	25.5% (29.6%)	2,102	27.4% (23.1%)	5,242	68.4% (70.7%)	4,277	55.8% (49.2%)	2,051	26.8% (36.2%)
市区	30,429	9,162	30.1% (30.5%)	8,758	28.8% (29.0%)	11,070	36.4% (37.0%)	19,440	63.9% (64.2%)	5,101	16.8% (16.4%)
町村	6,050	1,958	32.4% (29.9%)	2,101	34.7% (31.9%)	1,047	17.3% (15.9%)	4,034	66.7% (65.8%)	523	8.6% (10.7%)
合計	55,598	17,092	30.7% (30.8%)	15,791	28.4% (27.5%)	22,611	40.7% (40.8%)	33,080	59.5% (58.6%)	11,035	19.8% (20.8%)
（参考）											
一部事務組合等	1,362	407	29.9% (28.9%)	545	40.0% (38.2%)	218	16.0% (14.5%)	733	53.8% (52.4%)	245	18.0% (19.5%)
合計 （一部事務組合等含む）	56,960	17,499	30.7% (30.7%)	16,336	28.7% (27.8%)	22,829	40.1% (40.1%)	33,813	59.4% (58.5%)	11,280	19.8% (20.7%)

（注）１ 集団分析結果の活用内容のうち、「その他」の主な内容としては、管理監督者への情報提供、職員向け研修の実施、作業環境（設備、レイアウト等）の改善などとなっている。

２ 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表１８ ストレスチェックの実施状況等（令和６年度）

６ 集団分析結果の部局別活用状況

区分	集団分析結果を活用した事業場数(a)	集団分析結果の活用内容(複数回答)														
		業務配分の見直し			人員体制・組織の見直し			管理監督者向け研修の実施			衛生委員会での審議			その他		
		実施事業場数(b)	割合(b/a)	(前年度)	実施事業場数(c)	割合(c/a)	(前年度)	実施事業場数(d)	割合(d/a)	(前年度)	実施事業場数(e)	割合(e/a)	(前年度)	実施事業場数(f)	割合(f/a)	(前年度)
知事及び市区町村長	21,442	5,382	25.1%	(24.3%)	5,717	26.7%	(24.4%)	10,288	48.0%	(46.9%)	13,094	61.1%	(60.9%)	4,599	21.4%	(22.8%)
都道府県	4,564	1,310	28.7%	(26.9%)	1,083	23.7%	(19.2%)	2,770	60.7%	(58.3%)	1,184	25.9%	(26.2%)	1,299	28.5%	(31.8%)
指定都市	2,882	360	12.5%	(12.6%)	664	23.0%	(15.9%)	2,233	77.5%	(73.7%)	1,749	60.7%	(57.5%)	1,128	39.1%	(43.1%)
市区	11,493	2,944	25.6%	(25.0%)	3,081	26.8%	(26.6%)	4,814	41.9%	(43.0%)	8,461	73.6%	(73.4%)	1,948	16.9%	(17.2%)
町村	2,213	713	32.2%	(30.5%)	792	35.8%	(32.6%)	417	18.8%	(15.8%)	1,537	69.5%	(71.0%)	176	8.0%	(10.0%)
一部事務組合等	290	55	19.0%	(18.1%)	97	33.4%	(32.4%)	54	18.6%	(16.4%)	163	56.2%	(54.8%)	48	16.6%	(17.1%)
教育委員会	28,622	9,921	34.7%	(35.6%)	8,617	30.1%	(30.2%)	9,876	34.5%	(35.9%)	16,705	58.4%	(56.6%)	5,171	18.1%	(18.9%)
都道府県	4,767	1,902	39.9%	(36.5%)	1,184	24.8%	(27.5%)	1,387	29.1%	(30.0%)	3,162	66.3%	(63.2%)	1,313	27.5%	(22.7%)
指定都市	3,989	1,385	34.7%	(41.6%)	1,291	32.4%	(29.1%)	2,511	62.9%	(71.1%)	2,094	52.5%	(42.1%)	738	18.5%	(33.4%)
市区	16,551	5,535	33.4%	(35.0%)	5,010	30.3%	(31.0%)	5,419	32.7%	(33.0%)	9,311	56.3%	(57.2%)	2,814	17.0%	(15.8%)
町村	3,292	1,092	33.2%	(29.8%)	1,125	34.2%	(31.1%)	555	16.9%	(16.3%)	2,126	64.6%	(62.0%)	302	9.2%	(11.4%)
一部事務組合等	23	7	30.4%	(40.0%)	7	30.4%	(36.0%)	4	17.4%	(20.0%)	12	52.2%	(48.0%)	4	17.4%	(16.0%)
警察	1,578	661	41.9%	(40.8%)	438	27.8%	(29.8%)	890	56.4%	(51.2%)	710	45.0%	(46.4%)	588	37.3%	(34.3%)
都道府県	1,578	661	41.9%	(40.8%)	438	27.8%	(29.8%)	890	56.4%	(51.2%)	710	45.0%	(46.4%)	588	37.3%	(34.3%)
指定都市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市区	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
町村	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
一部事務組合等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
消防	2,765	845	30.6%	(29.1%)	873	31.6%	(29.6%)	969	35.0%	(35.2%)	1,616	58.4%	(57.0%)	564	20.4%	(20.9%)
都道府県	120	49	40.8%	(37.5%)	38	31.7%	(25.8%)	6	5.0%	(4.2%)	64	53.3%	(65.0%)	63	52.5%	(25.0%)
指定都市	445	120	27.0%	(26.7%)	71	16.0%	(15.9%)	315	70.8%	(70.4%)	222	49.9%	(48.4%)	140	31.5%	(32.1%)
市区	1,286	364	28.3%	(26.2%)	344	26.7%	(24.8%)	500	38.9%	(40.3%)	869	67.6%	(66.2%)	188	14.6%	(16.4%)
町村	44	13	29.5%	(30.4%)	15	34.1%	(32.6%)	8	18.2%	(19.6%)	32	72.7%	(69.6%)	1	2.3%	(6.5%)
一部事務組合等	870	299	34.4%	(33.4%)	405	46.6%	(44.0%)	140	16.1%	(14.6%)	429	49.3%	(46.1%)	172	19.8%	(22.1%)
公営企業	2,553	690	27.0%	(26.5%)	691	27.1%	(26.5%)	806	31.6%	(30.5%)	1,688	66.1%	(67.0%)	358	14.0%	(15.9%)
都道府県	430	97	22.6%	(24.0%)	87	20.2%	(21.9%)	199	46.3%	(43.1%)	209	48.6%	(48.5%)	97	22.6%	(21.7%)
指定都市	344	88	25.6%	(28.6%)	76	22.1%	(19.9%)	183	53.2%	(44.4%)	212	61.6%	(66.2%)	45	13.1%	(21.3%)
市区	1,099	319	29.0%	(26.5%)	323	29.4%	(28.4%)	337	30.7%	(31.2%)	799	72.7%	(72.5%)	151	13.7%	(15.3%)
町村	501	140	27.9%	(27.9%)	169	33.7%	(33.9%)	67	13.4%	(13.9%)	339	67.7%	(67.2%)	44	8.8%	(9.6%)
一部事務組合等	179	46	25.7%	(23.6%)	36	20.1%	(19.7%)	20	11.2%	(10.1%)	129	72.1%	(79.2%)	21	11.7%	(11.8%)

(注) 1 集団分析結果の活用内容のうち、「その他」の主な内容としては、管理監督者への情報提供、職員向け研修の実施、作業環境(設備、レイアウト等)の改善などとなっている。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表１９ メンタルヘルス対策の取組状況（令和６年度）

１ メンタルヘルス対策の団体区分別取組状況

区分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)							
				メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)(f)	
			割合(b/a)(前年度)	部局数	割合(c/b)(前年度)	部局数	割合(d/b)(前年度)	部局数	割合(e/b)(前年度)	部局数	割合(f/b)(前年度)
都道府県	182	182	100.0% (100.0%)	139	76.4% (72.0%)	168	92.3% (90.7%)	163	89.6% (86.8%)	177	97.3% (96.2%)
指定都市	79	79	100.0% (100.0%)	62	78.5% (77.2%)	73	92.4% (89.9%)	71	89.9% (89.9%)	77	97.5% (97.5%)
市区	2,623	2,622	99.96% (99.96%)	822	31.4% (29.1%)	1,829	69.8% (69.7%)	1,258	48.0% (46.5%)	2,082	79.4% (77.2%)
町村	2,454	2,396	97.6% (97.1%)	419	17.5% (15.9%)	1,223	51.0% (50.3%)	518	21.6% (21.0%)	1,196	49.9% (47.8%)
合計	5,338	5,279	98.9% (98.6%)	1,442	27.3% (25.4%)	3,293	62.4% (62.0%)	2,010	38.1% (37.1%)	3,532	66.9% (64.9%)
(参考)											
一部事務組合等	1,406	1,036	73.7% (71.6%)	157	15.2% (13.5%)	305	29.4% (29.9%)	313	30.2% (30.2%)	312	30.1% (29.2%)
合計 (一部事務組合等含む)	6,744	6,315	93.6% (92.9%)	1,599	25.3% (23.4%)	3,598	57.0% (56.7%)	2,323	36.8% (36.0%)	3,844	60.9% (59.1%)

区分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)											
	セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)		ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)		事業場内での相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合事業等の公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施(k)		その他(l)	
	部局数	割合(g/b)(前年度)	部局数	割合(h/b)(前年度)	部局数	割合(i/b)(前年度)	部局数	割合(j/b)(前年度)	部局数	割合(k/b)(前年度)	部局数	割合(l/b)(前年度)
都道府県	175	96.2% (96.2%)	171	94.0% (94.0%)	172	94.5% (94.0%)	175	96.2% (96.2%)	150	82.4% (81.3%)	17	9.3% (8.2%)
指定都市	79	100.0% (100.0%)	74	93.7% (93.7%)	76	96.2% (97.5%)	65	82.3% (79.7%)	57	72.2% (69.6%)	10	12.7% (12.7%)
市区	2,094	79.9% (78.3%)	1,587	60.5% (57.9%)	2,058	78.5% (77.1%)	2,012	76.7% (73.3%)	1,585	60.5% (58.1%)	87	3.3% (3.4%)
町村	1,246	52.0% (50.4%)	698	29.1% (28.0%)	1,381	57.6% (56.1%)	1,433	59.8% (58.5%)	960	40.1% (39.2%)	61	2.5% (3.2%)
合計	3,594	68.1% (66.7%)	2,530	47.9% (46.3%)	3,687	69.8% (68.6%)	3,685	69.8% (67.5%)	2,752	52.1% (50.6%)	175	3.3% (3.6%)
(参考)												
一部事務組合等	495	47.8% (48.0%)	236	22.8% (23.5%)	518	50.0% (49.0%)	633	61.1% (60.2%)	339	32.7% (31.9%)	47	4.5% (5.4%)
合計 (一部事務組合等含む)	4,089	64.8% (63.7%)	2,766	43.8% (42.5%)	4,205	66.6% (65.4%)	4,318	68.4% (66.3%)	3,091	48.9% (47.5%)	222	3.5% (3.9%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表１９ メンタルヘルス対策の取組状況（令和６年度）

２－１ メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：知事及び市区町村長】

区分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)							
				メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)(f)	
			割合(b/a)(前年度)	部局数	割合(c/b)(前年度)	部局数	割合(d/b)(前年度)	部局数	割合(e/b)(前年度)	部局数	割合(f/b)(前年度)
都道府県	47	47	100.0% (100.0%)	40	85.1% (80.9%)	44	93.6% (93.6%)	46	97.9% (93.6%)	47	100.0% (100.0%)
指定都市	20	20	100.0% (100.0%)	16	80.0% (85.0%)	20	100.0% (95.0%)	20	100.0% (100.0%)	20	100.0% (100.0%)
市区	795	795	100.0% (100.0%)	250	31.4% (29.7%)	578	72.7% (72.7%)	398	50.1% (48.4%)	658	82.8% (81.0%)
町村	926	905	97.7% (97.2%)	153	16.9% (15.2%)	475	52.5% (51.8%)	199	22.0% (21.2%)	469	51.8% (49.4%)
合計	1,788	1,767	98.8% (98.5%)	459	26.0% (24.3%)	1,117	63.2% (62.8%)	663	37.5% (36.3%)	1,194	67.6% (65.6%)
(参考)											
一部事務組合等	831	537	64.6% (63.0%)	47	8.8% (7.9%)	101	18.8% (18.7%)	113	21.0% (20.4%)	119	22.2% (21.7%)
合計 (一部事務組合等含む)	2,619	2,304	88.0% (87.1%)	506	22.0% (20.5%)	1,218	52.9% (52.5%)	776	33.7% (32.6%)	1,313	57.0% (55.4%)

区分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)											
	セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)		ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)		事業場内での相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合事業等の公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施(k)		その他(l)	
	部局数	割合(g/b)(前年度)	部局数	割合(h/b)(前年度)	部局数	割合(i/b)(前年度)	部局数	割合(j/b)(前年度)	部局数	割合(k/b)(前年度)	部局数	割合(l/b)(前年度)
都道府県	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)	39	83.0% (80.9%)	8	17.0% (12.8%)
指定都市	20	100.0% (100.0%)	20	100.0% (100.0%)	19	95.0% (95.0%)	18	90.0% (80.0%)	12	60.0% (70.0%)	3	15.0% (10.0%)
市区	647	81.4% (79.9%)	509	64.0% (61.5%)	639	80.4% (78.9%)	612	77.0% (74.3%)	491	61.8% (60.3%)	20	2.5% (3.1%)
町村	474	52.4% (50.0%)	264	29.2% (27.4%)	529	58.5% (56.4%)	547	60.4% (58.6%)	363	40.1% (39.0%)	23	2.5% (2.7%)
合計	1,188	67.2% (65.4%)	840	47.5% (45.6%)	1,234	69.8% (68.2%)	1,224	69.3% (67.0%)	905	51.2% (50.1%)	54	3.1% (3.2%)
(参考)												
一部事務組合等	228	42.5% (41.1%)	104	19.4% (18.7%)	204	38.0% (37.0%)	324	60.3% (58.7%)	138	25.7% (24.9%)	30	5.6% (6.9%)
合計 (一部事務組合等含む)	1,416	61.5% (59.7%)	944	41.0% (39.3%)	1,438	62.4% (60.9%)	1,548	67.2% (65.1%)	1,043	45.3% (44.2%)	84	3.6% (4.1%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。
2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表１９ メンタルヘルス対策の取組状況（令和６年度）

２－２ メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：教育委員会】

区分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)							
				メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)(f)	
			割合(b/a)(前年度)	部局数	割合(c/b)(前年度)	部局数	割合(d/b)(前年度)	部局数	割合(e/b)(前年度)	部局数	割合(f/b)(前年度)
都道府県	47	47	100.0% (100.0%)	33	70.2% (66.0%)	46	97.9% (97.9%)	41	87.2% (85.1%)	46	97.9% (93.6%)
指定都市	20	20	100.0% (100.0%)	14	70.0% (65.0%)	19	95.0% (95.0%)	17	85.0% (80.0%)	20	100.0% (100.0%)
市区	795	794	99.9% (99.9%)	241	30.4% (28.3%)	533	67.1% (66.7%)	360	45.3% (44.2%)	612	77.1% (75.3%)
町村	905	880	97.2% (96.6%)	151	17.2% (16.1%)	421	47.8% (47.4%)	192	21.8% (21.1%)	416	47.3% (45.2%)
合計	1,767	1,741	98.5% (98.2%)	439	25.2% (23.6%)	1,019	58.5% (58.2%)	610	35.0% (34.1%)	1,094	62.8% (60.9%)
(参考)											
一部事務組合等	44	38	86.4% (81.3%)	6	15.8% (15.4%)	12	31.6% (30.8%)	11	28.9% (28.2%)	10	26.3% (28.2%)
合計 (一部事務組合等含む)	1,811	1,779	98.2% (97.7%)	445	25.0% (23.4%)	1,031	58.0% (57.5%)	621	34.9% (34.0%)	1,104	62.1% (60.2%)

区分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)											
	セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)		ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)		事業場内での相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合事業等の公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施(k)		その他(l)	
	部局数	割合(g/b)(前年度)	部局数	割合(h/b)(前年度)	部局数	割合(i/b)(前年度)	部局数	割合(j/b)(前年度)	部局数	割合(k/b)(前年度)	部局数	割合(l/b)(前年度)
都道府県	46	97.9% (97.9%)	45	95.7% (97.9%)	40	85.1% (85.1%)	47	100.0% (100.0%)	37	78.7% (80.9%)	2	4.3% (6.4%)
指定都市	20	100.0% (100.0%)	18	90.0% (85.0%)	20	100.0% (100.0%)	19	95.0% (95.0%)	17	85.0% (65.0%)	2	10.0% (10.0%)
市区	626	78.8% (77.0%)	453	57.1% (55.3%)	606	76.3% (74.7%)	616	77.6% (73.0%)	484	61.0% (58.7%)	33	4.2% (3.5%)
町村	456	51.8% (51.0%)	252	28.6% (27.7%)	506	57.5% (56.3%)	528	60.0% (58.2%)	346	39.3% (38.8%)	21	2.4% (3.1%)
合計	1,148	65.9% (64.7%)	768	44.1% (42.9%)	1,172	67.3% (66.0%)	1,210	69.5% (66.5%)	884	50.8% (49.4%)	58	3.3% (3.5%)
(参考)												
一部事務組合等	18	47.4% (51.3%)	12	31.6% (33.3%)	19	50.0% (48.7%)	25	65.8% (66.7%)	13	34.2% (30.8%)	0	0.0% (0.0%)
合計 (一部事務組合等含む)	1,166	65.5% (64.4%)	780	43.8% (42.7%)	1,191	66.9% (65.6%)	1,235	69.4% (66.5%)	897	50.4% (49.0%)	58	3.3% (3.4%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。
2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表１９ メンタルヘルス対策の取組状況（令和６年度）

２－３ メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：警察】

区分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)							
				メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)(f)	
			割合(b/a)(前年度)	部局数	割合(c/b)(前年度)	部局数	割合(d/b)(前年度)	部局数	割合(e/b)(前年度)	部局数	割合(f/b)(前年度)
都道府県	47	47	100.0% (100.0%)	39	83.0% (78.7%)	43	91.5% (85.1%)	43	91.5% (91.5%)	47	100.0% (100.0%)
指定都市	－	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －
市区	－	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －
町村	－	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －
合計	47	47	100.0% (100.0%)	39	83.0% (78.7%)	43	91.5% (85.1%)	43	91.5% (91.5%)	47	100.0% (100.0%)
(参考)											
一部事務組合等	－	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －
合計 (一部事務組合等含む)	47	47	100.0% (100.0%)	39	83.0% (78.7%)	43	91.5% (85.1%)	43	91.5% (91.5%)	47	100.0% (100.0%)

区分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)											
	セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)		ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)		事業場内での相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合事業等の公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施(k)		その他(l)	
	部局数	割合(g/b)(前年度)	部局数	割合(h/b)(前年度)	部局数	割合(i/b)(前年度)	部局数	割合(j/b)(前年度)	部局数	割合(k/b)(前年度)	部局数	割合(l/b)(前年度)
都道府県	47	100.0% (100.0%)	46	97.9% (93.6%)	47	100.0% (100.0%)	42	89.4% (89.4%)	41	87.2% (89.4%)	3	6.4% (8.5%)
指定都市	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －
市区	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －
町村	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －
合計	47	100.0% (100.0%)	46	97.9% (93.6%)	47	100.0% (100.0%)	42	89.4% (89.4%)	41	87.2% (89.4%)	3	6.4% (8.5%)
(参考)												
一部事務組合等	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －	－	－ －
合計 (一部事務組合等含む)	47	100.0% (100.0%)	46	97.9% (93.6%)	47	100.0% (100.0%)	42	89.4% (89.4%)	41	87.2% (89.4%)	3	6.4% (8.5%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表１９ メンタルヘルス対策の取組状況（令和６年度）

２－４ メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：消防】

区分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)							
				メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)(f)	
			割合(b/a)(前年度)	部局数	割合(c/b)(前年度)	部局数	割合(d/b)(前年度)	部局数	割合(e/b)(前年度)	部局数	割合(f/b)(前年度)
都道府県	1	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)
指定都市	20	20	100.0% (100.0%)	17	85.0% (80.0%)	15	75.0% (75.0%)	17	85.0% (85.0%)	18	90.0% (90.0%)
市区	364	364	100.0% (100.0%)	125	34.3% (31.5%)	252	69.2% (69.6%)	189	51.9% (50.7%)	287	78.8% (78.4%)
町村	59	57	96.6% (100.0%)	9	15.8% (16.7%)	32	56.1% (48.3%)	14	24.6% (20.0%)	33	57.9% (50.0%)
合計	444	442	99.5% (100.0%)	152	34.4% (31.8%)	300	67.9% (67.0%)	221	50.0% (48.2%)	339	76.7% (75.1%)
(参考)											
一部事務組合等	287	273	95.1% (93.4%)	61	22.3% (19.5%)	112	41.0% (41.6%)	115	42.1% (41.9%)	104	38.1% (36.7%)
合計 (一部事務組合等含む)	731	715	97.8% (97.4%)	213	29.8% (27.2%)	412	57.6% (57.5%)	336	47.0% (45.9%)	443	62.0% (60.7%)

区分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)											
	セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)		ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)		事業場内での相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合事業等の公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施(k)		その他(l)	
	部局数	割合(g/b)(前年度)	部局数	割合(h/b)(前年度)	部局数	割合(i/b)(前年度)	部局数	割合(j/b)(前年度)	部局数	割合(k/b)(前年度)	部局数	割合(l/b)(前年度)
都道府県	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	0	0.0% (0.0%)
指定都市	20	100.0% (100.0%)	18	90.0% (90.0%)	18	90.0% (95.0%)	15	75.0% (75.0%)	13	65.0% (65.0%)	2	10.0% (15.0%)
市区	299	82.1% (81.4%)	229	62.9% (60.0%)	291	79.9% (79.5%)	282	77.5% (75.1%)	210	57.7% (54.8%)	11	3.0% (3.6%)
町村	34	59.6% (55.0%)	19	33.3% (28.3%)	31	54.4% (55.0%)	31	54.4% (56.7%)	25	43.9% (43.3%)	3	5.3% (3.3%)
合計	354	80.1% (78.7%)	267	60.4% (57.2%)	341	77.1% (76.9%)	329	74.4% (72.6%)	249	56.3% (53.8%)	16	3.6% (4.0%)
(参考)												
一部事務組合等	160	58.6% (59.6%)	74	27.1% (29.2%)	187	68.5% (65.9%)	170	62.3% (62.9%)	119	43.6% (43.4%)	11	4.0% (4.1%)
合計 (一部事務組合等含む)	514	71.9% (71.5%)	341	47.7% (46.7%)	528	73.8% (72.8%)	499	69.8% (69.0%)	368	51.5% (48.9%)	27	3.8% (4.1%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表１９ メンタルヘルス対策の取組状況（令和６年度）

２－５ メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：公営企業】

区分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)							
				メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)(f)	
			割合(b/a)(前年度)	部局数	割合(c/b)(前年度)	部局数	割合(d/b)(前年度)	部局数	割合(e/b)(前年度)	部局数	割合(f/b)(前年度)
都道府県	40	40	100.0% (100.0%)	26	65.0% (60.0%)	34	85.0% (85.0%)	32	80.0% (75.0%)	36	90.0% (90.0%)
指定都市	19	19	100.0% (100.0%)	15	78.9% (78.9%)	19	100.0% (94.7%)	17	89.5% (94.7%)	19	100.0% (100.0%)
市区	669	669	100.0% (100.0%)	206	30.8% (28.1%)	466	69.7% (69.8%)	311	46.5% (44.7%)	525	78.5% (74.3%)
町村	564	554	98.2% (97.4%)	106	19.1% (16.7%)	295	53.2% (52.7%)	113	20.4% (20.5%)	278	50.2% (49.1%)
合計	1,292	1,282	99.2% (98.9%)	353	27.5% (25.1%)	814	63.5% (63.5%)	473	36.9% (36.3%)	858	66.9% (64.6%)
(参考)											
一部事務組合等	244	188	77.0% (73.9%)	43	22.9% (20.7%)	80	42.6% (45.1%)	74	39.4% (42.4%)	79	42.0% (40.2%)
合計 (一部事務組合等含む)	1,536	1,470	95.7% (94.8%)	396	26.9% (24.5%)	894	60.8% (61.1%)	547	37.2% (37.0%)	937	63.7% (61.5%)

区分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)											
	セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)		ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)		事業場内での相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合事業等の公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施(k)		その他(l)	
	部局数	割合(g/b)(前年度)	部局数	割合(h/b)(前年度)	部局数	割合(i/b)(前年度)	部局数	割合(j/b)(前年度)	部局数	割合(k/b)(前年度)	部局数	割合(l/b)(前年度)
都道府県	34	85.0% (85.0%)	32	80.0% (82.5%)	37	92.5% (90.0%)	38	95.0% (95.0%)	32	80.0% (72.5%)	4	10.0% (5.0%)
指定都市	19	100.0% (100.0%)	18	94.7% (100.0%)	19	100.0% (100.0%)	13	68.4% (68.4%)	15	78.9% (78.9%)	3	15.8% (15.8%)
市区	522	78.0% (76.4%)	396	59.2% (55.7%)	522	78.0% (76.7%)	502	75.0% (71.6%)	400	59.8% (56.8%)	23	3.4% (3.3%)
町村	282	50.9% (49.8%)	163	29.4% (29.4%)	315	56.9% (55.5%)	327	59.0% (58.9%)	226	40.8% (39.6%)	14	2.5% (4.2%)
合計	857	66.8% (65.9%)	609	47.5% (46.2%)	893	69.7% (68.6%)	880	68.6% (67.0%)	673	52.5% (50.4%)	44	3.4% (3.9%)
(参考)												
一部事務組合等	89	47.3% (50.5%)	46	24.5% (27.2%)	108	57.4% (59.2%)	114	60.6% (59.2%)	69	36.7% (35.9%)	6	3.2% (3.8%)
合計 (一部事務組合等含む)	946	64.4% (63.9%)	655	44.6% (43.8%)	1,001	68.1% (67.4%)	994	67.6% (66.0%)	742	50.5% (48.5%)	50	3.4% (3.9%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表２０　メンタルヘルス不調による休務者の状況（令和６年度）

区　分	休務者	うち常勤職員		年代別内訳										在籍職員と休務者の割合	
				10代～20代		30代		40代		50代		60代以上			
	人数 a	人数 b	割合 (前年度) b/a	人数 c	割合 (前年度) c/b	人数 d	割合 (前年度) d/b	人数 e	割合 (前年度) e/b	人数 f	割合 (前年度) f/b	人数 g	割合 (前年度) g/b	人数(※) h	割合 (前年度) a/h
都　道　府　県	15,501	15,146	97.7% (98.2%)	3,797	25.1% (24.8%)	3,906	25.8% (25.1%)	3,173	20.9% (21.4%)	3,757	24.8% (25.6%)	513	3.4% (3.1%)	1,006,008	1.5% (1.5%)
指　定　都　市	7,480	7,276	97.3% (97.2%)	1,710	23.5% (24.7%)	2,008	27.6% (27.2%)	1,597	21.9% (21.6%)	1,689	23.2% (23.3%)	272	3.7% (3.2%)	453,328	1.7% (1.8%)
市　　区	22,572	21,645	95.9% (96.1%)	4,997	23.1% (23.4%)	6,116	28.3% (27.9%)	4,964	22.9% (23.7%)	4,997	23.1% (23.1%)	571	2.6% (2.0%)	1,472,279	1.5% (1.5%)
町　　村	3,418	3,314	97.0% (97.2%)	856	25.8% (27.2%)	980	29.6% (29.7%)	756	22.8% (23.9%)	680	20.5% (18.6%)	42	1.3% (0.6%)	250,918	1.4% (1.3%)
合　　計	48,971	47,381	96.8% (97.0%)	11,360	24.0% (24.3%)	13,010	27.5% (27.0%)	10,490	22.1% (22.7%)	11,123	23.5% (23.6%)	1,398	3.0% (2.4%)	3,182,533	1.5% (1.5%)
（参考）															
一部事務組合等	1,205	1,168	96.9% (97.5%)	325	27.8% (27.6%)	287	24.6% (23.3%)	269	23.0% (23.7%)	261	22.3% (23.4%)	26	2.2% (2.0%)	121,408	1.0% (1.0%)
合　　計 （一部事務組合等含む）	50,176	48,549	96.8% (97.0%)	11,685	24.1% (24.4%)	13,297	27.4% (26.9%)	10,759	22.2% (22.7%)	11,384	23.4% (23.6%)	1,424	2.9% (2.4%)	3,303,941	1.5% (1.5%)

（注）1　原則として、令和6年度中にメンタルヘルス不調により引き続いて1か月以上の期間、病気休暇取得又は休職した職員を休務者として計上している。

2　一部の団体においては、年度ではなく暦年（令和6年1月～令和6年12月）の休務者数を計上している。

3　令和5年度から引き続いて休務した者及び令和6年度中に退職した者も含んでいる。

4　（※）については参考値として、ストレスチェックの実施状況等で調査した在籍職員数（表18-3）を引用している。

5　端数処理のため、合計が100％とならない場合がある。

6　一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表２１　長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

１　長時間勤務者に対する医師による面接指導の強化に係る例規・指針等の団体区分別整備状況

令和７年４月１日現在

区分	全部局数	令和7年4月1日時点で整備済み		令和7年度中に整備予定		未定	
		部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)
都道府県	182	181	99.5% (99.5%)	0	0.0% (0.0%)	1	0.5% (0.5%)
指定都市	79	77	97.5% (97.5%)	1	1.3% (1.3%)	1	1.3% (1.3%)
市区	2,623	2,192	83.6% (82.4%)	81	3.1% (4.1%)	350	13.3% (13.5%)
町村	2,454	1,473	60.0% (58.6%)	104	4.2% (6.5%)	877	35.7% (34.9%)
合計	5,338	3,923	73.5% (72.4%)	186	3.5% (5.0%)	1,229	23.0% (22.6%)

（参考）

一部事務組合等	1,406	410	29.2% (28.9%)	35	2.5% (3.6%)	961	68.3% (67.5%)
合計 (一部事務組合等含む)	6,744	4,333	64.2% (63.1%)	221	3.3% (4.7%)	2,190	32.5% (32.2%)

（注）１　長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月１日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行わなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10－4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。
このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

２　同一部局内で整備ができていない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。

３　「割合」は、「全部局数」に占める割合である。

４　端数処理のため、合計が100％とならない場合がある。

５　一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表２１　長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

２　長時間勤務者に対する医師による面接指導の強化に係る例規・指針等の部局別整備状況　　令和７年４月１日現在

区　分	全部局数	令和7年4月1日時点で整備済み			令和7年度中に整備予定			未　定		
		部局数	割　合	(前年度)	部局数	割　合	(前年度)	部局数	割　合	(前年度)
知事及び市区町村長	2,619	1,479	56.5%	(55.4%)	82	3.1%	(4.3%)	1,058	40.4%	(40.3%)
都道府県	47	47	100.0%	(100.0%)	0	0.0%	(0.0%)	0	0.0%	(0.0%)
指定都市	20	20	100.0%	(100.0%)	0	0.0%	(0.0%)	0	0.0%	(0.0%)
市区	795	672	84.5%	(83.8%)	23	2.9%	(4.0%)	100	12.6%	(12.2%)
町村	926	553	59.7%	(58.2%)	42	4.5%	(6.6%)	331	35.7%	(35.2%)
一部事務組合等	831	187	22.5%	(22.3%)	17	2.0%	(2.5%)	627	75.5%	(75.3%)
教育委員会	1,811	1,277	70.5%	(68.5%)	61	3.4%	(5.0%)	473	26.1%	(26.5%)
都道府県	47	47	100.0%	(100.0%)	0	0.0%	(0.0%)	0	0.0%	(0.0%)
指定都市	20	19	95.0%	(95.0%)	1	5.0%	(5.0%)	0	0.0%	(0.0%)
市区	795	658	82.8%	(80.8%)	23	2.9%	(3.9%)	114	14.3%	(15.3%)
町村	905	535	59.1%	(57.1%)	35	3.9%	(6.2%)	335	37.0%	(36.7%)
一部事務組合等	44	18	40.9%	(37.5%)	2	4.5%	(4.2%)	24	54.5%	(58.3%)
警察	47	47	100.0%	(100.0%)	0	0.0%	(0.0%)	0	0.0%	(0.0%)
都道府県	47	47	100.0%	(100.0%)	0	0.0%	(0.0%)	0	0.0%	(0.0%)
指定都市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市区	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
町村	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
一部事務組合等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
消防	731	477	65.3%	(65.0%)	26	3.6%	(5.2%)	228	31.2%	(29.8%)
都道府県	1	1	100.0%	(100.0%)	0	0.0%	(0.0%)	0	0.0%	(0.0%)
指定都市	20	20	100.0%	(100.0%)	0	0.0%	(0.0%)	0	0.0%	(0.0%)
市区	364	303	83.2%	(82.5%)	13	3.6%	(4.7%)	48	13.2%	(12.9%)
町村	59	40	67.8%	(68.3%)	2	3.4%	(6.7%)	17	28.8%	(25.0%)
一部事務組合等	287	113	39.4%	(39.5%)	11	3.8%	(5.9%)	163	56.8%	(54.5%)
公営企業	1,536	1,053	68.6%	(68.1%)	52	3.4%	(4.9%)	431	28.1%	(27.0%)
都道府県	40	39	97.5%	(97.5%)	0	0.0%	(0.0%)	1	2.5%	(2.5%)
指定都市	19	18	94.7%	(94.7%)	0	0.0%	(0.0%)	1	5.3%	(5.3%)
市区	669	559	83.6%	(82.8%)	22	3.3%	(4.0%)	88	13.2%	(13.2%)
町村	564	345	61.2%	(60.7%)	25	4.4%	(6.8%)	194	34.4%	(32.5%)
一部事務組合等	244	92	37.7%	(37.8%)	5	2.0%	(4.4%)	147	60.2%	(57.8%)

(注) 1　長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行わなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10－4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。
このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

2　同一部局内で整備ができていない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。

3　「割合」は、「全部局数」に占める割合である。

4　端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

5　一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表２１　長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

３　長時間勤務者に対する医師による面接指導の対象となる要件（団体区分別）　　令和７年４月１日現在

区分	全部局数(a)	令和7年4月1日時点で例規・指針等を整備済み		医師の面接指導の対象となる要件					
				人事院規則の規定と同様		人事院規則の規定よりも高い基準の要件を含む		その他	
		部局数(b)	割合(b/a)（前年度）	部局数(c)	割合(c/b)（前年度）	部局数(d)	割合(d/b)（前年度）	部局数(e)	割合(e/b)（前年度）
都道府県	182	181	99.5% (99.5%)	108	59.7% (59.1%)	60	33.1% (32.0%)	13	7.2% (8.8%)
指定都市	79	77	97.5% (97.5%)	36	46.8% (49.4%)	28	36.4% (32.5%)	13	16.9% (18.2%)
市区	2,623	2,192	83.6% (82.4%)	1,666	76.0% (75.8%)	391	17.8% (17.7%)	135	6.2% (6.1%)
町村	2,454	1,473	60.0% (58.6%)	1,325	90.0% (90.1%)	68	4.6% (4.4%)	80	5.4% (5.5%)
合計	5,338	3,923	73.5% (72.4%)	3,135	79.9% (79.8%)	547	13.9% (13.8%)	241	6.1% (6.5%)

（参考）

一部事務組合等	1,406	410	29.2% (28.9%)	331	80.7% (80.0%)	47	11.5% (12.1%)	32	7.8% (8.0%)
合計 （一部事務組合等含む）	6,744	4,333	64.2% (63.1%)	3,466	80.0% (79.8%)	594	13.7% (13.6%)	273	6.3% (6.6%)

（注）１　長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行わなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10－4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。
　このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

２　同一部局内で部門によって整備状況が異なる場合には、より整備できていない部門の整備状況を、部局の整備状況として計上している。

３　端数処理のため、合計が100％とならない場合がある。

４　一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表２１　長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

４　長時間勤務者に対する医師による面接指導の対象となる要件（部局別）　　令和７年４月１日現在

区分	全部局数 (a)	令和7年4月1日時点で例規・指針等を整備済み			医師の面接指導の対象となる要件								
					人事院規則の規定と同様			人事院規則の規定よりも高い基準の要件を含む			その他		
		部局数(b)	割　合(b/a)	(前年度)	部局数(c)	割　合(c/b)	(前年度)	部局数(d)	割　合(d/b)	(前年度)	部局数(e)	割　合(e/b)	(前年度)
知事及び市区町村長	2,619	1,479	56.5%	(55.4%)	1,196	80.9%	(80.3%)	202	13.7%	(14.2%)	81	5.5%	(5.5%)
都道府県	47	47	100.0%	(100.0%)	26	55.3%	(51.1%)	19	40.4%	(44.7%)	2	4.3%	(4.3%)
指定都市	20	20	100.0%	(100.0%)	10	50.0%	(50.0%)	7	35.0%	(35.0%)	3	15.0%	(15.0%)
市区	795	672	84.5%	(83.8%)	512	76.2%	(75.2%)	128	19.0%	(19.8%)	32	4.8%	(5.0%)
町村	926	553	59.7%	(58.2%)	495	89.5%	(90.0%)	28	5.1%	(4.8%)	30	5.4%	(5.2%)
一部事務組合等	831	187	22.5%	(22.3%)	153	81.8%	(81.0%)	20	10.7%	(11.1%)	14	7.5%	(7.9%)
教育委員会	1,811	1,277	70.5%	(68.5%)	1,035	81.0%	(81.0%)	147	11.5%	(11.1%)	95	7.4%	(7.8%)
都道府県	47	47	100.0%	(100.0%)	27	57.4%	(63.8%)	13	27.7%	(21.3%)	7	14.9%	(14.9%)
指定都市	20	19	95.0%	(95.0%)	6	31.6%	(36.8%)	7	36.8%	(26.3%)	6	31.6%	(36.8%)
市区	795	658	82.8%	(80.8%)	502	76.3%	(76.0%)	104	15.8%	(15.8%)	52	7.9%	(8.3%)
町村	905	535	59.1%	(57.1%)	484	90.5%	(90.3%)	22	4.1%	(4.1%)	29	5.4%	(5.6%)
一部事務組合等	44	18	40.9%	(37.5%)	16	88.9%	(88.9%)	1	5.6%	(5.6%)	1	5.6%	(5.6%)
警察	47	47	100.0%	(100.0%)	32	68.1%	(68.1%)	13	27.7%	(25.5%)	2	4.3%	(6.4%)
都道府県	47	47	100.0%	(100.0%)	32	68.1%	(68.1%)	13	27.7%	(25.5%)	2	4.3%	(6.4%)
指定都市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市区	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
町村	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
一部事務組合等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
消防	731	477	65.3%	(65.0%)	371	77.8%	(78.6%)	76	15.9%	(15.1%)	30	6.3%	(6.3%)
都道府県	1	1	100.0%	(100.0%)	0	0.0%	(0.0%)	1	100.0%	(100.0%)	0	0.0%	(0.0%)
指定都市	20	20	100.0%	(100.0%)	13	65.0%	(70.0%)	5	25.0%	(20.0%)	2	10.0%	(10.0%)
市区	364	303	83.2%	(82.5%)	225	74.3%	(74.8%)	63	20.8%	(19.9%)	15	5.0%	(5.3%)
町村	59	40	67.8%	(68.3%)	35	87.5%	(87.8%)	1	2.5%	(2.4%)	4	10.0%	(9.8%)
一部事務組合等	287	113	39.4%	(39.5%)	98	86.7%	(87.6%)	6	5.3%	(5.3%)	9	8.0%	(7.1%)
公営企業	1,536	1,053	68.6%	(68.1%)	832	79.0%	(78.7%)	156	14.8%	(14.5%)	65	6.2%	(6.8%)
都道府県	40	39	97.5%	(97.5%)	23	59.0%	(53.8%)	14	35.9%	(35.9%)	2	5.1%	(10.3%)
指定都市	19	18	94.7%	(94.7%)	7	38.9%	(38.9%)	9	50.0%	(50.0%)	2	11.1%	(11.1%)
市区	669	559	83.6%	(82.8%)	427	76.4%	(76.8%)	96	17.2%	(16.3%)	36	6.4%	(6.8%)
町村	564	345	61.2%	(60.7%)	311	90.1%	(90.3%)	17	4.9%	(4.3%)	17	4.9%	(5.5%)
一部事務組合等	244	92	37.7%	(37.8%)	64	69.6%	(67.0%)	20	21.7%	(23.4%)	8	8.7%	(9.6%)

（注）１　長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行わなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10－4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。
このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

２　同一部局内で部門によって整備状況が異なる場合には、より整備できていない部門の整備状況を、部局の整備状況として計上している。

３　端数処理のため、合計が100％とならない場合がある。

４　一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表２１　長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

５　長時間勤務者に対する医師による面接指導の団体区分別実施状況

区分	医師の面接指導の対象となる要件に該当した職員(a)	医師の面接指導が行われなかった職員(b)		面接指導を受ける必要がないと医師が判断した(※)(c)		職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した(d)		職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった(e)		職員が人事異動や休職等になったことにより、通知・勧奨することができなかった(f)		その他(g)	
	人数	人数	割　合(b/a)(前年度)	人数	割　合(c/b)(前年度)	人数	割　合(d/b)(前年度)	人数	割　合(e/b)(前年度)	人数	割　合(f/b)(前年度)	人数	割　合(g/b)(前年度)
都　道　府　県	93,068	56,586	60.8% (64.8%)	13,387	23.7% (20.7%)	16,287	28.8% (20.2%)	3,941	7.0% (13.3%)	168	0.3% (0.6%)	22,803	40.3% (45.2%)
指　定　都　市	34,851	25,733	73.8% (78.5%)	13,282	51.6% (42.4%)	6,777	26.3% (33.5%)	100	0.4% (0.7%)	95	0.4% (0.2%)	5,479	21.3% (23.2%)
市　　区	58,775	35,680	60.7% (64.5%)	5,294	14.8% (13.8%)	21,642	60.7% (57.6%)	3,809	10.7% (11.3%)	174	0.5% (0.4%)	4,761	13.3% (17.0%)
町　　村	4,294	3,262	76.0% (78.7%)	82	2.5% (3.2%)	2,425	74.3% (72.3%)	321	9.8% (9.8%)	11	0.3% (0.1%)	423	13.0% (14.6%)
合　　計	190,988	121,261	63.5% (67.6%)	32,045	26.4% (23.1%)	47,131	38.9% (35.0%)	8,171	6.7% (9.9%)	448	0.4% (0.5%)	33,466	27.6% (31.6%)

（参考）

一部事務組合等	2,348	1,219	51.9% (74.1%)	20	1.6% (1.2%)	1,124	92.2% (91.5%)	24	2.0% (3.8%)	9	0.7% (0.4%)	42	3.4% (3.1%)
合　　計 (一部事務組合等含む)	193,336	122,480	63.4% (67.7%)	32,065	26.2% (22.9%)	48,255	39.4% (35.5%)	8,195	6.7% (9.8%)	457	0.4% (0.5%)	33,508	27.4% (31.4%)

（注）１　職員数は令和6年度の延べ人数である。

２　(※)労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないとして医師が判断した場合は、面接指導を行わないことが認められている。

３　医師の面接指導が行われなかったその他の主な理由としては、「産業医と日程の調整がつかなかった」などである。

４　端数処理のため、合計が100％とならない場合がある。

５　一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表２１　長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

６　長時間勤務者に対する医師による面接指導の部局別実施状況

区分	医師の面接指導の対象となる要件に該当した職員(a)	医師の面接指導が行われなかった職員(b)			面接指導を受ける必要がないと医師が判断した(※)(c)			職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した(d)			職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった(e)			職員が人事異動や休職等になったことにより、通知・勧奨することができなかった(f)			その他(g)		
	人数	人数	割　合(b/a)	(前年度)	人数	割　合(c/b)	(前年度)	人数	割　合(d/b)	(前年度)	人数	割　合(e/b)	(前年度)	人数	割　合(f/b)	(前年度)	人数	割　合(g/b)	(前年度)
知事及び市区町村長	74,813	36,774	49.2%	(51.7%)	13,472	36.6%	(36.7%)	15,818	43.0%	(35.1%)	3,244	8.8%	(9.4%)	255	0.7%	(0.7%)	3,985	10.8%	(18.1%)
都道府県	27,752	13,120	47.3%	(48.3%)	6,558	50.0%	(54.5%)	4,198	32.0%	(16.5%)	516	3.9%	(4.7%)	85	0.6%	(0.9%)	1,763	13.4%	(23.4%)
指定都市	10,759	5,886	54.7%	(63.1%)	2,482	42.2%	(40.0%)	3,002	51.0%	(41.4%)	71	1.2%	(2.3%)	34	0.6%	(0.6%)	297	5.0%	(15.8%)
市区	33,228	15,590	46.9%	(48.8%)	4,346	27.9%	(26.6%)	7,022	45.0%	(41.6%)	2,429	15.6%	(15.6%)	122	0.8%	(0.7%)	1,671	10.7%	(15.5%)
町村	2,930	2,096	71.5%	(73.7%)	70	3.3%	(4.6%)	1,546	73.8%	(70.1%)	226	10.8%	(10.3%)	8	0.4%	(0.2%)	246	11.7%	(14.8%)
一部事務組合等	144	82	56.9%	(53.5%)	16	19.5%	(14.1%)	50	61.0%	(73.9%)	2	2.4%	(6.5%)	6	7.3%	(0.0%)	8	9.8%	(5.4%)
教育委員会	83,435	69,852	83.7%	(85.9%)	14,917	21.4%	(16.8%)	26,012	37.2%	(34.8%)	3,070	4.4%	(9.5%)	80	0.1%	(0.2%)	25,773	36.9%	(38.7%)
都道府県	40,334	33,583	83.3%	(86.4%)	3,584	10.7%	(9.4%)	10,107	30.1%	(20.6%)	1,841	5.5%	(14.9%)	38	0.1%	(0.4%)	18,013	53.6%	(54.7%)
指定都市	22,213	18,402	82.8%	(84.2%)	10,716	58.2%	(43.1%)	2,623	14.3%	(29.9%)	27	0.1%	(0.2%)	8	0.04%	(0.05%)	5,028	27.3%	(26.8%)
市区	19,802	16,934	85.5%	(86.4%)	613	3.6%	(2.7%)	12,574	74.3%	(71.3%)	1,135	6.7%	(8.3%)	33	0.2%	(0.1%)	2,579	15.2%	(17.7%)
町村	1,080	927	85.8%	(88.4%)	4	0.4%	(0.8%)	702	75.7%	(76.5%)	67	7.2%	(8.8%)	1	0.1%	(0.0%)	153	16.5%	(13.9%)
一部事務組合等	6	6	100.0%	(100.0%)	0	0.0%	(0.0%)	6	100.0%	(80.0%)	0	0.0%	(0.0%)	0	0.0%	(0.0%)	0	0.0%	(20.0%)
警察	19,298	7,198	37.3%	(32.9%)	3,178	44.2%	(37.1%)	33	0.5%	(0.2%)	1,068	14.8%	(15.1%)	21	0.3%	(0.5%)	2,898	40.3%	(47.1%)
都道府県	19,298	7,198	37.3%	(32.9%)	3,178	44.2%	(37.1%)	33	0.5%	(0.2%)	1,068	14.8%	(15.1%)	21	0.3%	(0.5%)	2,898	40.3%	(47.1%)
指定都市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市区	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
町村	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
一部事務組合等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
消防	840	610	72.6%	(70.6%)	121	19.8%	(20.3%)	440	72.1%	(59.6%)	30	4.9%	(4.7%)	5	0.8%	(0.5%)	14	2.3%	(14.9%)
都道府県	73	40	54.8%	(96.4%)	0	0.0%	(0.0%)	40	100.0%	(48.5%)	0	0.0%	(0.0%)	0	0.0%	(0.0%)	0	0.0%	(51.5%)
指定都市	73	52	71.2%	(46.8%)	31	59.6%	(73.5%)	13	25.0%	(12.8%)	0	0.0%	(7.7%)	0	0.0%	(2.6%)	8	15.4%	(3.4%)
市区	361	265	73.4%	(68.2%)	90	34.0%	(35.7%)	150	56.6%	(40.2%)	15	5.7%	(11.2%)	4	1.5%	(0.0%)	6	2.3%	(12.9%)
町村	57	50	87.7%	(89.6%)	0	0.0%	(0.0%)	37	74.0%	(80.4%)	13	26.0%	(0.0%)	0	0.0%	(0.0%)	0	0.0%	(19.6%)
一部事務組合等	276	203	73.6%	(73.0%)	0	0.0%	(0.0%)	200	98.5%	(97.2%)	2	1.0%	(1.6%)	1	0.5%	(0.4%)	0	0.0%	(0.8%)
公営企業	14,950	8,046	53.8%	(71.4%)	377	4.7%	(13.5%)	5,952	74.0%	(64.3%)	783	9.7%	(11.4%)	96	1.2%	(1.3%)	838	10.4%	(9.5%)
都道府県	5,611	2,645	47.1%	(61.1%)	67	2.5%	(8.4%)	1,909	72.2%	(65.4%)	516	19.5%	(21.6%)	24	0.9%	(2.6%)	129	4.9%	(2.0%)
指定都市	1,806	1,393	77.1%	(83.1%)	53	3.8%	(39.2%)	1,139	81.8%	(56.4%)	2	0.1%	(0.9%)	53	3.8%	(1.6%)	146	10.5%	(1.9%)
市区	5,384	2,891	53.7%	(77.2%)	245	8.5%	(11.5%)	1,896	65.6%	(61.1%)	230	8.0%	(7.1%)	15	0.5%	(0.3%)	505	17.5%	(20.0%)
町村	227	189	83.3%	(83.4%)	8	4.2%	(2.3%)	140	74.1%	(69.5%)	15	7.9%	(14.1%)	2	1.1%	(0.0%)	24	12.7%	(14.1%)
一部事務組合等	1,922	928	48.3%	(78.1%)	4	0.4%	(0.0%)	868	93.5%	(91.9%)	20	2.2%	(4.3%)	2	0.2%	(0.4%)	34	3.7%	(3.4%)

(注) 1　職員数は令和6年度の延べ人数である。

2　(※)労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないとして医師が判断した場合は、面接指導を行わないことが認められている。

3　医師の面接指導が行われなかったその他の主な理由としては、「産業医と日程の調整がつかなかった」などである。

4　端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

5　一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表２２　安全衛生管理体制の整備状況（令和６年度）

１　安全衛生管理体制の団体区分別整備状況

区分	総括安全衛生管理者			安全管理者					衛生管理者					安全衛生推進者等		
	選任を要する事業場	選任している事業場	割合（前年度）	選任を要する事業場	選任している事業場	割合（前年度）	職場を巡視している事業場数	割合（前年度）	選任を要する事業場	選任している事業場	割合（前年度）	職場を巡視している事業場数	割合（前年度）	選任を要する事業場	選任している事業場	割合（前年度）
都道府県	207	207	100.0% (100.0%)	459	457	99.6% (99.6%)	414	90.6% (93.4%)	6,424	6,392	99.5% (99.5%)	5,368	84.0% (81.5%)	4,897	4,851	99.1% (98.3%)
指定都市	132	132	100.0% (100.0%)	317	317	100.0% (100.0%)	310	97.8% (97.7%)	1,722	1,721	99.9% (99.7%)	1,423	82.7% (86.8%)	5,633	5,623	99.8% (99.3%)
市区	742	738	99.5% (99.9%)	974	858	88.1% (86.0%)	684	79.7% (78.6%)	4,805	4,626	96.3% (96.5%)	2,573	55.6% (55.3%)	20,214	19,086	94.4% (92.4%)
町村	0	0	－ －	0	0	－ －	0	－ －	1,834	1,717	93.6% (93.4%)	700	40.8% (46.5%)	3,197	2,620	82.0% (79.2%)
合計	1,081	1,077	99.6% (99.9%)	1,750	1,632	93.3% (91.9%)	1,408	86.3% (86.3%)	14,785	14,456	97.8% (97.9%)	10,064	69.6% (70.0%)	33,941	32,180	94.8% (93.0%)
（参考）																
一部事務組合等	26	26	100.0% (96.0%)	65	62	95.4% (93.5%)	54	87.1% (87.9%)	509	496	97.4% (98.0%)	331	66.7% (66.0%)	1,598	1,467	91.8% (90.5%)
合計（一部事務組合等含む）	1,107	1,103	99.6% (99.8%)	1,815	1,694	93.3% (92.0%)	1,462	86.3% (86.4%)	15,294	14,952	97.8% (97.9%)	10,395	69.5% (69.9%)	35,539	33,647	94.7% (92.9%)

区分	産業医							安全委員会					衛生委員会				
	選任を要する事業場	選任している事業場	割合（前年度）	職場を巡視している事業場数	割合（前年度）	情報提供を行っている事業場数	割合（前年度）	設置を要する事業場	設置している事業場	割合（前年度）	毎月1回以上開催している事業場数	割合（前年度）	設置を要する事業場	設置している事業場	割合（前年度）	毎月1回以上開催している事業場数	割合（前年度）
都道府県	6,424	6,392	99.5% (99.4%)	3,621	56.6% (59.4%)	5,672	88.7% (84.8%)	403	402	99.8% (99.5%)	264	65.7% (62.5%)	6,424	6,422	99.97% (99.8%)	4,635	72.2% (67.9%)
指定都市	1,722	1,714	99.5% (99.5%)	1,081	63.1% (57.7%)	1,604	93.6% (92.3%)	290	290	100.0% (100.0%)	269	92.8% (91.6%)	1,722	1,714	99.5% (99.5%)	1,084	63.2% (60.4%)
市区	4,805	4,634	96.4% (97.0%)	1,546	33.4% (33.3%)	3,895	84.1% (84.3%)	835	771	92.3% (94.1%)	390	50.6% (53.7%)	4,805	4,567	95.0% (96.1%)	2,466	54.0% (53.7%)
町村	1,834	1,748	95.3% (94.5%)	466	26.7% (28.4%)	1,281	73.3% (76.5%)	0	0	－ －	0	－ －	1,834	1,715	93.5% (94.0%)	529	30.8% (27.5%)
合計	14,785	14,488	98.0% (98.1%)	6,714	46.3% (47.6%)	12,452	85.9% (84.6%)	1,528	1,463	95.7% (96.5%)	923	63.1% (62.8%)	14,785	14,418	97.5% (97.9%)	8,714	60.4% (58.1%)
（参考）																	
一部事務組合等	509	501	98.4% (98.6%)	226	45.1% (44.9%)	409	81.6% (83.4%)	51	51	100.0% (97.9%)	44	86.3% (85.1%)	509	478	93.9% (96.6%)	276	57.7% (59.6%)
合計（一部事務組合等含む）	15,294	14,989	98.0% (98.1%)	6,940	46.3% (47.5%)	12,861	85.8% (84.6%)	1,579	1,514	95.9% (96.6%)	967	63.9% (63.5%)	15,294	14,896	97.4% (97.9%)	8,990	60.4% (58.2%)

（注）１　それぞれ労働安全衛生法に基づく選任・設置状況等を計上している。
（注）２「情報提供を行っている事業場数」は、労働安全衛生法第13条に基づき産業医へ情報提供している事業場数を計上している。
（注）３　一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表２２　安全衛生管理体制の整備状況（令和６年度）

２　安全衛生管理体制の部局別整備状況

区分	総括安全衛生管理者			安全管理者					衛生管理者					安全衛生推進者等		
	選任を要する事業場	選任している事業場	割合（前年度）	選任を要する事業場	選任している事業場	割合（前年度）	職場を巡視している事業場数	割合（前年度）	選任を要する事業場	選任している事業場	割合（前年度）	職場を巡視している事業場数	割合（前年度）	選任を要する事業場	選任している事業場	割合（前年度）
知事及び市区町村長	608	606	99.7% (100.0%)	904	837	92.6% (92.8%)	737	88.1% (89.0%)	4,999	4,825	96.5% (96.7%)	2,762	57.2% (57.4%)	11,606	10,921	94.1% (92.1%)
教育委員会	238	237	99.6% (100.0%)	363	320	88.2% (80.8%)	240	75.0% (71.3%)	6,633	6,521	98.3% (98.4%)	4,819	73.9% (74.9%)	20,552	19,575	95.2% (93.5%)
警察	21	21	100.0% (100.0%)	0	0	－ －	0	－ －	1,355	1,339	98.8% (99.0%)	1,229	91.8% (89.5%)	289	263	91.0% (88.9%)
消防	4	4	100.0% (100.0%)	0	0	－ －	0	－ －	1,008	984	97.6% (97.6%)	719	73.1% (74.2%)	2,011	1,880	93.5% (93.1%)
公営企業	236	235	99.6% (99.2%)	548	537	98.0% (97.8%)	485	90.3% (90.0%)	1,299	1,283	98.8% (98.5%)	866	67.5% (67.9%)	1,081	1,008	93.2% (89.9%)
合　計	1,107	1,103	99.6% (99.8%)	1,815	1,694	93.3% (92.0%)	1,462	86.3% (86.4%)	15,294	14,952	97.8% (97.9%)	10,395	69.5% (69.9%)	35,539	33,647	94.7% (92.9%)

区分	産業医							安全委員会					衛生委員会				
	選任を要する事業場	選任している事業場	割合（前年度）	職場を巡視している事業場数	割合（前年度）	情報提供を行っている事業場数	割合（前年度）	設置を要する事業場	設置している事業場	割合（前年度）	毎月1回以上開催している事業場数	割合（前年度）	設置を要する事業場	設置している事業場	割合（前年度）	毎月1回以上開催している事業場数	割合（前年度）
知事及び市区町村長	4,999	4,894	97.9% (98.1%)	1,928	39.4% (38.4%)	4,092	83.6% (80.9%)	870	825	94.8% (96.2%)	511	61.9% (56.6%)	4,999	4,832	96.7% (97.0%)	2,459	50.9% (48.5%)
教育委員会	6,633	6,467	97.5% (97.7%)	2,777	42.9% (46.0%)	5,494	85.0% (84.0%)	300	282	94.0% (93.8%)	109	38.7% (55.0%)	6,633	6,470	97.5% (98.3%)	3,700	57.2% (54.1%)
警察	1,355	1,354	99.9% (100.0%)	1,069	79.0% (79.4%)	1,311	96.8% (95.9%)	0	0	－ －	0	－ －	1,355	1,355	100.0% (100.0%)	1,302	96.1% (94.8%)
消防	1,008	990	98.2% (97.6%)	445	44.9% (46.1%)	845	85.4% (87.9%)	0	0	－ －	0	－ －	1,008	965	95.7% (96.8%)	572	59.3% (60.1%)
公営企業	1,299	1,284	98.8% (98.5%)	721	56.2% (56.5%)	1,119	87.1% (86.9%)	409	407	99.5% (99.3%)	347	85.3% (83.7%)	1,299	1,274	98.1% (97.9%)	957	75.1% (74.7%)
合　計	15,294	14,989	98.0% (98.1%)	6,940	46.3% (47.5%)	12,861	85.8% (84.6%)	1,579	1,514	95.9% (96.6%)	967	63.9% (63.5%)	15,294	14,896	97.4% (97.9%)	8,990	60.4% (58.2%)

（注）１　それぞれ労働安全衛生法に基づく選任・設置状況等を計上している。
（注）２「情報提供を行っている事業場数」は、労働安全衛生法第13条に基づき産業医へ情報提供している事業場数を計上している。

別紙１：令和８年１月９日訂正

表１９ メンタルヘルス対策の取組状況（令和６年度）

１ メンタルヘルス対策の団体区分別取組状況

区分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)							
				メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)(f)	
			割合(b/a)(前年度)	部局数	割合(c/b)(前年度)	部局数	割合(d/b)(前年度)	部局数	割合(e/b)(前年度)	部局数	割合(f/b)(前年度)
都道府県	182	182	100.0% (100.0%)	139	76.4% (72.0%)	168	92.3% (90.7%)	163	89.6% (86.8%)	177	97.3% (96.2%)
指定都市	79	79	100.0% (100.0%)	62	78.5% (77.2%)	73	92.4% (89.9%)	71	89.9% (89.9%)	77	97.5% (97.5%)
市区	2,623	2,622	99.96% (99.96%)	822	31.4% (29.1%)	1,829	69.8% (69.7%)	1,258	48.0% (46.5%)	2,082	79.4% (77.2%)
町村	2,454	2,396	97.6% (97.1%)	419	17.5% (15.9%)	1,223	51.0% (50.3%)	518	21.6% (21.0%)	1,196	49.9% (47.8%)
合計	5,338	5,279	98.9% (98.6%)	1,442	27.3% (25.4%)	3,293	62.4% (62.0%)	2,010	38.1% (37.1%)	3,532	66.9% (64.9%)
(参考)											
一部事務組合等	1,406	1,036	73.7% (71.6%)	157	15.2% (13.5%)	305	29.4% (29.9%)	313	30.2% (30.2%)	312	30.1% (29.2%)
合計 (一部事務組合等含む)	6,744	6,315	93.6% (92.9%)	1,599	25.3% (23.4%)	3,598	57.0% (56.7%)	2,323	36.8% (36.0%)	3,844	60.9% (59.1%)

区分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)											
	セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)		ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)		事業場内での相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合事業等の公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施(k)		その他(l)	
	部局数	割合(g/b)(前年度)	部局数	割合(h/b)(前年度)	部局数	割合(i/b)(前年度)	部局数	割合(j/b)(前年度)	部局数	割合(k/b)(前年度)	部局数	割合(l/b)(前年度)
都道府県	175	96.2% (96.2%)	171	94.0% (94.0%)	172	94.5% (94.0%)	175	96.2% (96.2%)	150	82.4% (81.3%)	17	9.3% (8.2%)
指定都市	79	100.0% (100.0%)	74	93.7% (93.7%)	76	96.2% (97.5%)	65	82.3% (79.7%)	57	72.2% (69.6%)	10	12.7% (12.7%)
市区	2,094 ~~2,093~~	79.9 ~~79.8~~% (78.3%)	1,587	60.5% (57.9%)	2,058	78.5% (77.1%)	2,012 ~~2,011~~	76.7% (73.3%)	1,585 ~~1,584~~	60.5 ~~60.4~~% (58.1%)	87	3.3% (3.4%)
町村	1,246	52.0% (50.4%)	698	29.1% (28.0%)	1,381	57.6% (56.1%)	1,433	59.8% (58.5%)	960	40.1% (39.2%)	61	2.5% (3.2%)
合計	3,594 ~~3,593~~	68.1% (66.7%)	2,530	47.9% (46.3%)	3,687	69.8% (68.6%)	3,685 ~~3,684~~	69.8% (67.5%)	2,752 ~~2,751~~	52.1% (50.6%)	175	3.3% (3.6%)
(参考)												
一部事務組合等	495	47.8% (48.0%)	236	22.8% (23.5%)	518	50.0% (49.0%)	633	61.1% (60.2%)	339	32.7% (31.9%)	47	4.5% (5.4%)
合計 (一部事務組合等含む)	4,089 ~~4,088~~	64.8 ~~64.7~~% (63.7%)	2,766	43.8% (42.5%)	4,205	66.6% (65.4%)	4,318 ~~4,317~~	68.4% (66.3%)	3,091 ~~3,090~~	48.9% (47.5%)	222	3.5% (3.9%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。
2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

別紙１：令和８年１月９日訂正

表１９ メンタルヘルス対策の取組状況（令和６年度）

２－５ メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：公営企業】

区分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)							
				メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)(f)	
			割合(b/a)(前年度)	部局数	割合(c/b)(前年度)	部局数	割合(d/b)(前年度)	部局数	割合(e/b)(前年度)	部局数	割合(f/b)(前年度)
都道府県	40	40	100.0% (100.0%)	26	65.0% (60.0%)	34	85.0% (85.0%)	32	80.0% (75.0%)	36	90.0% (90.0%)
指定都市	19	19	100.0% (100.0%)	15	78.9% (78.9%)	19	100.0% (94.7%)	17	89.5% (94.7%)	19	100.0% (100.0%)
市区	669	669	100.0% (100.0%)	206	30.8% (28.1%)	466	69.7% (69.8%)	311	46.5% (44.7%)	525	78.5% (74.3%)
町村	564	554	98.2% (97.4%)	106	19.1% (16.7%)	295	53.2% (52.7%)	113	20.4% (20.5%)	278	50.2% (49.1%)
合計	1,292	1,282	99.2% (98.9%)	353	27.5% (25.1%)	814	63.5% (63.5%)	473	36.9% (36.3%)	858	66.9% (64.6%)
(参考)											
一部事務組合等	244	188	77.0% (73.9%)	43	22.9% (20.7%)	80	42.6% (45.1%)	74	39.4% (42.4%)	79	42.0% (40.2%)
合計 (一部事務組合等含む)	1,536	1,470	95.7% (94.8%)	396	26.9% (24.5%)	894	60.8% (61.1%)	547	37.2% (37.0%)	937	63.7% (61.5%)

区分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)											
	セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)		ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)		事業場内での相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合事業等の公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施(k)		その他(l)	
	部局数	割合(g/b)(前年度)	部局数	割合(h/b)(前年度)	部局数	割合(i/b)(前年度)	部局数	割合(j/b)(前年度)	部局数	割合(k/b)(前年度)	部局数	割合(l/b)(前年度)
都道府県	34	85.0% (85.0%)	32	80.0% (82.5%)	37	92.5% (90.0%)	38	95.0% (95.0%)	32	80.0% (72.5%)	4	10.0% (5.0%)
指定都市	19	100.0% (100.0%)	18	94.7% (100.0%)	19	100.0% (100.0%)	13	68.4% (68.4%)	15	78.9% (78.9%)	3	15.8% (15.8%)
市区	522 ~~521~~	78.0 ~~77.9~~% (76.4%)	396	59.2% (55.7%)	522	78.0% (76.7%)	502 ~~501~~	75.0 ~~74.9~~% (71.6%)	400 ~~399~~	59.8 ~~59.6~~% (56.8%)	23	3.4% (3.3%)
町村	282	50.9% (49.8%)	163	29.4% (29.4%)	315	56.9% (55.5%)	327	59.0% (58.9%)	226	40.8% (39.6%)	14	2.5% (4.2%)
合計	857 ~~856~~	66.8% (65.9%)	609	47.5% (46.2%)	893	69.7% (68.6%)	880 ~~879~~	68.6% (67.0%)	673 ~~672~~	52.5 ~~52.4~~% (50.4%)	44	3.4% (3.9%)
(参考)												
一部事務組合等	89	47.3% (50.5%)	46	24.5% (27.2%)	108	57.4% (59.2%)	114	60.6% (59.2%)	69	36.7% (35.9%)	6	3.2% (3.8%)
合計 (一部事務組合等含む)	946 ~~945~~	64.4 ~~64.3~~% (63.9%)	655	44.6% (43.8%)	1,001	68.1% (67.4%)	994 ~~993~~	67.6% (66.0%)	742 ~~741~~	50.5 ~~50.4~~% (48.5%)	50	3.4% (3.9%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。
2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

別紙２：令和８年１月19日訂正

表9　配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況（令和6年度）

○ 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得者数

（単位：人）

	令和６年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数	配偶者出産休暇を取得した職員数	育児参加のための休暇を取得した職員数	配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した職員数	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて５日以上取得した職員数
都道府県	31,535 (100.0%)	26,927 (85.4%)	23,286 (73.8%)	28,347 (89.9%)	17,102 (54.2%)
指定都市	7,862 ~~7,861~~ (100.0%)	6,346 (80.7%)	5,344 (68.0%)	6,793 (86.4%)	4,138 (52.6%)
市区町村	18,467 (100.0%)	13,877 (75.1%)	10,387 (56.2%)	14,897 (80.7%)	8,271 (44.8%)
合計	57,864 ~~57,863~~ (100.0%)	47,150 (81.5%)	39,017 (67.4%)	50,037 (86.5%)	29,511 (51.0%)

（注１）　（　）は、「令和６年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

（注２）　「令和６年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」には、いずれか又は両方の制度を設けていない団体における「令和６年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」を含む。

（注３）　「配偶者出産休暇」は、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために、妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後２週間を経過するまでの期間において、２日の範囲内で与えられる特別休暇。

（注４）　「育児参加のための休暇」は、妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、妻の出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合は１４週間）前の日から当該出産の日後１年を経過する日までの期間において、子を養育するために５日の範囲内で与えられる特別休暇。

（注５）　各男性職員数は全部門（一般行政部門、公営企業等、警察部門、消防部門、教育委員会）の合計。

表９－２　配偶者出産休暇等の取得状況（令和6年度）　指定都市団体別

○ 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の取得率	育児参加のための休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した職員の割合	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合せて5日以上取得した職員の割合
札幌市	92.5%	75.0%	95.1%	63.2%
仙台市	72.1%	59.6%	77.9%	46.2%
さいたま市	79.4%	59.5%	87.0%	62.6%
千葉市	71.7%	57.2%	77.1%	45.5%
横浜市	84.2%	67.7%	85.8%	59.5%
川崎市	87.3%	70.2%	89.4%	59.1%
相模原市	85.5%	58.9%	89.4%	50.7%
新潟市	91.8%	85.3%	100.0%	61.4%
静岡市	65.3%	58.8%	67.6%	17.1%
浜松市	85.9%	65.0%	93.8%	37.3%
名古屋市	80.6%	78.3%	90.4%	61.0%
京都市	76.8%	56.2%	80.9%	41.8%
大阪市	83.9%	75.0%	96.4%	41.3%
堺市	86.1%	77.5%	91.4%	65.9%
神戸市	64.5% ~~64.6%~~	54.5% ~~54.6%~~	75.3% ~~75.5%~~	30.8%
岡山市	94.7%	85.6%	99.0%	81.3%
広島市	89.1%	64.6%	93.3%	65.1%
北九州市	33.8%	31.0%	42.3%	28.2%
福岡市	86.1%	86.1%	86.1%	55.8%
熊本市	82.4%	68.2%	87.8%	56.3%
合計	80.7%	68.0%	86.4%	52.6%

（注）「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

別紙１

令和7年４月１日･10月１日改正関係にかかる調査結果について

＜出典＞

１、３：令和６年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査の附帯調査（令和７年10月１日時点）

２：令和６年度地方公共団体の勤務条件等に関するヒアリング調査結果（令和７年４月１日時点）

＜対象団体＞

都道府県（47団体）、指定都市（20団体）及びその他の市区町村（1721団体。以下「市区町村」という。）

１　令和７年４月１日の常勤職員に係る改正事項について

単位：団体

改正事項		選択肢	都道府県	指定都市	市区町村	合計
ア	**子の看護等休暇に関する見直し** ※参考 育児･介護休業法第61条の２第６～９項	対応済み （法改正前より同等の措置を講じていた場合も含む）	47	20	1,615	1,682
		一部対応済み （法改正前より同等の措置を講じていた場合も含む）	0	0	54	54
		対応について検討中	0	0	37	37
		未対応	0	0	13	13
		該当する規定が存在しない	0	0	2	2
イ	**超過勤務の免除の見直し** ※参考 人事院規則10－11第9条、勤務時間条例(案)第10条の４	対応済み （法改正前より同等の措置を講じていた場合も含む）	47	20	1,617	1,683
		一部対応済み （法改正前より同等の措置を講じていた場合も含む）				
		対応について検討中	0	0	55	55
		未対応	0	0	26	27
		該当する規定が存在しない	0	0	23	23
ウ	**介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化** ※参考 人事院規則10－11第15～16条、勤務時間条例(案)第19条の３、第19条の４	対応済み （法改正前より同等の措置を講じていた場合も含む）	46	18	1,517	1,581
		一部対応済み （法改正前より同等の措置を講じていた場合も含む）	0	1	64	65
		対応について検討中	1	1	93	94
		未対応	0	0	47	48
		該当する規定が存在しない				

２　令和7年4月1日の非常勤職員に係る改正事項について

（1）ア～オ休暇における取得要件のうち、「６月以上の任期が定められているもの又は６月以上継続勤務しているもの」の削除有無

単位：団体

休暇の種別		選択肢	都道府県	指定都市	市区町村	合計
ア	**子の看護等休暇** ※参考 育児･介護休業法第61条の２第６～９項	削除済	46	20	1,442	1,508
		検討中	1	0	208	209
		未削除	0	0	57	57
		制度を導入していない	0	0	14	14
イ	**出生サポート休暇** ※参考 人事院規則15－15第4条第１項第９号	削除済	45	19	1,421	1,485
		検討中	2	0	177	179
		未削除	0	1	60	61
		制度を導入していない	0	0	63	63
ウ	**配偶者出産休暇** ※参考 人事院規則15－15第4条第１項第12号	削除済	44	19	1,468	1,531
		検討中	3	0	153	156
		未削除	0	1	51	52
		制度を導入していない	0	0	49	49
エ	**育児参加のための休暇** ※人事院規則15－15第４条第１項第13号	削除済	44	19	1,449	1,512
		検討中	3	0	161	164
		未削除	0	1	50	51
		制度を導入していない	0	0	61	61
オ	**短期介護休暇** ※育児･介護休業法第61条の２第10～13項	削除済	46	20	1,413	1,479
		検討中	1	0	219	220
		未削除	0	0	58	58
		制度を導入していない	0	0	31	31

（2）病気休暇（私傷病）の有給化

単位：団体

選択肢	都道府県	指定都市	市区町村	合計
対応済	44	19	1,380	1,443
検討中	3	1	222	226
未対応	0	0	98	98
制度を導入していない	0	0	21	21

（3）人間ドックに係る職務専念義務の免除可能範囲の拡大

単位：団体

選択肢	都道府県	指定都市	市区町村	合計
対応済	40	13	1,244	1,297
検討中	6	2	215	223
未対応	1	3	106	110
制度を導入していない	0	2	156	158

（4）仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等

単位：団体

改正事項		選択肢	都道府県	指定都市	市区町村	合計
ア	**職員から介護の申出があった時に、当該職員の意向を確認するための面談やそのほかの措置を講じること** ※参考 勤務時間条例(案)第19条の２第１項	実施済	34	14	895	943
		検討中	12	6	671	689
		未実施	1	0	155	156
イ	**40歳に達した職員に、必要な事項を通知すること** ※参考 勤務時間条例(案)第19条の２第２項	実施済	29	10	615	654
		検討中	17	8	883	908
		未実施	1	2	223	226
ウ	**勤務環境の整備に係る措置として、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施** ※参考 勤務時間条例(案)第19条の３	実施済	25	8	515	548
		検討中	18	9	943	970
		未実施	4	3	263	270
エ	**勤務環境の整備に関する措置として、介護両立支援制度等に関する相談体制の整備の実施** ※参考 勤務時間条例(案)第19条の３	実施済	34	12	756	802
		検討中	12	6	780	798
		未実施	1	2	185	188
オ	**そのほか介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置の実施** ※参考 勤務時間条例(案)第19条の３	実施済	33	11	645	689
		検討中	13	7	867	887
		未実施	1	2	209	212

3 令和７年10月１日の改正事項について

単位：団体

		選択肢		都道府県	指定都市	市区町村	合計
ア	**部分休業の取得形態の多様化（第２号部分休業の創設）** ※参考 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項、育児休業条例（案）第20条ほか	対応済み （法改正前より同等の措置を講じていた場合も含む）	常勤	47	20	1,569	1,636
			常勤以外	47	20	1,508	1,575
		一部対応済み （法改正前より同等の措置を講じていた場合も含む）	常勤				
			常勤以外				
		対応について検討中	常勤	0	0	113	113
			常勤以外	0	0	137	137
		未対応	常勤	0	0	39	39
			常勤以外	0	0	76	76
イ	**部分休業を取得することができるタイミングを、勤務時間のはじめ又は終わりに制限することの撤廃** ※参考 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項、育児休業条例（案）第20条第1項	対応済み （法改正前より同等の措置を講じていた場合も含む）	常勤	47	19	1,554	1,620
			常勤以外	47	19	1,499	1,565
		一部対応済み （法改正前より同等の措置を講じていた場合も含む）	常勤				
			常勤以外				
		対応について検討中	常勤	0	0	120	120
			常勤以外	0	0	141	141
		未対応	常勤	0	1	47	48
			常勤以外	0	1	81	82
ウ	**部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢を、常勤職員と同様に小学校就学の始期に達するまでに拡大** ※参考 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項	対応済み （法改正前より同等の措置を講じていた場合も含む）	常勤以外	47	20	1,518	1,585
		一部対応済み （法改正前より同等の措置を講じていた場合も含む）					
		対応について検討中		0	0	128	128
		未対応		0	0	75	75
エ	**妊娠・出産についての申出をした職員等に対する意向配慮等**（当該職員に対し、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報提供や、利用に係る意向確認など、必要な措置を義務付け） ※参考 人事院規則10－11第14条第１項、第3項、勤務時間条例（案）第19条の2第１、３項	対応済み （法改正前より同等の措置を講じていた場合も含む）	常勤	46	20	1,526	1,592
			常勤以外	43	19	1,369	1,431
		一部対応済み （法改正前より同等の措置を講じていた場合も含む）	常勤	1	0	27	28
			常勤以外	1	1	31	33
		対応について検討中	常勤	0	0	126	126
			常勤以外	2	0	207	209
		未対応	常勤	0	0	42	42
			常勤以外	1	0	114	115
オ	**３歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向配慮等**（当該職員に対し、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報提供や、利用に係る意向確認など、必要な措置を義務付け） ※参考 人事院規則10－11第14条第２項、第3項、勤務時間条例（案）第19条の２第２、３項	対応済み （法改正前より同等の措置を講じていた場合も含む）	常勤	46	20	1,508	1,574
			常勤以外	43	18	1,347	1,408
		一部対応済み （法改正前より同等の措置を講じていた場合も含む）	常勤	0	0	27	27
			常勤以外	1	2	34	37
		対応について検討中	常勤	1	0	137	138
			常勤以外	2	0	219	221
		未対応	常勤	0	0	49	49
			常勤以外	1	0	121	122

別紙２

人材確保に関する調査結果について

＜出典＞
１～３：令和６年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査の附帯調査（令和７年10月１日時点）
４～９：令和７年度人材育成等に関する調査（令和７年４月１日時点）

１　令和８年４月１日付け入庁者を対象とした採用試験において、受験者が最も早く受験できる採用試験の申し込み時期及び最終合格の時期
(主に大学卒業程度の者を対象とした採用試験)※実施団体のみ回答

○試験の申し込み時期

単位：団体

	大学１年生	大学２年生	大学３年生			大学４年生		
	市区町村	**市区町村**	**都道府県**	**指定都市**	**市区町村**	**都道府県**	**指定都市**	**市区町村**
４月					3	1	1	262
５月	1				4			365
６月	1	2	1		3			169
７月					2			260
８月	1		2					94
９月			1		1			36
10月					1			23
11月			1		1			9
12月					2			3
１月			1		1			1
２月			3	2	33			1
３月		1	37	17	125			

※都道府県・指定都市は１～２年生は無し。

○最終合格の時期（採用候補者名簿に登載される時期）

単位：団体

	大学１年生	大学２年生	大学３年生			大学４年生		
	市区町村	**市区町村**	**都道府県**	**指定都市**	**市区町村**	**都道府県**	**指定都市**	**市区町村**
４月								3
５月						4	3	35
６月						36	16	88
７月					2	2	1	163
８月			1		4			325
９月	1	1			2			228
10月	1	1			1			150
11月			2		4			226
12月			1					104
１月	1		1					15
２月					3			32
３月					1			14

※都道府県・指定都市は１～２年生は無し。

２　（回答：これまでに中途採用を実施したことがある団体のみ）中途採用試験の実施における課題（複数回答可）

単位：団体

選択肢	**都道府県（n=46）**	**指定都市（n=20）**	**市区町村（n=1353）**	**合計（n=1419）**
１.中途採用の広報・情報発信の方法が分からない。	15	3	132	150
２.募集をしても、応募者や求める人材が集まらない。	29	11	642	682
３.新卒区分の受験者と比較して、経歴が多岐にわたるため、同一の試験において適切に評価することが難しい。	7	4	235	246
４.採用時の初任給や職階の設定が難しい。	7	2	477	486
５.採用者の専門性やスキルを活かした配置を行うことが難しい。	14	4	230	248
６.中途採用者向けの研修の必要性を感じるものの、実施できていない。	4	2	332	338
７.元から在籍している職員との間で、昇任・昇格などのバランスを取ることが難しい。	14	2	536	552
８.中長期的なキャリアパスの設定が難しい。	20	4	261	285
９.公務とのミスマッチ等により、早期離職が発生している。	7	4	170	181
10.そのほか	3	0	42	45
11.特に課題として感じていることはない。	1	2	132	135

３-１　中・高校生を対象とした公務の魅力発信・公務への理解促進等の取組の実施状況について

単位：団体

選択肢	都道府県（n=47）	指定都市（n=20）	市区町村（n=1722）	合計（n=1789）
実施あり	33	14	581	628
実施なし	14	6	1,141	1,161

３-２　実施団体における主な事例

項目	内容
見学会・オープンカンパニー・説明会の開催	・庁舎見学、若手職員との座談会、模擬集団討論等を組み合わせた職場見学会やオープンカンパニーを定期開催。 ・保護者や学校関係者を対象にした採用説明会を実施。 ・ハローワーク等が主催している高校生を対象とした「業界別ガイダンス」に参加し、公務の魅力発信や理解促進を図る。
インターンシップの開催	・年間を通して地元高校生のインターンシップを受け入れ、職業理解の場を提供。 ・高校生を対象に、仕事紹介や庁舎ツアー、グループワークを行う探求型インターンシップを実施。 ・「ちょこっとインターンシップ」と題し、中学生を対象とした職場体験を実施。
学校訪問や出前講座への講師派遣 ・学校が行うキャリア教育への参画	・中学校・高校へ職員が出向き、進路ガイダンスや職業講話、授業1コマでの仕事紹介を行う。 ・各学校において実施される探究学習やキャリア形成プログラムと連携し、課題解決型ワークを体験させる。
広報（SNS・動画・冊子）	・職員インタビュー動画や「おしごと動画」をSNSや採用サイトで配信。 ・中高生向け冊子（企業ガイドブック、キャリア冊子）への掲載や、技術職募集パンフレットの作成・配布。

４　公務の魅力の発信に資する取組として、現在取り組んでいるもの（複数回答可）

単位：団体

職種	選択肢	都道府県（n=47）	指定都市（n=20）	市区町村（n=1721）	合計（n=1788）
一般行政職	ア　SNS や動画配信、民間の就職支援サービスを利用した広報	46	20	859	925
	イ　応募者に応じた様々なキャリア教育・インターンシップの実施	42	16	656	714
	ウ　職場見学や若手職員との意見交換の開催	44	15	514	573
	エ　働きやすさなどの職場環境に関する情報発信	44	16	510	570
	オ　その他	9	5	80	94
技術職	カ　SNS や動画配信、民間の就職支援サービスを利用した広報	46	20	754	820
	キ　応募者に応じた様々なキャリア教育・インターンシップの実施	42	18	522	582
	ク　職場見学や若手職員との意見交換の開催	45	18	414	477
	ケ　技術職員確保のための技術若手職員による WEB 面談の実施	31	7	49	87
	コ　働きやすさなどの職場環境に関する情報発信	44	16	458	518
	サ　その他	11	5	72	88
資格職	シ　SNS や動画配信、民間の就職支援サービスを利用した広報	42	20	786	848
	ス　応募者に応じた様々なキャリア教育・インターンシップの実施	38	14	533	585
	セ　職場見学や若手職員との意見交換の開催	39	15	431	485
	ソ　資格職員確保のための当該資格を有する若手職員による WEB 面談の実施	29	4	41	74
	タ　働きやすさなどの職場環境に関する情報発信	40	16	483	539
	チ　その他	10	4	67	81

5 多様な試験方式の工夫に資する取組として、現在取り組んでいるもの（複数回答可）

単位：団体

職種	選択肢	都道府県（n=47）	指定都市（n=20）	市区町村（n=1721）	合計（n=1788）
一般行政職	ア 通年募集枠（同一年度内において必要な回数を実施する場合も含む）の設置	8	2	231	241
	イ 年度途中の採用枠（翌年４月１日採用に限定しない採用枠）の設置	11	8	569	588
	ウ 年齢上限の引上げ・撤廃	25	9	889	923
	エ 採用手続の広域化（採用試験の共同実施、共同採用方式の実施等）	2	0	244	246
	オ 試験会場の管外設置（テストセンターの活用等）	35	10	562	607
	カ 採用手続のデジタル化（受験申込みのオンライン受付、WEB 面接の導入等）	46	20	1057	1123
	キ 試験日程の早期化	36	11	467	514
	ク 採用候補者名簿の有効期間の延長	7	1	31	39
	ケ 教養試験に代わるＳＰＩなどの適性検査の導入	40	14	817	871
	コ 口述試験やグループワークといった人物試験の配点比率の増加	26	11	427	464
	サ 競争試験から選考試験への移行	2	1	34	37
	シ その他	1	4	32	37
技術職	ス 通年募集枠（同一年度内において必要な回数を実施する場合も含む）の設置	10	3	321	334
	セ 年度途中の採用枠（翌年４月１日採用に限定しない採用枠）の設置	9	8	512	529
	ソ 年齢上限の引上げ・撤廃	28	8	901	937
	タ 採用手続の広域化（採用試験の共同実施、共同採用方式の実施等）	2	0	187	189
	チ 試験会場の管外設置（テストセンターの活用等）	36	14	462	512
	ツ 採用手続のデジタル化（受験申込みのオンライン受付、WEB 面接の導入等）	46	20	948	1014
	テ 試験日程の早期化	40	18	421	479
	ト 採用候補者名簿の有効期間の延長	17	3	29	49
	ナ 教養試験に代わるＳＰＩなどの適性検査の導入	37	14	658	709
	ニ 口述試験やグループワークといった人物試験の配点比率の増加	27	12	364	403
	ヌ 競争試験から選考試験への移行	5	1	62	68
	ネ その他	7	6	53	66
資格職	ノ 通年募集枠（同一年度内において必要な回数を実施する場合も含む）の設置	20	2	323	345
	ハ 年度途中の採用枠（翌年４月１日採用に限定しない採用枠）の設置	11	6	516	533
	ヒ 年齢上限の引上げ	29	7	964	1000
	フ 採用手続の広域化（採用試験の共同実施、共同採用方式の実施等）	1	0	206	207
	ヘ 試験会場の管外設置（テストセンターの活用等）	19	8	458	485
	ホ 採用手続のデジタル化（受験申込みのオンライン受付、WEB 面接の導入等）	41	20	996	1057
	マ 試験日程の早期化	21	3	405	429
	ミ 採用候補者名簿の有効期間の延長	4	1	25	30
	ム 教養試験に代わるＳＰＩなどの適性検査の導入	22	8	667	697
	メ 口述試験やグループワークといった人物試験の配点比率の増加	21	9	388	418
	モ 競争試験から選考試験への移行	17	1	80	98
	ヤ その他	4	4	53	61

6　多様な人材の採用に資する取組として、現在取り組んでいるもの（複数回答可）

単位：団体

職種	選択肢	都道府県（n=47）	指定都市（n=20）	市区町村（n=1721）	合計（n=1788）
一般行政職	ア　年齢上限の引上げ・撤廃	25	10	880	915
	イ　新卒一括採用と経験者採用を効果的に組み合わせた複数の採用ルートの設定	33	15	624	672
	ウ　行政経験者（同じ団体への復職や定年退職者を含む）の採用枠の設置	25	5	221	251
	エ　民間経験者（定年退職者を含む）の採用枠の設置	31	12	572	615
	オ　修士号や博士号取得者などの採用枠の設置	0	1	9	10
	カ　庁内の他の部署（他施策）との連携 （例：自団体で実施する移住に関するイベントへの出展、移住に関する自団体の補助金の活用　等）	16	3	38	57
	キ　その他	9	0	50	59
技術職	ク　年齢上限の引上げ・撤廃	26	9	875	910
	ケ　新卒一括採用と経験者採用を効果的に組み合わせた複数の採用ルートの設定	34	15	530	579
	コ　行政経験者（同じ団体への復職や定年退職者を含む）の採用枠の設置	22	5	181	208
	サ　民間経験者（定年退職者を含む）の採用枠の設置	33	13	525	571
	シ　修士号や博士号取得者などの採用枠の設置	1	1	5	7
	ス　庁内の他の部署（他施策）との連携 （例：自団体で実施する移住に関するイベントへの出展、移住に関する自団体の補助金の活用　等）	13	3	41	57
	セ　その他	5	1	41	47
資格職	ソ　年齢上限の引上げ・撤廃	26	9	944	979
	タ　新卒一括採用と経験者採用を効果的に組み合わせた複数の採用ルートの設定	24	12	508	544
	チ　行政経験者（同じ団体への復職や定年退職者を含む）の採用枠の設置	19	4	162	185
	ツ　民間経験者（定年退職者を含む）の採用枠の設置	23	11	445	479
	テ　修士号や博士号取得者などの採用枠の設置	0	0	3	3
	ト　庁内の他の部署（他施策）との連携 （例：自団体で実施する移住に関するイベントへの出展、移住に関する自団体の補助金の活用　等）	10	2	39	51
	ナ　その他	3	1	40	44

7　（回答：都道府県のみ）市区町村の専門人材の確保について市町村の支援等の取組（複数回答可）

単位：団体

選択肢	都道府県（n=47）	指定都市	市区町村	合計
ア　都道府県において必要な人材を確保し市区町村支援業務に充てている	13			
イ　都道府県において必要な人材を確保し市区町村へ派遣（併任を含む）している	15			
ウ　市区町村の職員採用活動に協力している（採用イベントの共同実施など）	9			
エ　都道府県の主導により複数の市区町村の採用試験を共同実施している	3			
オ　その他	5			
カ　どれにも取り組んでいない	19			

８　令和６年度に中途採用を実施した団体において、中途採用を通じた人材の確保に資する取組として、現在取り組んでいるもの（複数回答可）

単位：団体

選択肢	都道府県（n=47）	指定都市（n=20）	市区町村（n=1133）	合計（n=1200）
ア　中途採用に特化した情報の広報（SNS や動画配信、民間の転職支援サービスを利用した広報）	26	11	138	175
イ　中途採用に特化した説明会の実施や合同説明会への参加	23	19	98	140
ウ　教養試験に代わるＳＰＩなどの適性検査の導入	37	14	557	608
エ　面接方法の工夫（ＷＥＢ面接の実施や夜間・土日の面接の実施等）	36	18	412	466
オ　その他	4	3	64	71
カ　どれにも取り組んでいない	2	1	354	357

※　令和６年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査において令和６年度に中途採用試験を実施したと回答した団体の回答を集計。

９　令和６年度に中途採用を実施した団体において、中途採用者(※)定着に資する取組として、現在取り組んでいるもの（複数回答可）
（※「経験者採用枠」等での採用者に限らず、一定の前職歴を持って入庁した者を含む）

単位：団体

選択肢	都道府県（n=47）	指定都市（n=20）	市区町村（n=1133）	合計（n=1200）
ア　配属部署の調整（前職と近い分野への配属や本人の希望への配慮等）	37	12	422	601
イ　採用時の職を前歴を加味したものとする	29	9	431	603
ウ　入庁後の研修等の実施（主に新卒採用者に対して行われる研修を除く）	10	7	104	156
エ　入庁後のメンタル面における支援（定期的な面談、メンター制度の導入等）	25	11	328	475
オ　入庁後の孤独化・孤立化を防ぐための取組（例：職員間での交流機会の創出等）	11	2	135	188
カ　その他	3	1	16	26
キ　どれにも取り組んでいない	2	1	342	667

※　令和６年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査において令和６年度に中途採用試験を実施したと回答した団体の回答を集計。